

武田史蹟

掠如風
如火徐
不動如山
如林侵

竹節堂著

特277

574

特277-574



*76W10513 *



始



特277

574

特277-574

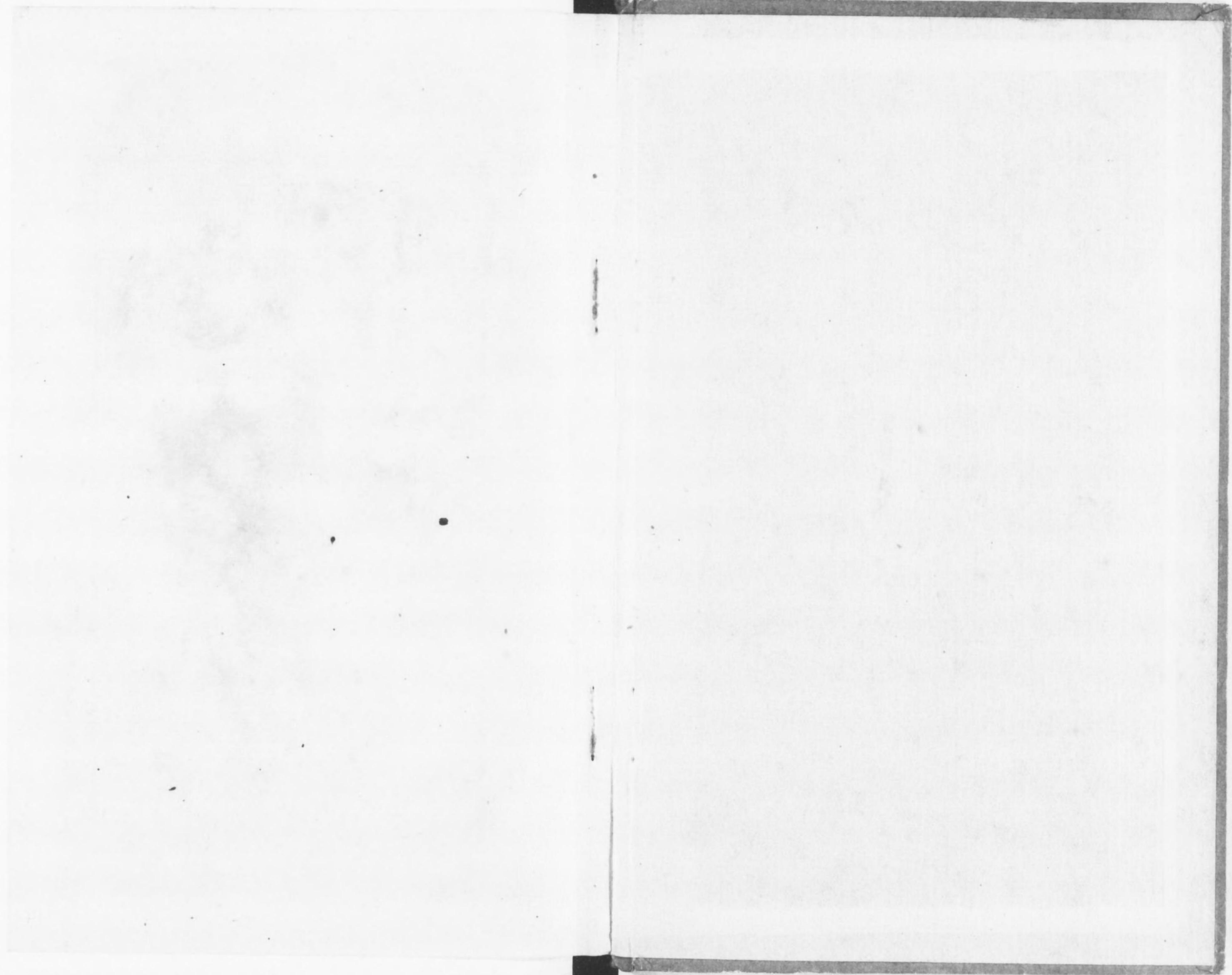


*76W10513

武田史蹟

掠如火 風徐如林 侵
不動如山

竹節堂著





田

史

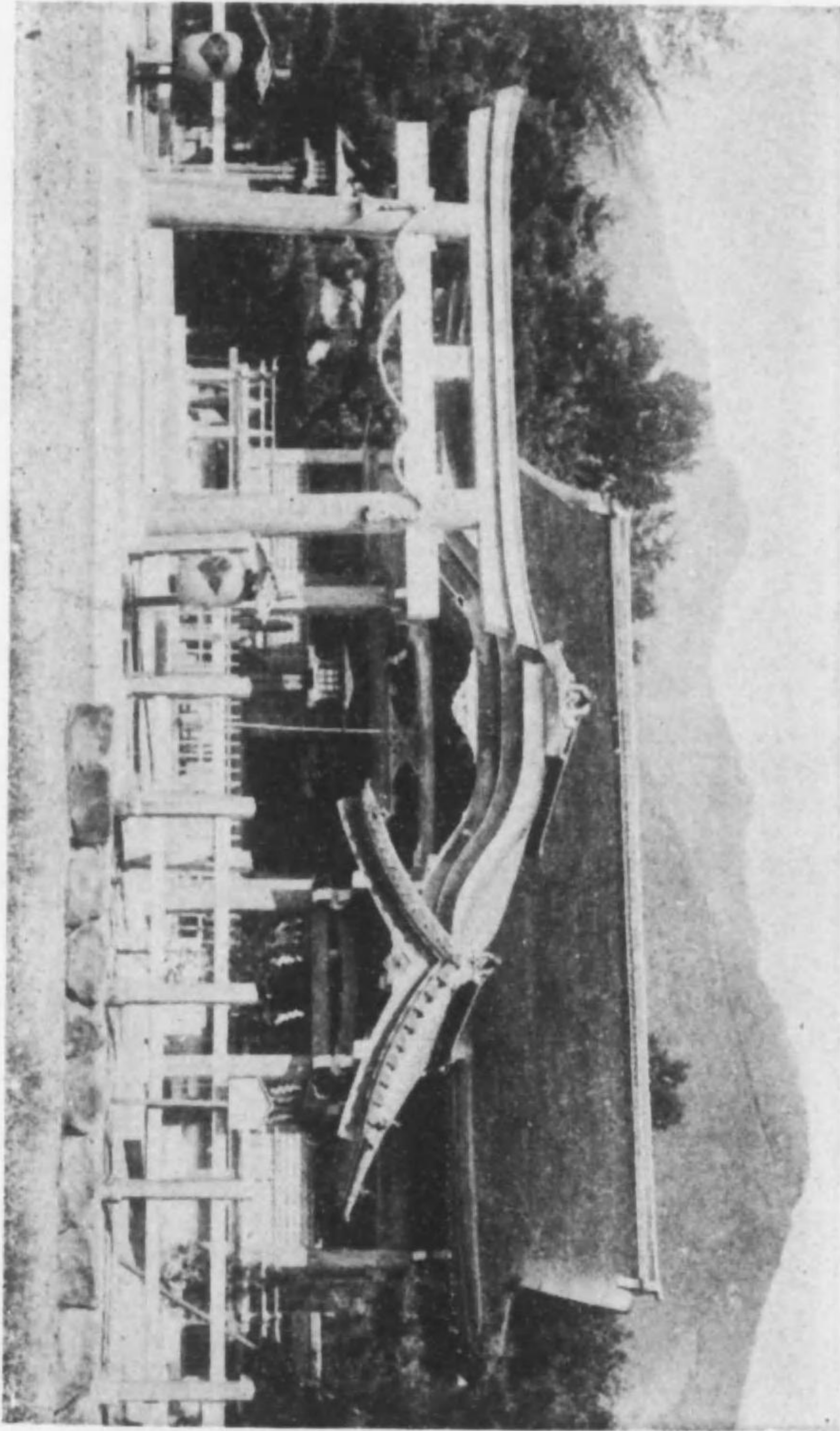
蹟

節

堂



武田神社



田
史
記

晴
堂

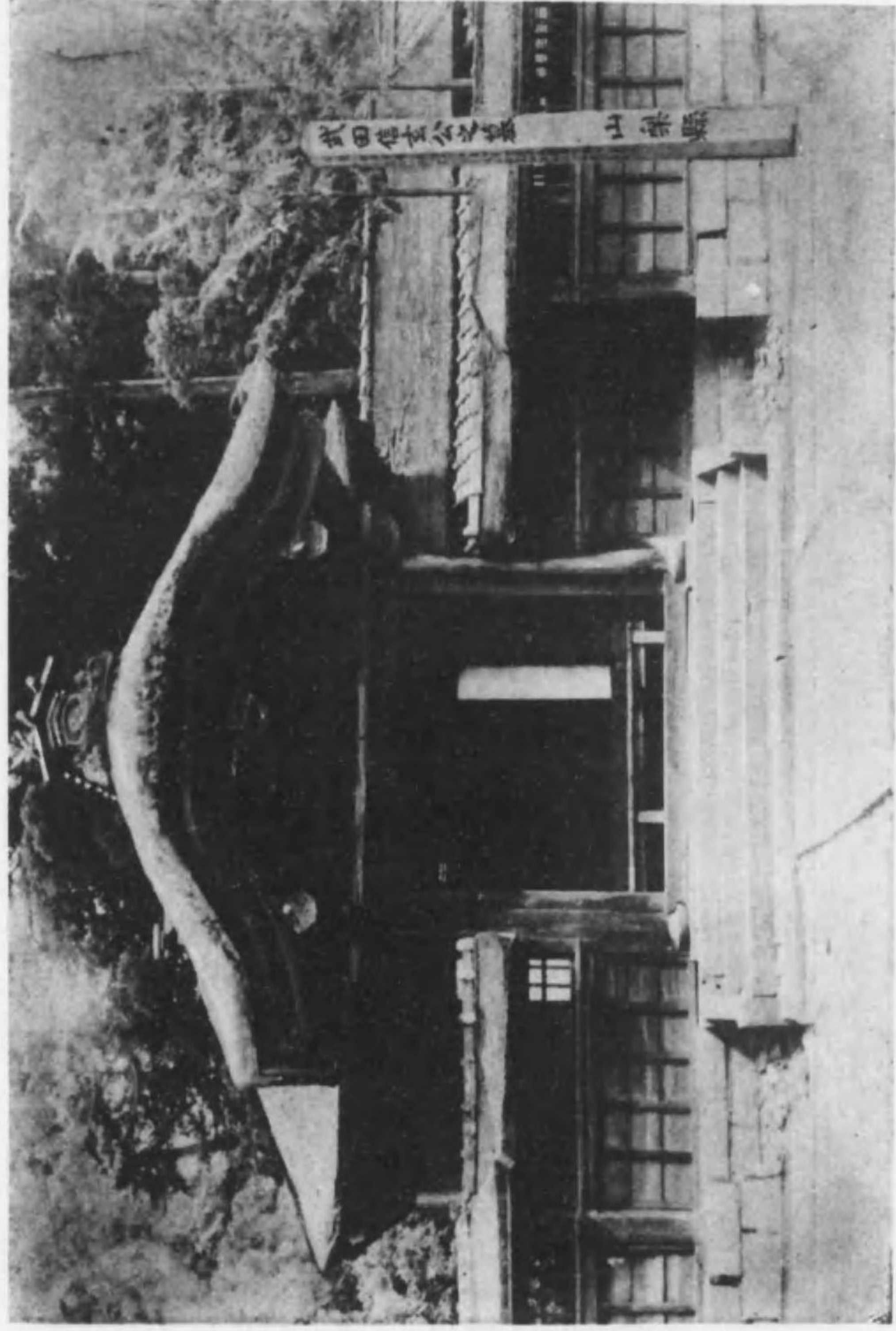
76W10513



菅田天神社所藏（國寶）



鏡の無楯



武田信玄所藏（惠林寺）

信玄息女北条氏政養中也今時當妊
 懷之氣惟來六七月之頃托胎必欲
 臨厥期而產平安子母共無恙亦
 之福機者歸富士淺間之神功
 若支禱祝不空於中宮之室集
 百象之衆門而令讀誦法華經
 王加之可奉納神駒矣感德之
 一併刻日踐之仍願狀敬白
 永祿元年五月吉日 德宗軒 信玄 印
 奉納淺間大菩薩御寶前

御室淺間神社所藏

序

武田家は源氏の一族で、義光から信勝まで廿八代凡そ五百年、代代甲斐の領主として榮えた家筋である。中でも信玄の時には富國強兵最も隆盛を極め、よく天下に名をなしたのである。従て世人は甲州といへば武田氏を聯想し、甲州見物といへば武田氏の事共を探るが、第一のつきものゝやうになつてゐる。併し之がたづきともなるやうな編著は殆んど出されてゐない。これは山梨縣下のため誠に惜しむべきことである。本書は即ちその補ひをつけやうとして現はれたもので、要は「通俗的」である。それ故本書は信玄を中心とし、各篇とも甲州に於ける武田氏の重なるものを擧げたゞけで、固よりその凡てを盡して居らぬ。尤も参考のため、史蹟部の末に武田氏に名ある縣外の戦蹟三ヶ所だけを擧

げたが、之れとて充分ではない。併し縣内外大小無数の事柄を洽く網羅するは困難でもあれば繁雑でもあつて、それは本書の心でない。幸にも此邊を諒せられ、本書が聊かなりと讀者諸賢の便ともならば、本懐の至りである。今回修正増補を加へ四版を出すに當り一言拙辭を叙して序に代へた次第である。

昭和十六年の夏

節 堂

目 次

武田氏と甲斐

武 田 氏

- 源氏の勃興
- 甲斐源氏
- 武田氏
- 武田信虎
- 武田信玄
- 武田氏の強盛
- 武田勝頼
- 武田氏の滅亡
- 武田氏以後

信玄と甲斐

- 封建の要害
- 信玄の治
- 社寺の保護
- 信玄の人物
- 信玄の感化
- 贈位

遺 韻

遺 制

- 甲州法度
- 武田家々法
- 大小切法
- 甲金
- 甲州楯

遺物……………五三

- 楯無の鏡 □日の丸の旗 □孫子の旗 □諏訪神號旗 □不動像 □信虎の畫像
- 夫人大井氏の畫像 □渡唐天神像 □武田家古文書 □信玄の刀 □信玄の畫像

遺風……………六三

- 朱印と花押 □信玄の遺墨 □信玄の詩歌 □甲州流

史蹟

甲府……………七五

- 都會の發生 □地勢 □一條の館地 □甲府の創始 □信玄勝頼の代 □甲府城の起工 □城下町の發達 □甲府の狀況 □山梨縣の治 □交通の發達 □甲府の繁榮

武田神社……………八五

- 創建と鑱座祭 □協賛會の事業 □神輿の渡御 □神社の尊崇

一蓮寺……………九一

- 一條庄 □一條忠頼 □一蓮寺の草創 □信玄觀櫻の宴 □築城と遷寺 □現状 □正の木稻荷

甲府五山……………九六

- 禪宗諸寺 □長禪寺 □東光寺 □法泉寺 □圓光院 □能成寺

善光寺……………一〇三

- 建立 □信州善光寺 □本尊如來 □燈籠佛 □寺寶 □光泰の墓

大泉寺……………一〇九

- 草創と傳説 □代々の保護 □安置佛と寺寶

信玄の墓……………一一四

- 信玄の薨去 □岩窪の墓

武田古城址……………一二七

□躑躅ヶ崎館址 □信虎の創築 □廢館 □御屋形跡 □規模 □條坊 □諸將士の宅跡 □自然的大城郭

要害城址……………一三三

□信玄の誕生 □城址 □信玄と城郭

飯田河原……………一三六

□福島勢亂入 □武田勢の奇計 □信虎の大捷 □戰蹟

勝頼の墓……………一三九

□法泉寺 □勝頼の首級 □勝頼の墓

信玄堤……………一三二

□釜無の氾濫 □大御幸の起源 □信玄の築堤 □孫子の應用 □其他の堤防

新府城址……………一三五

□武田家の衰勢 □築城と移轉 □列強の甲州入 □新府の評議 □新府退去 □武田家滅亡 □城址

武田八幡宮……………一四〇

□信義の館址 □武田の庄 □八幡宮 □勝頼夫人の祈願 □神寶

夕狩澤……………一四四

□武田家の危禍 □景家の敗亡 □柘無の威靈 □遺蹟

淺間神社……………一四七

□勸請 □信玄の崇敬 □御奈良天皇の御立願 □大御幸 □國幣中社 □寶物

向嶽寺……………一五四

□草創と來歴 □南帝勅願禪窟 □赤松乙姫と覺庵 □信玄の保護 □向嶽寺派大本山

惠林寺……………一六〇

□草創 □快川と信玄 □信玄の墓 □織田氏の焼討 □家康の再興 □信玄の法會 □柳澤氏の崇敬 □惠林晚鐘 □明治の火災 □當寺と信玄 □寺寶

天目山……………一七〇

- 新府退去
- 小山田の叛
- 小宮山の忠節
- 勝頼夫人の最期
- 信勝の覺悟
- 撰甲の禮
- 勝頼父子の最期
- 土屋の忠節
- 勝頼の首級
- 織田徳川の政
- 景德院
- 遺蹟

武田家館址……………一八〇

- 若神子の館址
- 平塩岡の館址
- 古宮城址
- 武田の館址
- 一條の館址
- 飯田の館址
- 石和の館址
- 千野の館址
- 小石和の館址
- 北八代の館址
- 川田の館址
- 概括

烽火臺址……………一八七

- 戦國の通信法
- 烽火臺址
- 警備方面

□縣外戰蹟

川中島……………一九二

- 地勢
- 甲越の通路
- 合戦の諸説
- 弘治の戦
- 鐵砲の使用
- 永祿の戦
- 甲越の出勤
- 兩軍對峙
- 兩將の策戦
- 鞭聲轟々
- 戦鬨開始
- 一騎討

- 甲軍の正兵
- 甲越和睦
- 甲越直戦地

三方ヶ原……………二〇六

- 信玄の西上
- 家康の狼狽
- 三方ヶ原
- 兩軍の策戦
- 戦鬨の經過
- 刑部の越年

長篠……………二二三

- 長篠城
- 勝頼の盲進
- 勝頼の出軍
- 攻撃開始
- 織田徳川の援軍
- 大戰
- 設樂原の大戰

附 録

武田家古文書目録……………

武田家系譜……………

物 徂 徠

一覽舊營生喟嘆 機山英略揣摩難

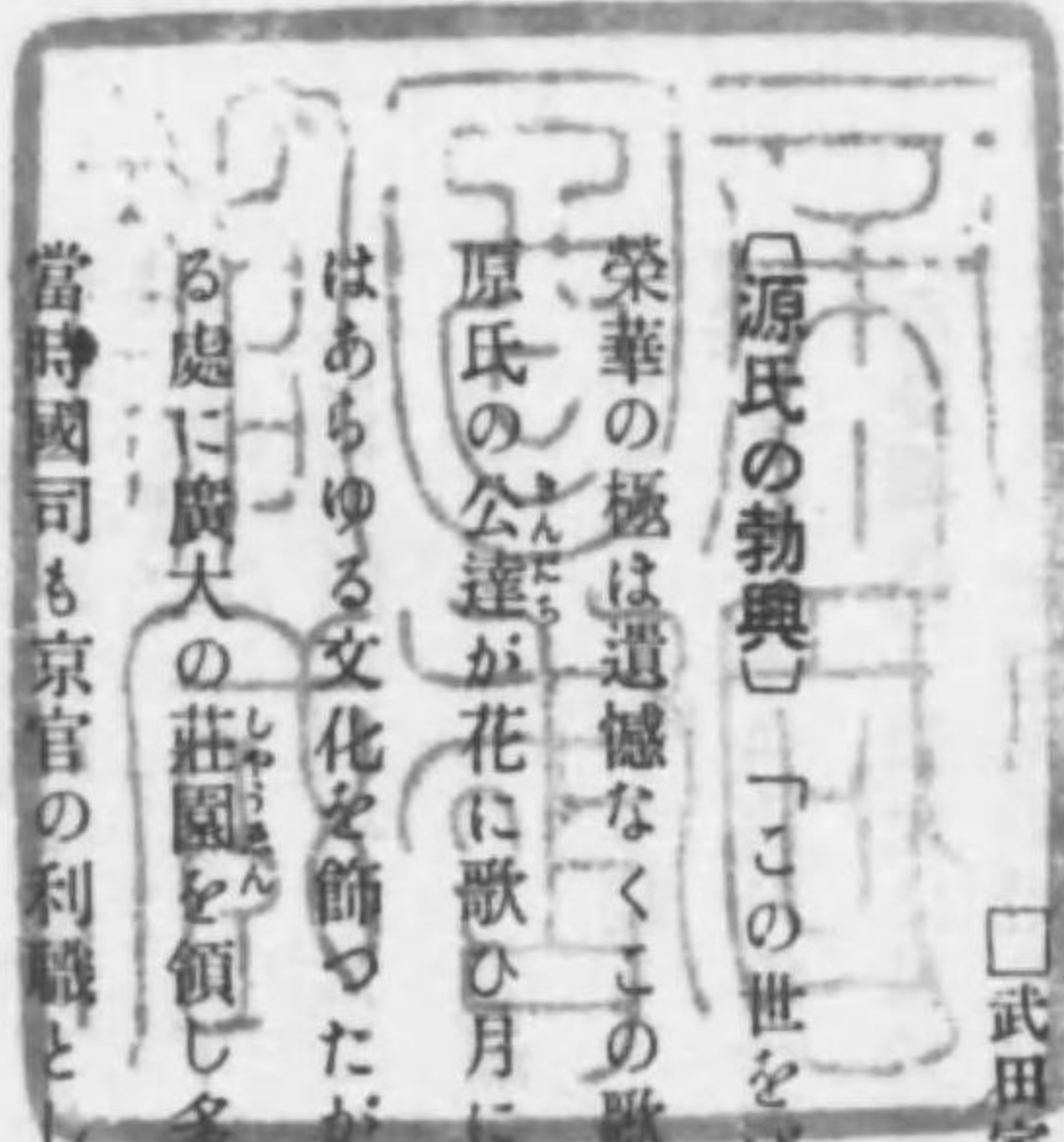
金湯千里今猶在 莫做尋常興廢看

武田氏と甲斐

武田氏
信玄と甲斐

武田氏

- 源氏の勃興
- 甲斐源氏
- 武田氏
- 武田信虎
- 武田信玄
- 武田家の強盛
- 武田勝頼
- 武田氏の滅亡
- 武田氏以後



「源氏の勃興」この世をばわが世とぞおもふ望月のかけたることもなしと思へば。藤原氏が榮華の極は遺憾なくこの歌によりて語られてゐる。げに平安朝の中頃は藤氏全盛の時代で、藤原氏の公達が花に歌ひ月に舞ひ、奢侈遊蕩に耽り、きらびやかな唐の文明にも酔ひはて、都はあらゆる文化を飾つたが、それに引換へ政治は日に弛み、地方には數多の豪族が現はれて到る處に廣大の莊園を領し多くの家の子郎等を養ひて勢力をはり、國司の命にも服しなかつた。當時國司も京官の利職として墮落してゐたゞけ、權威も衰へれば統御の力も減じ、地方は益々亂れて、天慶の亂や、前九年の役や、後三年の役など交々起きて誠に騒々しくなつて來た。けれども優さ男揃ひの藤原氏の公達には誰一人これに當り得るものがない。何時も源平二氏が登

用されて討伐に向ひ、その都度武功をたて勢力を昂めるといふ有様であつた。

源氏には嵯峨源氏、清和源氏、宇多源氏、村上源氏——などがある。その先は何れも皇室の分統で尊い家筋である。その中最も榮えたのが清和源氏である。清和源氏は清和天皇の皇孫經基の時源姓を賜り、臣下に列せられたのが始で、その子滿仲を経て頼信、頼義、義家、義光など常に東國に武功をたてたので、朝廷の信任も次第に加はり、諸國の國守や檢非違使などに任ぜられるのもあつて、源氏勃興の端を開いた。義家には數人の子があつた。長男義親は爲義、義朝を経て頼朝を起し、次男義國は新田、足利兩氏の祖を起し、弟義光は甲斐守となり「甲斐源氏」延いて「武田氏」を起した。

〔甲斐源氏〕 義光は祖父頼信、父頼義が甲斐守となつた緣故で後三年の役後寛治その職を奉じた。また御旗、楯無の鎧、史蹟夕狩澤、天竺の部等參照射禮などの重寶を傳へ、子孫を戒めて代々甲斐に居らしめ「甲斐源氏」の基を開いた。義光は大治二年十月廿日七十一歳で歿した。逸見の若神子にその館址といふ所がある。

義光の後、その子孫は代々當國に住み國中を治めた。三男義清は逸見に館して逸見冠者となつた。

なへ、また青島郷の下司となり、市川の平鹽岡にゐて治を行つた。晩年西條に隱居し、久安元年七月廿三日この地に歿した。平鹽岡にはその館址といふ處があつて、「甲斐源氏舊址碑」と刻した銅標が建てられてゐる。また西條の隱居地にはその墳墓といふのがあつて、現に義清神社が祀られてゐる。義清には嫡男に清光といふがある。天永元年六月市川の館に生れ、逸見に館して逸見太郎となへ、仁安三年六月五十九歳で歿し、同地の清光寺に葬られた。清光には十一人の男子があつて皆國內に分居し、各々その地名をとりて氏とし、中には鎌倉に屬して武功をたてたのもあつて、誠に強盛であつた。今その一族を擧げて見ると、

信義 (武田氏)	北巨摩郡神山村字武田
光長 (逸見氏)	北巨摩郡若神子村
遠光 (加賀美氏)	中巨摩郡三惠村字加賀美
義定 (安田氏)	東山梨郡日下部町字小原
清隆 (平井氏)	東八代郡英村字上平井
義長 (河内氏)	東八代郡富士見村字河内

光 義(田井氏) 不詳

信 清(八代氏) 東八代郡北八代村

義 行(奈胡氏) 中巨摩郡南湖村

義 成(淺利氏) 東八代郡豊富村字淺利

玄 尊(曾根氏) 東八代郡上下曾根村の内か

中にも信義は武田氏を起し、遠光の子孫は秋山、小笠原、南部、於曾の諸族を起し、秋山氏は更に下山、常葉を、南部氏は波木井氏を起し、それがまた國內の各地に蔓延して武勢を張るなど、甲斐源氏の勢力は格別となった。

〔武田氏〕 清光の嫡男信義は仁安三年父の後を繼いで領主となり逸見の「武田の庄」にゐて治を行ひ、武田王の廢祀を興して氏神とし史蹟の部武田。八幡社參照。また武田の地名を氏として遠近に武威を振つた。これが「武田」の氏號のはじめである。

信義は文治二年三月九日五十九歳で歿し、以後子孫がつき／＼に立つて國中を治めた。殊に武田家は源氏の一族で鎌倉とは親戚の間柄であるから、信義をはじめ、忠頼信義の、信義の、有義同三、

信光同五——など、一門の中には鎌倉に屬し、治承元暦の諸役に出陣して平氏を討ち、その功

により諸國の國守や守護職に任ぜられるもあつた。殊に當國は武田氏の故地であるから其守護權は全く武田氏に歸し、武田氏は鎌倉の威をかりて國中に跋扈した。源氏滅亡の後には北條氏に仕へ、信政信光の、信時信政の男、時綱信時の男、信宗時綱の男、など鎌倉の射手隨兵武者所などをとめて名をたてた。北條氏の後は更に足利氏に屬し、信武信宗の男、は足利尊氏に殊遇されてその姪女を妻とし、安藝、若狹を管領し、信春信武の孫、は幕府の七頭となり弓馬の儀式を司り、信元信春の、は將軍義持により一旦失つた甲斐の故地を恢復し、信重信滿の、は下總の結城の亂に敵將を殲した功で當國の守護職となつた。下つて信虎は永祿中上洛して將軍義輝に謁し、優遇されて相伴衆に列し、桐の紋章を賜はつた。その子信玄は天文五年三月元服の時將軍義晴から偏諱を賜りて晴信となへるなど、代々幕府の殊遇をうけその氣勢を昂めた。殊に吉野朝以後は國衛も次第に衰へたので、國守の權は自然武田氏に移り、家運の隆盛を促したけれどもその間往々浮沈の時代もあつて、應永廿四年信滿が足利幕府に敵對して木賊山に敗死し、當國が一時空國となつた際一族の逸見有直が當國を横領し、武田家に代つて國中を守護しやうとしたこともあるし、寛正

六年信昌の時守護代跡部景家父子が跋扈し、幼主を蔑すみて武田家の横領を企て、却て夕狩澤史蹟の部参照で敗死したこともあるし、また廢立天折あきせつなどの變もあつて随分社稷しゃしよくを危うしたこともある。併し代々多くは幕府の庇護によりて家運を全うし、信虎の代には漸く隆盛の端緒を開くことになつた。

〔武田信虎〕



武田信虎花押

信虎は武田家廿五代の相續者で、父は信繩、明應三年正月六日石和の館に生れた。永正四年十四歳で家督し當國を守護した。當時應仁の亂後とて、京都は荒れはて、皇室は衰へ將軍の威令は行はれず、群雄は各地に割據して互に争ひ、世は亂麻のやうに亂れはて、日として寧日はない。當國の中にも都留郡に小山田氏、西郡に大井氏、河内に穴山氏、東郡に栗原氏、逸見に逸見氏などの諸豪がゐて互にその隙を窺ひ、また隣國には信濃に平賀氏、諏訪氏、小笠原氏、村上氏、木曾氏——、武蔵に上杉氏、駿河に今川氏、相模に北條氏などがゐて一寸も油

斷は出来なかつた。それに石和の地は要害は悪し、水害の患へもあつて館地としては不適當であるので、永正十六年十二月甲府の要害に移り、經營の歩武を進めた。これから甲府の地は、信玄、勝頼へかけ、三代六十三年の館地となり、一國の中心地として榮えた史蹟の部参照。當時信虎は國內の諸族を従へ、着々その地盤を堅めることが出来たが、國外の諸豪はまだ充分歴へつけることが出来なかつた。併し永正十七年遠州の福島勢を飯田河原史蹟の部参照に迎撃して大捷を得てから、或は和戦に或は結婚に着々四隣の威壓をはかり、その威名は益々加はつた。けれども信虎は痼癥くわんじやう強い暴君であつた。わけて福島勢に打捷つてからは益々慢心となり、武勇に誇りて悪行をはたらき、何事も自分の意に任せぬはないやうになつた。老臣共も見ると見兼ねて折々諫言を呈し、却て手討になつたものもある。累代の四臣と稱へられた馬場虎貞、山縣虎清、工藤虎豊、内藤虎資など文武兼備の士は、何れも信虎の手にかゝりて一命をはてたが、尙この外信虎の犠牲ぎせいになつたものが五千人もあつた程で、一國の領主としては實に困つた暴君であつた。それ故國人からも忌まれ、この儘では逆も一國を圓滿に治めて行くことは出来ない、加之武田家の社稷しゃしよくにもかゝはるので、老臣共は心配の餘り、信虎の女婿——駿河の今川

義元と相談の上、信虎に駿河へ退隠して貰ふことになった。時は天文十年六月十四日で、信虎が四十八歳の血氣盛りの時であった。

之から當國は信玄の代となり國中が次第に治まつて來たが、駿河では永祿三年義元が桶狭間で敗死し、暗將氏眞の代となり、家臣も屢々離叛して穩かでなかつた。信虎は駿河にゐてその弱勢を看破し、信玄の元へ内報してこれを奪ひとれと警告し、暗に信玄の事業を助けてゐた。次で永祿六年正月京都へ上り、足利義輝に謁して優遇され、相伴衆に列し桐の紋章を賜はり、同八年信州へ移り天正二年三月五日八十一歳で高遠に歿し、甲府の大泉寺史蹟の部参照に葬られた。
〔武田信玄〕 信玄は信虎の嫡男で、大永元年石水寺史蹟の部参照に生れた。母は西郡上野の城主大井信達の長女で、信繁、信廉は何れも信玄と同腹である。丁度信玄が誕生の前年永正十年信虎は福島勢を飯田河原に破つたので、その瑞祥により勝千代と命名した。幼時の傳説によると勝千代は八歳の時甲府の禪僧について學問や書法を習ひ、また七書をも解し、九歳の時には雲雀の巢を探しあて、近臣を驚し、十二歳の時には木馬に化けた古狸を退治して度胸を示したなど、利發の子であつたらしい。天文五年三月十六歳で元服した。その時京都から勅使として轉



高野山成慶院所藏

武田信玄肖像

法輪三條左大臣公頼が下向して從五位下に叙し大膳大夫兼信濃守に任じた。また將軍足利義晴から偏諱を賜りて名を晴信と稱へた。次でその七月三條左大臣の第二女を娶りて妻とし、同十年六月廿一歳の時、信虎の駿河へ退隠した後をうけ、自立して國主となつた。

當時國內は信虎の經營で始んど地盤は堅まつてゐたが、なほ隣國には信濃、相模、駿河、武藏の諸豪をはじめ、更に越後に上杉氏、參遠に徳川氏、近畿に織田氏などがゐて各々その經營に腐心し、中には旗を京師にたて、將軍を擁し天子を奉戴して天下に號令せん野心家もあつて却々油斷は出來なかつたが、信玄もまたその一

人であつた。仍て先づ信濃に兵を出して北進の地歩を進め、上杉氏と川中島に五回の大戦を行ひ、殆んど信濃全土に地盤を堅め、一面上野に備へ、更に飛彈に討入りて越中方面を牽制し、参遠美に入る要路を開き、次で駿河を占領し、更に北條氏と取合ひて後和し、隣國の堅めをつけた。同時に近江の浅井氏、越前の朝倉氏、及び夫人の里方本願寺と結び、更に將軍義昭にも取入りて信長の萬一に備へた。斯くて西上の手順は萬遺算なく整つたので、元龜三年十月三日二萬餘の大軍を發して甲府を立ち、信州から遠州に入り、只來飯田二俣など徳川氏の諸城を陥れ、十二月廿三日三方ヶ原に進軍して徳川織田の大軍を破り、進んで刑部に陣し此處で越年した。次で織田氏と絶ち天正元年正月三河に入り二月野田城を陥れ兵勢が大いに振つた。然るに不幸にも病氣にかゝり、歸國の途次信州の駒場で薨じた。時は四月十二日。五十三歳であつた今少して多年の大望を達するばかりであつたに誠に残念であつた。遺命によりその喪を秘し、遺骸を國元に送還し、躑躅ヶ崎の土屋右衛門の邸中に殯し、三年の後——天正四年四月十六日惠林寺に埋葬した史蹟の部惠林寺参照

〔武田氏の強盛〕 天文十年信玄が自立してから薨去まで三十三年間の活動は誠に目ざましいも

のであつた。わけても從來防禦的であつた武田家は、この時代となり全く攻勢的に變じ、國內には一步も外敵を入れしめず、常に他境へ進出して武威を轟し、よく列強を屏息させた。信玄が大城の無用をとなく、「人は城人は石垣人は堀なきは味方仇は敵なり」と詠じて躑躅ヶ崎の

小館に満足してゐたのはよくこの邊の事情を察

することが出来る。加之信虎の頃までは國內の

統一さへ難業であつたのが、當代となり急に強

勢となり、甲斐、信濃、駿河、遠江、三河、美濃

飛彈、越中、上野——の全部又は一部——總石

高百三十五萬石を領し、武田家未曾有の強盛を



極めた。これも信玄が兵法——民政——に長け、武將として又大國の領主として非凡の伎倆を備へてゐたからである。同時に甲斐の郷土が何れ程その恩恵に浴し發達したか知れぬ。吾々は今日躑躅ヶ崎の小やかな館址を訪ふにつけ、また國中信玄の戦蹟がなきにつけ、或は武田家の運命が餘りに脆かつたを思ふにつけ、何時も盛時の武田家がその胸裡を裏切りせずにはゐられ

ない。

〔武田勝頼〕 信玄の後勝頼が嗣いで立つた。勝頼は信玄の四男で母は諏訪氏重の女、天文十五年に生れ、諏訪氏を繼ぎ、伊奈の郡代として高遠城にゐた。天正元年四月信勝の後見として武田家を繼いだ。父程の智略はない。それに徳川織田は當時益々氣勢を昂めて来たので、勝頼の經營難は一通りでない。わけても参遠美の方面は最も難關であつたから、勝頼は屢々大軍を出して之を征伐したが、天正二年正月織田氏の屬城美濃の十八箇城を一舉に陥れて非常に慢心し、更に五月高天神城を攻落してからは益々血氣にはやり、翌三年には老臣の諫言をもきかで長篠に無謀の兵を動し、五月徳川織田の兵と戦ひて大敗し、數多の股肱を失ひてその精銳を殺いだ。

これから武田家の旗色は一變して退守的となつたが、更に翌四年信玄の葬禮が行はれて、その歿去が公然天下に知れ渡つてからは、今まで翼を縮めてゐた徳川、織田、北條の諸雄は次第に翼を伸してその弱みにつけ込み、當國の運命は刻一刻と危急に瀕して来た。勝頼は從弟穴山梅雪の勧めにより、九年七月逸見の要害を見たて、城を築き、十二月廿四日その落成を俟つて

此處に引移り、萬全の防禦に備へた。之から此處を「新府」哪羅ヶ崎を「古府」ととなへた。信玄が大城の無用を稱へて何不足なかつた哪羅ヶ崎の館が、その歿後數年のうちに廢館となつたのは、最早武田家の末と謂はねばならぬ。

〔武田氏の滅亡〕 當時信州の木曾に木曾義昌といふ豪族があつた。信玄の時武田氏に降り、信玄の女を妻とし、武田家とは親戚合ひであるが、勝頼の代となり屢々賦役をかけられ不慈の政を施されたので、義昌も常に之を怨んでゐたが、長篠役以來武田家の兵勢が次第に衰へて来たのを見て、急に叛いて織田氏に内應した。仍て信長は甲州征伐の大命を發し、織田、徳川、北條、金森の軍八萬八千餘人を以て諸方面から甲州へ侵入した。時は天正十年二月十日。中にも織田氏の軍は信州方面から攻寄せ、最も優勢であつた。勝頼も諏訪の陣を退いて専ら防禦の策を續らしてゐたが、三月三日高遠落城の報を得て太く驚き、老臣等と評議の末新府を燒棄て、家臣小山田信茂の居城——郡内の岩殿へ立向つた。然るに途中駒飼で小山田の謀叛を知り、止むなく天目山に立籠つて最後の決戦を定めた。新府退去の際五百餘名の從兵が、中途大方離叛して今は僅に四十一名。中にはかよわき侍婢連が十六名からあつた程だ。

やがて田野へ着くと織田氏の先鋒瀧川一益等の軍は手近まで攻寄せて来た。勝頼も覺悟を定め、夫人北條氏の最期を見届け、また家臣土屋總藏を師として子息信勝の擯甲の禮をすませ敵中に斬つて入り、次で叛臣小山田、辻彌兵衛等の裏切兵に對し、奮戦苦闘したが力及ばず信勝等と共に自殺した。時は三月十一日、さしも名門の武田家も源義光から廿八代四百九十五年で滅亡した。

〔武田氏以後〕 勝頼が減びて當國は織田氏の領となつた。四月三日信長は諏訪から甲府に入り躑躅ヶ崎の舊館にゐて暴政を行ひ、武田氏の遺制を廢するやら、武田氏の家臣を討取らせるやら、また武田氏の尊信した諸社寺を破却するなど、あらゆる虐政を働き、家臣川尻鎮吉を留めて十日右左口路から安土へ歸つた。

鎮吉もまた信長の威をかり常に不慈であつたから、太く國人に忌まれてゐた。然るに六月信長は京都の本能寺で家臣明智光秀に弑された。この時國人は急に一揆を起し、十五日鎮吉を古府の岩窪に攻殺してその怨みを晴らした。

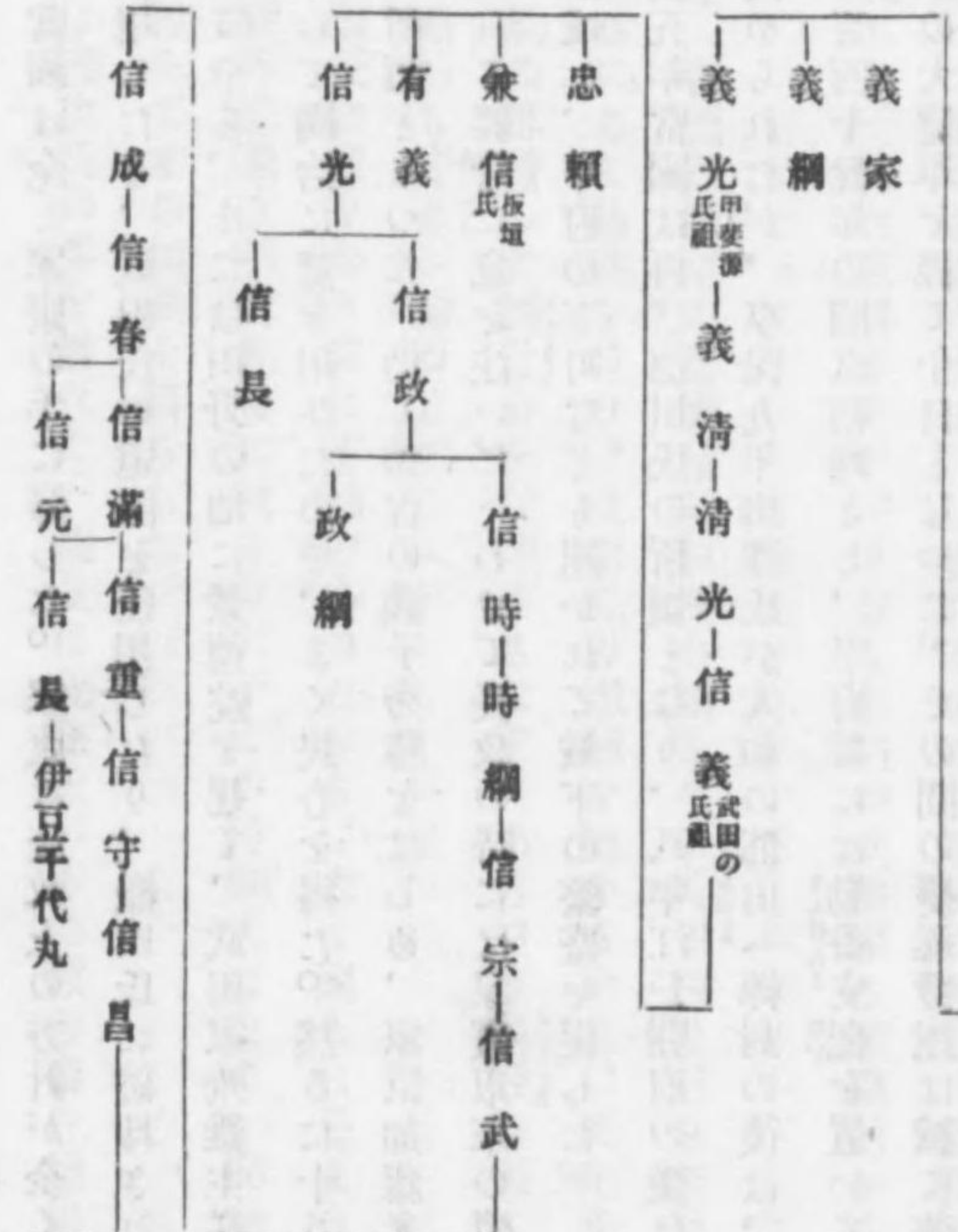
これで當國は織田氏の手を離れた。然るに北條氏がその隙を窺ひ徳川氏の軍と逸見や黒駒に

戦つて敗れ、當國は全く家康の手に歸した。家康は施政上の方針が全く織田氏と反對で、武田氏の遺制を襲用したり、武田氏の遺臣を任用したり、織田氏に破却された諸社寺に朱印を賜ひて復興をはかるやら、または田野の地に景德院を建て、武田家殉難主従の靈を祀るなど、凡て武田氏を基として國治に意を用ひたので、よく民心を得た。然るに十八年關東に封ぜられ、當國は豊臣氏の所領となつた。仍て秀吉の義子秀勝をはじめ、家臣加藤光泰、淺野長政などつぎ／＼に封ぜられて經營に意を注いだ。わけて長政の時には家康以來の繼續事業であつた甲府の築城も略ぼ落成し、甲府の下町なども開かれて城下の繁盛を促した。

然るに慶長五年當國は再び徳川氏の所領となり、八年江戸開府の後には代々親藩の諸侯などが封ぜられて治められたが、享保九年柳澤氏が大和の郡山へ轉封の後は、幕府は諸侯を封ぜず慶應の末年まで百四十餘年の間直轄地とし、甲府城には勤番支配を置いて治めさせた。次で明治となり、諸政の大變革を経て今日となつた。その間の變遷發達は誠に著しいものである。

武田氏
略系

清和天皇—貞純親王—經基—滿仲—賴信—賴義



信繩—信虎—晴信—勝賴—信勝
(詳細は附録参照)

信玄と甲斐

-
- 封建の要害
- 信玄の治
- 社寺の保護
- 信玄の人物
- 信玄の感化
- 贈位

〔封建の要害〕 甲斐は四面に高山を繞らし、國內にもまた數多の峻嶺が横はり、誠に天嶮の國である。それ故交通不便の昔は、國內の文明も自然遅れがちであつた。併し封建時代の要害地としては絶好の處で、自然の城壘は到る處に横はり、更に山水美の調和などもあつて、其處に英雄をも偉人をも生むべき素質が造られてゐる。それに中央十八方里の甲府盆地は自然的に大城郭をなし、最も要害である。その上土地は平夷で、地味もよければ灌漑にもよく、人民の生活地としても好適のところだ。それ故外來の文明は徐々と山地を縫うて此處に流入し、永く停滞し更に同化して、其處に一國獨特の新文明なども開かれた。中世武田氏がこの天嶮により、初めは逸見市川に、最後は新府に館したが、その他は一條甲府城、石和、千野、小石和、北八の地

代、川田、躑躅ヶ崎など、主としてこの盆地またはその附近に居を構へて代々國中を守護し義光から信勝まで廿八代四百九十五年の覇を稱へたのも、またその間英雄機山公せんざうが現はれて、一世を風靡したのも誠に偶然でない。同時にその間に開かれた國內の文明も決して少くない。わけても信玄の時代は公が最も偉大であつた。當國との關係も親密で、今にその偉蹟遺風を傳へ、國人に範を垂れてゐるものがある。仍て左に「公と當國との關係」を叙述して見やう。

〔信玄の治〕 凡そ封建諸侯がその領内の民治に腐心し、その發達をはかるは何れの國何れの地でも同様であるが、信玄ほどよくその領國を治め得たものは稀である。信玄が當代の大立者として列強に伍し、天下に威名を轟したのも、一面民治に長け、領國がよく治まり、後顧の憂へがなかつたからである。今その大要を観るに、天文中

甲州法度 五十五箇條と追加二箇條を發布し、田畠や借錢や訴訟のことなどを定めた。これは民治上の大本を示したもので、最も注意すべきものだ。殊に甲斐特有の成文律せいぶんりつとして、これ以前のもものが傳はつてゐないのを見ても、從來無統一であつた國內が、この時代如何に秩序づけられたかを判る部參照遺制の部參照また

租税賦役の法を定め、「大小切」といふ特別の徴租法をはじめとし、地頭代官などからとる役錢や、戸數に割當てゝとる棟別錢や、山林からとる山林税や、または市場からとる市場税や關所の通行人からとる關所税などがあつた。大小切法は明治五年まで行はれ、最も名高い特法であつた。また信玄は

山林を愛護し、公林や寺社領は伐採を禁じ、その餘は細別して各村に割當て、山麓に「山口衆」として改め役人を置き、入山料を徴して薪材を採らせた。

商業も所在に日立ての市場を開かせ、役人監督のもとに物品を賣買させた。今も國內に三日市場、四日市場、七日市場、八日市場、十日市場、古市、町屋などの地名が存してゐる。甲府の三日町、八日町などは即ち武田時代の三日市、八日市の遺名である。

工業もまた紙漉、紺屋、桶屋、鍛冶屋、大工、塗師、疊刺、鞆師、槍物師、袖職などを厚遇し、奉公勤勉なものには特に諸役を免許し、一方に工業の奨励をも行つた。今も國中之等免許の文書を蔵する家が多い。わけても紙漉は随分保護されたもので、市川の製紙はその後も代々奨励され、現に國産の一となつてゐる。また今日、甲府市内に新紺屋町、桶屋町、鍛冶町、

工町、疊町などのあるのは、以上の諸職人が各々町をなしてゐた所の遺名である。その他信玄は、

治水に意を用ひ、國內の諸川に堤防を築いて水災に備へたが、わけても釜無川には餘程意を拂つたもので、その東岸玉川、飯喰、河西、西花輪にわたり、千餘間の間に堤防を築き水災を絶つた。これを「信玄堤」といひ今も水防の用をなし、國人は多大の餘澤を蒙つてゐる。

信玄が山林の保護と相俟つて如何計り治水に留意したか、判る。また信玄は

鑛業を起し、黒川山東山梨郡、黒川山、芳山、黒桂山共に南巨摩郡、槻代山、金山嶺西八代郡、五座石北巨摩郡、鳳凰山中などを開き、多額の金を採掘し、一國の富源を開いた。またその金を用ひて貨幣を鑄造し國內の通用にあてた。「甲金」はこれで、太鼓判といふのはこの時鑄造されたものだ。またこの制は、わが金貨幣制度の源を開いたもので、貨幣史上特筆すべき事項だ。なほ拵や衡なども制定したと稱へられ、國人に多大の利便を與へた遺制の部参照。

要するにその施政は用意周到であつた。それに孫子五事の「道」の意を酌み、民と利害を共にする意で政治を行つたから、一國を圓滿に治めることが出來た。この點はその好敵手上杉謙

信なども及ぶ所でなかつた。武將感狀記に「信玄はたゞ敵を挫き戦ひを決するに長ずるのみならず、鎮國安民に智あり略中。この故に他國には一揆を企つるものあれど、信玄一代の間手に入れたる國民の二度叛きたること終になかりき」とあるを見ても、その一斑は察せられる。

〔社寺の保護〕 信玄は敬虔の念に富み常に社寺を尊信した。甲陽軍艦に「天文二十年晴信公法體、法性院機山德榮軒信玄と號せられ、永祿九年大僧正の綸旨を賜り、後七年の間は一入清僧の如く、護摩灌頂有て毘沙門堂を建てられ、顯密の教專也」とありて、佛法尊信のほども一通りでなかつた。平素不動明王を尊び兜の前立に不動像を附けたり、自己の像を不動像に造りかへて惠林寺に安置したり、また諏訪明神を敬ひ、その軍旗に「南無諏訪南宮法性上下大明神」とか、又は「諏訪南宮上下大明神」など、大書したのを見ても、その信仰の程が察せられる。従て國內の諸社寺などに厚く保護を加へ、惠林寺に寺領を賜ひ、美濃の高僧快川國師を聘して住職とするやら、大泉寺、善光寺を造營するやら、また國分寺に寺領を寄附し、快岳、周悅を聘して住職とするやら、或は一二三の宮を造營するなど、民治と相俟つてよく保護を與へたので、當代に入り諸社寺の興隆を促した史蹟の部参照。

〔信玄の人物〕 その他信玄は兵法に長け、後世に軍學の範をたれ、「甲州流」の基を作つた。また學識に通じ、和漢の學をはじめ詩歌書畫にも優れてゐた史物の部参照。信玄が常に攻勢的で一步も國內に外敵を入れず、百戰百勝その領土を擴めたのは、勿論兵法の賜物であるが、一面また學識に通じ、支那の兵書孫子を精讀應用した結果である。同時にまた民政に長け、或は社寺を保護し、よく國內を治め得たのもまた學識の致す所だ。加之信玄が常に遠慮、分別、才覺などを以て近臣の戒めとしたのも、また信虎の狂暴短慮、勝頼の血氣盲進に似ず、沈着で妄りに兵を動かさず、慈悲心に富みよく民を愛撫し、民と利害を共にしたのも、また折にふれ風流韻事に樂しみ、よく英雄閑日月の實を示したのも、多くは學識の然らしめたものだ。要するに信玄は文武兼備、當代稀に見る武將であつた。従て國人に與へた感化もまた偉大である。

〔信玄の感化〕 武田家廿八代の間、信玄は最も大人物であつた。その郷土に致した功績も多大で、今に國人から景仰し欽慕されてゐる。それ故公時代の古法古風などで、代々尊重されト守されて今に國中に傳はつてゐるものもある。大小切法が明治五年まで行はれ、その廢止に際し所謂「大小切騒動」を起したのも、また甲州櫛が今に國人に使用されてゐるのを見てもま

二四
たは信玄の遺墨遺物及び武田家の古文書などが、信僞に係らず國人から神佛のやうに鄭重にされてゐるのを見ても、或は國人が信玄を以て常に國自慢の第一に數へてゐるのを見ても、崇拜の程が察せられる。從てその感化もまた偉大で、人國記に「當國の風俗は人の氣尖にして不宜に死するを厭はず」とか「甚だ強多にして死を顧す戰場の働きけなげなり」とか、または甲斐國志に「其俗驕傲自尊祖會好武俠者、豈武田氏の遺風所漸染に非ざるなきを得んや」とありて國人が武俠の風に富むのは多く信玄の感化である。それが山國的氣風と結びつきて、其處に所謂負け嫌ひの「甲州氣質」なども養はれ、今に一國の特風をなしてゐるのだ。それ故徳川氏が當國を領してからも、甲州は敵國であり天險であり、それに人民の性質が斯んなのであるから、これを治めるには餘程苦心したものだ。よつて家康は領國の當初、先づ織田氏の失政に鑑み、悉く武田氏の遺制を用ひ、またその遺臣を要職に任じ、或は武田氏の尊信した諸社寺を保護するなど、凡て武田氏と國人との關係を付度し、政治を行つたので大いに民心を得た。その後大名封置の時も當國には最も注意し、他國と違ひ自家に最も縁の深い親藩の大名などを封じて治めさせた。柳澤氏の後は幕府の直轄地とし、江戸風の特制を施し、また徽典館などの官學を設

けて一面度しにくい國人を教化し、その施政に注意したので、永く當國を領することが出來た。これで見ても信玄の感化が何んなに國中に浸潤してゐたか判る。

〔贈位〕 大正四年十一月十日、先帝陛下即位の大禮に際し、信玄は特に從三位追贈の御沙汰を賜はつた。次で翌年四月十二日——公の命日を以て、惠林寺の公の墓所へ策命使として時の本縣知事添田敬一郎氏が差遣され、その命を傳へられた。策命文は

故從五位下 武 田 晴 信

贈從三位

武田晴信墓前策命

天皇乃大命爾坐世、大膳大夫從五位下武田晴信乃墓前爾宣給波久止宣留、汝命波元龜天正乃頃甲斐國乎字志波伎氏、物部乃道爾猛伎名乎學氣志乃美加波其乃領知禮留國內乃政爾心乎深米氏、產業乃道乎爾獎爾獎來或波河川爾堤防乎筑伎氏、水乃壑乎除伎、後世爾至留萬氏人民乎志氏其恩惠乎蒙良志米志事乎字幸賀志久思保志食志、其功績乎褒給布止爲氏、今回特爾從三位乎贈良世給比位記乎授賜布是乎以氏山梨縣知事正五位勳四等添田敬一郎乎差遣志氏、如斯乃狀乎宣給波久止宣留。

大正五年四月十二日

と、吾々は、聖恩の難有さを感じ奉るとともに、信玄により飾られた當國を一層美化し、一は
聖旨に對^{こた}へ奉り、一は祖先信玄に報いねばならぬ。

遺 韻

遺 遺 遺
風 物 制

遺 制

- 甲州法度
- 武田家々法
- 大小切法
- 甲 金
- 甲州 樹

〔甲州法度〕 甲州法度は信玄が民治の基本で、天文十六年六月發布の五十五箇條と、同二十三年五月發布の追加二箇條から成立つてゐる。内容は主として田畠、借錢、訴訟などに關する規定であるが、條中「於三晴信一行儀其外法度以下有言趣相違之事者不撰ニ貴賤以ニ目安可レ申依ニ時宜可ニ其覺悟ニ者也」とありて、上下共に遵守すべきことを誓言してゐるのは、最も注意すべきことだ。有賀博士の日本古代法釋義に「信玄家法の上に至りては、一個の法典として視るべき價值あり。多く民法の條項を含蓄し、我邦法律思想の沿革を知るに足る」とあるを見れば、その價值も推せられる。次にその原文を掲出しやう。

一國中地頭人等不申子細、恣稱ニ罪科之蹟、私令ニ沒收ニ條、甚以自由之至也。若犯科人等、爲ニ晴信被

官者、不可有地頭綺、田島之事者、如下知、可出別人、年貢諸役等、地頭速可辨償、至恩地、不及書載、次在家並妻子資財之事者、如定法、職可渡之。

一出公事沙汰場後、奉行人之外、不可致披露、況於落着之儀、若又未出沙汰場以前者、雖為奉行人之外、不及禁之歟。

一不得內儀、而他國遺音物書札一事、一向令停止之舉、但信州在國人、為謀略、一國中通用者、無是非次第也。若境目人、日來通書狀來者、不及禁之歟。

一他國結緣嫁、或取所領、或出被官、契約之條、甚以為違犯之基、歟。堅可禁之、若有背此旨、擊可加炳誠者也。

一札領藉田島之事、於年貢地者、可為地頭之計、至恩地、以下知、可定之、但就買物等之儀者、隨分限可有其沙汰。

一百姓抑留年貢之事、罪科不輕、於百姓地者、任地頭覺悟、可令所務、若有非分之儀者、以檢使、可改之。

一名田地無意趣、取放之事、非法之至也。但年貢等、有過分之無沙汰、剩至兩年者、不及是非。

一山野之地、就打起四至榜示。論境者、札明本蹟、可定之、若又依舊境、不及分別者、可為中分、此上猶有諍論之族者、可附別人。

一有地頭申旨、下田札之處、無其斷至捨作毛者、從翌年、彼田地任地頭覺悟、可相計、乍去雖不刈取作毛、令辨濟年貢者、不可有別條、兼又於地頭非分者、知行半分可召上者也。

一各々恩地之事、自然雖有水旱雨損、不可望替地、隨分量、可致奉公、雖然於抽忠節、輩者、相當之地、可充給之。

一抱恩地一人、天文辛丑年以前十箇年、地頭夫公事無動者、不及改之、但及九年者、隨事體、可加下知也。

一私領名田之外、恩地地頭無左右、令沽却、事停止之舉。雖如此制、無據者、言上子細、定年期、可令賣買之事。

一百姓出之處、於陣中、被殺者、彼主其嗣三十箇日、可令免許、然而如前々、可出夫、荷物失却之事者、不及改之。次夫運電之上、為不届本主人、令許容者、縱雖經數年、雖免罪科、付夫無指咎、主人及殺害者、其地頭十箇年之間、右夫不可動之。

一親類被官私令誓約之條、可爲逆心同前、但於戰場之上爲勸忠節、致盟約之歟。

一譜代之被官、他人召仕之時、本主見合捕之事、停止之舉。斷旨趣、而可請取之、兼又主人聞傳相屈之處、當主人領掌之上、令逐電者、以自餘者一人、可辨之、奴婢雜人之事者、無其沙汰、過二十箇年者、任式目不可改之。

一奴婢逐電之以後、自然於路頭見合、欲亂當主人、本主私宅召連之事、非法之至歟。先當主人方可返置、但依境造其理遲延之事、五三日迄者、不可苦歟。

一喧嘩之事不及是非、可加成敗。但雖取懸於令勸忍輩者、不可處罪科。然以最負偏頗令合力族者、不論理非可爲同科。若不慮犯殺害及傷者、妻子家內之輩者不可有相違。但科人令逐電者、縱雖爲不慮之儀、先召置妻子、於當府可相尋子細。

一被官人之喧嘩並盜賊等之事、不可懸主人之事勿論也。雖欲亂實否之處件之主人無科之由類陳申、相抱之中令逐電者、主人之所帶三箇一可沒收。無所帶者可處流罪。

一無意趣而嫌寄親事自由之至也。於如然族者、自今以後理不盡之儀定出來歟。但寄親非分無界限者、以懈狀可訴訟。

一耽亂舞・遊宴・野牧・河狩等、不可忘武道。天下戰國之上者、拋諸事、武具之用意可爲肝要。

一川流水並橋之事、於于木者如前々可取之。至于橋者本所可返置。

一被官出仕座席之事、一兩人定置之上者、更不可論之。惣別非戰場而諍意趣一事、却而比與之次第也。

一於出沙汰輩者可待裁許之處、相論之中不決理非、致損藉之條非無越度、然者不及善惡、可附論所於敵人。

一童部之口論不及是非歟。但兩方親可加制止之處、却而致鬱憤者、其父爲世不可有不誠。

一童部誤殺害朋友等者、不可及成敗。但於十三以後之輩者雖通其咎。

一關本奏者、就別入企訴訟、又望他寄子條、奸濫之至也。自今以後可停止之旨、具以載先條。

一自分之訴訟直不可致披露。就寄子訴訟可致奏者、事勿論也。雖然依時宜可有違慮歟。沙汰之事如載先條。寄子・親類・縁家等申趣一切可禁遏。

一縱雖任其職、分國諸法度之事者、不可令違犯。雖爲細事之儀、不致披露、恣執行者可令改。

易彼職。

一近習之輩於番所、縱雖爲留守、世間之是非並餘聲可令停止之。

一他人養子之事達奏者、遺跡印判可申請。然而後父令死去者、縱雖有實子不能敘用。但對繼母爲不孝者可悔還。次恩地之外田畠實用雜具等之儀者、可任亡父讓狀。

一棟別法度之事、既以日記其郷中相渡之上者、雖爲或令逐電或死去於其郷中速可致辨償。爲其不改新屋。

一他郷有移家人者、迫而可執棟役錢事。

一其身或賣家或賣田地國中徘徊者、何方迄茂追而可取棟別錢。雖然其身一錢之無料簡者、其屋數拘人可濟之。但於屋數貳百匹內者、隨其分量可有其沙汰。自餘者郷中令一統可償之。縱雖爲他人之屋數、同家屋數相拘付而者、不及是非歟。

一棟別詭言一向停止畢。但或逐電死去之者就有數多、及棟別錢一倍者可披露。糺實否以寬宥之儀、隨其分限可令免許。

一川流家之事以新屋可致其償。無新屋者郷中令同心可辨濟之。若流事至二十間者不及改也。

付死去跡之事者可准右。

一借錢法度之事、無沙汰人之田地從諸方相押之事、以先札可用之。但借狀至無紛者其方可落落。

一同田畠等方々書入借狀之事、可用先狀。雖然至謀書謀列者、可處罪科。

一親之貢物、其子可相濟事勿論也。子之貢物、親方不可掛之。但親借狀令加筆者可有其沙汰。若又就早世、親至拘其遺跡者、雖爲逆儀子之貢物可相濟之。

一貢物人或號通世、或號逐電、分國令徘徊事罪科不輕者、於許容之族者、彼貢物可辨濟。但賣身奴婢等之事者可任先例。

一惡錢之事、立市中之外不可選之。

一載恩地於借狀事、無披露不可請取之。其上以印判可相定之。若彼所領主令逐電者、隨事體可有其沙汰。過年期者舉先判、若依佗言就出置者、恩役等可相動之。

一逐電人之田地取借錢之方者、年貢夫公事以下地頭速可辨濟之。但地頭貢物相濟者彼田地可相渡。一穀米貢物不可懸之、但作人構虛言者、縱雖絕年月可處罪科。

- 一 買物人有_レ死去者、正_レ口入人之名列、其方可_レ催促。
- 一 以_レ連判_レ就_レ致_レ借錢者、若彼人數之内令_レ逐電、或死去者縱_レ爲_レ一人可_レ辨_レ償之。
- 一 相當之買物之儀者如_レ定、若過分之買物以_レ少分_レ取_レ之者、縱_レ過_レ兼約之期、聊爾不可_レ沽却。利潤之勘定至_レ無_レ損亡者、五三月相待額加_レ催促、其上猶令_レ無沙汰者、以_レ證人可_レ賣_レ之。
- 一 買物之分定_レ年期_レ渡_レ田島、又者書_レ加_レ土買分量、欲_レ令_レ沽却_レ田島者、賣人並買人、其地頭主人可_レ相届。無_レ其儀_レ上、或依_レ折檻_レ主人取_レ放_レ之、或有_レ千細_レ地頭改_レ之時、縱_レ買人雖_レ帶_レ買物人之借狀、不能_レ信用。
- 一 米錢借用之事至_レ一倍者、額可_レ加_レ催促。此上猶令_レ難_レ達者可有_レ其過意。自然地下人等之借錢之處輕_レ下輩_レ買物人令_レ無沙汰者可_レ披露。是又右同前。
- 一 藏主就_レ逐電者以_レ日記_レ相調、至_レ錢不足者其田地屋敷可_レ取上。但永代之借狀於_レ二傳者、不可_レ懸_レ之。年期地之事者可有_レ其沙汰。年買夫公事等者當地頭速可_レ動_レ之。
- 一 付借錢輕_レ年期者、買物不可_レ懸_レ之。
- 一 福宜並山伏等之事者、不可_レ頼_レ主人。若背_レ此旨者、分國徘徊可_レ停止_レ之。



- 一 譜代被官不_レ届_レ主人_レ而幕_レ權威_レ出_レ子於他人之被官、利田島悉讓與事、自今以後令_レ停止_レ。但就_レ出_レ嫡子_レ於_レ本主人者、自餘之子之事不能_レ禁_レ制。
- 一 百姓年買夫公事以下無沙汰之時、取_レ買物_レ無_レ其斷_レ令_レ分散_レ之條非據之至也。然而定_レ年月_レ過_レ其期者不_レ及_レ禁止。
- 一 於_レ晴信_レ行儀其外法度以下有_レ旨趣相違之事者、不_レ撰_レ貴賤_レ以_レ目安_レ可_レ申、依_レ時宜_レ可_レ其覺悟_レ者也。
- 一 右五十五箇條者、天文十六_レ丁年六月定_レ置_レ之_レ畢。
- 一 定_レ年期_レ之田島限_レ十箇年_レ以_レ數錢_レ可_レ合_レ請取。彼主依_レ貧困_レ出無_レ資用者、猶加_レ十箇年_レ可_レ相待。過_レ其期_レ者可_レ任_レ買人心。自餘之年期之積者可_レ准_レ右。
- 一 百姓有_レ隱田_レ者、雖_レ經_レ數十年_レ任_レ地頭之見聞_レ可_レ改_レ之。然而百姓有_レ申言_レ者、及_レ對決_レ猶以_レ不_レ分明者、遣_レ實檢使_レ可_レ定_レ之。若地頭有_レ非分_レ者可_レ有_レ其過意_レ矣。
- 一 追加_レ二箇條者、天文二十三_レ寅年五月定_レ之_レ畢。

〔武田家々法〕 永祿元年の規定で、九十九箇條から成立つてゐる。一説に信玄の弟信繁がその

子信豊に誨へたものと云傳へられてゐる。武士の修養鍛錬を旨としてあるが、前篇甲州法度と照して當時の社會状態を知る上にも最も便利なものだ。日本古代法釋義に「經典に基き士民の封建諸候に對する道德上の義務を規定したるものにして、毎條古書を引き、其の編纂に與りしもの、博覽強記に驚くべし云々」とある。左にその全文を掲出しやう。

- 一 奉^リ對^ニ屋形様、盡未來不可有^ニ逆意^ニ事。論語云、遺次必於^レ是顛沛必於^レ是、亦云、事^ヲ君能致^ニ其身^ニ。
- 一 於^テ戰場聊不可^レ爲^ニ未練^ニ事。吳子云、必^レ生則死、必^レ死則生。
- 一 無^ニ油斷^ニ行義可^レ嗜事。史記云、其身正則不^レ令行、其身不^レ正則雖^レ令不^レ從。
- 一 武勇專可^レ嗜事。三略云、強將下無^ニ弱兵^ニ。
- 一 每通不可^レ虛言^ニ事。神說云、雖^レ非^ニ正直^ニ一日依怙終蒙^ニ日月之憐^ニ付但武略之時者、可^レ依^ニ時宜^ニ歟。
- 孫子云、避^ケ實而擊^レ虛。
- 一 對^ニ父母^ニ聊不可^レ不孝^ニ事。論語云、事^ニ父母^ニ能竭^ニ其力^ニ。
- 一 對^ニ兄弟^ニ聊不可^レ疎略^ニ事。後漢書云、兄弟左右手也。
- 一 不^レ相^ニ富身體^ニ儀一言不可^レ出語^ニ事。應杭云、人出^ニ一言、知^ニ其長短^ニ。

一 對^ニ諸人^ニ、少不可^レ緩意^ニ事（付於^ニ僧童女貧者^ニ爾隨^レ人可^ニ慙慙^ニ事）。禮記云、人有^レ禮則安、無^レ禮則危。

- 一 弓馬之嗜肝要事。論語云、攻^ニ乎異端^ニ斯害而已。
- 一 學文不可^レ油斷^ニ事。論語云、學不^レ思則問、思不^レ學則殆。
- 一 歌道可^レ嗜事。歌云、かすならぬ心のどかになしはてしらせてこそは身をもうらみめ。
- 一 諸禮無^ニ油斷^ニ可^レ嗜事。論語云、孔子入^ニ大廟^ニ每^ニ事問^ニ。
- 一 風流不可^レ過^レ之事。史記云、酒極則亂樂極則悲。左傳云、宴安鴆毒不可^レ思。又語云、賢^ト賢易^レ色。
- 一 對^ニ預^ニ尋方^ニ不可^レ疎略^ニ事。論語云、與^ニ朋友^ニ交言不^レ信哉。
- 一 每事堪忍之二字可^レ懸^レ意事。古語云、勝下耻小辱也、成^ニ漢功^ニ大功也。又云、一朝怒失^ニ其身^ニ。
- 一 大細事共不可^レ違^ニ背御下知^ニ事。水隨^ニ方圓之器^ニ。
- 一 知行並不可^レ望^ニ御合力^ニ事。傳云、無^レ功賞不義之富、禍之媒也。
- 一 不可^レ恠言雜談^ニ事。古語云、貧而無^レ詔富而無^レ驕。
- 一 對^ニ家中之耶從^ニ慈悲肝要之事。三畝云、使^レ民如^ニ四支^ニ。

- 一家來之者、冠落之時、縱雖造作入候、一途可加下知事。軍議云、思士如渴。
- 一忠節臣不可忘事。三敵、善惡同則功臣。
- 一障人者、不可許容、但以隱密、聞屈玩味尤事。語云、舉直錯諸植、則民服。
- 一異見之儀、不可違背之事。古語云、良藥苦口、利於病、忠言逆耳、利於行、亦尙書云、木從繩則正、君從諫則聖也。
- 一家來之者、共非無覺悟、就干不便、無據者、一往可加合力事。云、不知一年計種、五穀不如二十年計種、木、不如一期計立人。
- 一以自面用所、不可裏御門出入事。語云、終食、不違仁。
- 一每日出仕、不可懈怠事。語云、行有餘力、則以學文。付出仕之時、先在三人並所、其後、與可參學、竟可在我座敷、見合肝要之事。語云、三日不相見、莫為舊時看、況於君子哉。
- 一雖為深知音、於人前、不可妄雜談事。語云、三思一言、九思一行。
- 一參禪可嗜事。云、參禪別無秘訣、只思生死切。
- 一何時歸宿時者、先可遣使者、自然留守之番衆、行儀等、油斷之砌、折檻、雖聞亦以細事、亂明者。無

際限歟。云、不教而殺云逆。

- 一屋形樣如何、無曲雖御擬候、不可逃懷事。云、君雖不為君、臣以不可不為臣。又云、逐鹿者不見山。又云、為下莫計上。
- 一召使者折檻事。小科之時、可誠、及大科、則身體之破滅、無疑事。太公云、兩業不、去將用、斧柯、付但以小科、節々及折檻、則依機、可退屈歟。呂氏春秋云、令苛則不聽、禁多則不行。
- 一褒美之事、不依之、欠細、則可感事。三云、賞功不踰時。
- 一自他國之勤行善惡共、入精具、可聞屈。云、事不師、古難、以長久。
- 一對百姓、定所務之外、不可為非分事。軍議云、上行、虛則下急、刻、賦、歛、重、戮、刑、罰、無、極、民、相、殘、賊。
- 一對他家人、家中之惡事、努々、不可語事。云、好事不出門、惡事行千里。碧巖云、家醜、莫、向、外、揚。
- 一人召使樣、依其器量、用所、可申付事。古語云、良匠、不、捨、材、上將、不、棄、士。
- 一武具、無懈怠、可誘事。語云、九層之臺、起於累土。
- 一出陣之砌、一日、不可殘、大將之跡事。語云、聞鐘聲、憂聞、鼓聲、嘉。
- 一可入馬精事。論語云、犬以守禦、馬以代勞、能養人者也。

一敵味方打向時、未完備所、可擊事。語云、能勝敵者無形勝。亦云、驚面家風不容擬議。

一軍之時不遠懸事。司馬法云、逐奔不踰列是以不亂軍旅固不失行列之政不施人馬之力。

一至勝軍者不立足、可乘押付、但敵之同勢不崩者、備可持直事。三略云、戰如風發。

一軍近付則人衆荒可掙、故者士卒移怒持者也。司馬法云、少威而柔則如水之弱、押而玩之、多威而剛如火之熱、人望畏之。

一敵多勢並備其外於人前、不可談宜樣事。三略云、莫使辨士談說敵美。

一諸卒對敵方不可道惡口事。語云、呵起蛟蜂奪迅成龍。

一縱雖爲心安親類被官不可見柔弱之趣事。三略云、無勇則吏士不恐。

一餘過進退業、不可爲事。語云、好多終不成、不性何得好。又云、過猶不及。

一於敵陣擊不虛時、闇本道求格外道路而可擬事。語云、明修棧道暗渡陳蒼。

一大方之儀、人尋衆共不知之趣、挨拶無難事歟。語云、好事不若無。

一家來者、雖一日誤候、糺明而後、就于直覺悟者、隨夫可悔還事。語云、勇潔以進與其潔不替往事。

一父無覺悟故雖成敗、其子別而於子描忠功者、可散豐事。語云、犂牛子驛且角、雖欲不用、山川其含諸。

一人數持様子、和敵破敵隨敵分別、肝要事。三略云、因敵轉化。

一每事爭儀、敢不可爲事。語云、君子無所爭、必也射乎。

一善惡可正事。三略云、廢一善則衆善衰、賞一惡則衆惡歸。

一食物到來之時、眼前伺候之衆、少宛可配分事。三略云、昔日良將用兵、有饋單醪者、使投諸河、與士卒同流飲。

一每篇無功作而難爲立身候事。云、千里行從一步始。

一對貴人縱使雖有三千萬道理、理強不可申事。云、多言害身。

一過不爭、自今以後嗜肝要事。語云、過則勿憚改。又云、過而不改是謂過矣。

一雖有深思立儀、就無餘儀舉見者、可任其意事。語云、信近義言可復。

一貴賤共不可慢老者事。古語云、敬老如父母。

一出働時、食物服夜中從陣屋、唯今合敵機出立、打歸迄少不可油斷事。云、無爲爲城、油斷爲敵。

- 一不可近付無行義人之事。史記云、不知其人視其友。又云、人唯剛賢莫觸賤、花中鶯舌不華香。
- 一餘不可疑人之心。三略云、三軍之禍不過狐疑。
- 一不可批判人之過。語云、好事與他。
- 一嫉妬之咎、堅可申付。事。云、緩堅引賊謀、面塗粉引姪媒。
- 一不可依人之心持事。軍識云、佞人在上一軍皆訟。
- 一召之時、少可遲參之事。語云、君命召則不俟駕行。
- 一武略其隱密之儀、不可他言。事。易云、其機不密則害成。史記云、事以密成語以泄敗。
- 一夫凡夫可加情事。尚書云、德惟善政、政在養民。
- 一佛神可信事。云、佛心叶則時々添力以橫心勝人則不露而亡。傳云、神者不享非禮。
- 一味方及敗軍者、一入可持事。穀梁傳云、善陣者不戰、善戰者不死。
- 一不可取合醉狂之旗。事。漢書云、丙吉爲丞相御史醉歌其車、吉不責也。
- 一不可人之最負偏頗。事。孝經云、天地不爲一物枉。其時日月不爲一物晦。其明、明王不爲一人枉其法。

- 一用利劍聊不可帶鈍刀。事。云、鈍刀不戰骨。
- 一宿其外步行之時、付前後左右心不可油斷。事。巨軋云、事不愼者、取敗之道也。
- 一取人之命、事、努々不可有之事。三略云、治國安家得人、亡國破家失人也。
- 一隱居之時、不可暇其子之力。事。碧巖云、椰標橫橋不願人、直入三千峯萬峯去。又云、把是非來莫辨我浮世穿鑿不相關。
- 一鷓鴣逍遙事。不可餘歇妨諸々隙無奉公之基也。語云、終日走紅塵不識自家珍。
- 一見物之時、忘自他不可油斷。事。語云、識取鈎頭意莫認定盤星。
- 一對下人來熱風雨時可憐怒。事。語云、使民以時。
- 一千人從向敵、百人橫入可然之事。古語云、千人推門一人不知授關。
- 一吾逢師之模樣、不可雜談。事。舉差互。又古語云、毫釐有差天地懸隔。
- 一兵法理方之秘術等、少々雖不知候候持成不若心持數多有之事。古語云、聞時九鼎重、見後一毫輕。
- 一下々之批判能々聞屈縱如何機腹立候共、堪忍以隱密可工夫。事。云、刀刀相似、魯魚參差。
- 一御歸陣之朝、片時不可御先歸。事。語云、慎終猶始。

- 一 擲別如何様、御懇切候共御裏向節々不可立入事。語云、近朱赤、近墨黑。
- 一 於人前食物並賣買雜談、不可爲事。云、金以火試、人以言試。
- 一 縱雖爲知音人、頼用所儀、可思慮事。古語云、食他一盃酒、失却滿船魚。
- 一 不可立其徒黨事。語云、君子周不比、小人比不周。
- 一 縱雖爲真個交、姪亂雜談不可爲、若人申懸者、不立目標可立其座事。語云、用盡自己心、笑破他人口。
- 一 於人前妄不可爲背語事。戰國策云、其善可賞其惡不可語。
- 一 手跡可嗜事。云、三代遺直無過輪墨。
- 一 内外之價、一方者、以自力成一方者、可以知行調、兩方共以知行効者、必可爲不足事。云、善行者、不舉雙足。又云、春色無高下、花枝自短長。
- 一 縱雖爲多勢、備薄者可擊、亦難爲少衆、備厄者可思慮之事。兵書云、莫伐堂々陣、莫速正々旌、伐之知卒然、卒然者常山蛇也、伐香則尾至、伐尾則首至、伐中則首尾共至、伐之有法。
- 一 非儀兵而以異體之形、不可起居動靜事。語云、君子不重則不威。

- 一 每事不可油斷事。論語云、吾日三省吾身、付縱雖在夫婦一所、聊不可忘刀事。云、殺人刀活人劍。又於風呂、顔並兩手之垢不可執人之事。又不斷不可燃桃燈事。
- 一 每事不可退屈事。孟子云、我々不徳者舜之徒也。

以上九拾九箇條

多言漫喧他人耳。寧無不往生之書。二五十八廿二五七八亦此六之字信玄家秘書口傳有。

永祿元年戊午卯月吉日

武田左馬助信繁在判

〔大小切法〕 公租徴收の特法で、信玄の時制定され、徳川氏を経て明治まで行はれた。その法田畠の總税を三分し、その二を大切といひ糶納とし、その一を小切といひ金納とした。後大切のうち三分の一を金納とし、毎年十月國中相場とて甲府、黒澤、歙澤、勝沼四箇所の張紙平均値段によりて上納させた。小切は安石代となへ、金壹兩に付米四石壹斗四升替にて毎年九月上納のことに定められた。併し甲府は山國で國外へ貨物を出すには甚だ不便であつたから、米穀は國中に充實し、その價も自然安かつた。それに引換へ金銀には乏しい國であつた。然るに、

納税は米時の相場で金納であつたから、納期になると何時も米價が下落し、人民は税金に窮した。それ故金納よりも寧ろ正米納の方が國人一班から希望されてゐた。官でもその意をくみ、時々改正もあつたが、寛文から寶永へかけて全部正米納に改めた。併しこれも上下の煩雜が多かったので、その後江戸淺草藏前値段を以て金納に改めた。今例を引いてその内譯を見ると、こゝに草高五百三十拾石の村があつて、その收穫米四百二十拾石あるとすれば、五公五民の得分でその納米は丁度貳百拾石となる。

内

一七拾石の三は小切て、金壹兩に付四石壹斗四升替を以て拾六兩餘を納む。

一四拾七石の二は大切で、國中相場即ち御張紙で、假に壹石四兩として金百八拾八兩を納む。

一九拾三石の四は正米代價替納で、江戸淺草藏前相場一假に壹石五兩として、四百六拾五兩を納む。

以上總納金六百六拾九兩餘也

これで見ると、この法はさまで仁政でない。併し國人は信玄を崇拜する餘り萬世不易の法と心得、三百年の久しき間因襲して返て利便となつた。然るに幕末の頃一種の弊習を生じ、荒地や

流地を作りて收穫面を減じ、巧に檢吏を欺いて納税の若干を免れたものさへある。然るに明治五年八月地租改正に際し、この法の廢止に及び、こゝに端なくも「大小切騒動」を惹起した。今その顛末を窺ふに、縣でも前以てこの事を慮り、その令達にも辭を曲げ句を軟げ、

御一新以來、諸般御改正の折柄、當大小切殺代の儀、仍舊慣儀は不都合に付、今般被廢候共元來免取等不相當の廉も有之に付、精細取調の上は適當の御處分可相成處末々に至り候ては一概多分の貢納相増事と而巴心得候哉も難計、國の本たる民なれば相續成兼候様の御處分は曾て無之に付、無益の心配不致謹で上裁を仰ぎ、必心得違之舉動等無之様懇々可申論者也。

右之通相達候間、得其意小前末々迄無漏様早々可申論、此回狀村名下令受印至急順達回尾より可相返者也。

午申八月八日

山梨縣廳

とあつたが尙安心されず、更に地方へ出張の官吏などに命じて各村に諭示し、事を未然に防がうとした。併し人民は不服をとへ、郡中總代や區長戸長などを總代としてその存置を嘆願し形勢が次第に不穩となつた。併し些しも聽許の様がないので人民は太く憤り、この上は應下

に迫りて強請に如くはないと、日夜鼓鐘をならし、寺院社頭などに集合して専ら謀議を凝らした。その中に各種の風説が傳り、已に押寄せた處もある——などといふものもあつて、最早落ちついても居られなくなつたので、八月廿三日萬力栗原兩筋九拾七箇村の人民約一萬は、手に手に古刀などを携へて一時に蜂起し、縣廳へ押寄せた。

この時、縣廳では官吏や士族の子弟などを召集し、八日町見附内に大砲を据付けてこれに備へて置いたが、やがて暴徒は押寄せて來て瓦礫や石塊を飛ばせ、関を造つて肉迫したので、詮方なく「願之趣聞届候間書面可差出事」と障子に大書して見附外の橋の上にて、また見附外の辻へは「大小切石代据置願之儀聞届候事」と書いてたてた。暴徒等はその目的の達したを喜び一同退散したが、中には市中を徘徊し奪掠を働らいて歸るもあつた。

併し聞届云々の事は一時的彌縫手段で、間もなく東京鎮臺兵來援し、官吏とともに暴動の村々に赴き、一々嫌疑者や罪人を捕へて獄に投じた。九月三日縣知事土肥實匡は兵士や屬吏を從へて惠林寺に赴き、信玄の不動佛の前に萬力栗原兩筋の人民を呼びあつめ、懇々その不心得を諭し、更に左の旨を達した。

今般大小切廢止之儀に付去月八日委據布達爾來懇々及說諭素より税法は其正當取調の折柄、豊料らん同月二十三日名を嘆願に托し、陰に兵器を携へ類に鬨聲を發し、幟旗を押立多勢廳下に迫り、翌二十四日商家を毀亂暴候始末、縣廳を蔑如し不奉憚朝憲、不容易舉動屹度遂糾問嚴重可申付候得共、或は首唱の爲めに被誘暴行に黨與致し、一時雷同附和之輩も有之由に候得者、右等の者共此際前非悔悟速に其次第自訴致に於ては、情偽取糺の上出格の沙汰に可及自然此意を感覺不致頑然非心相違候族於爲之逐一捕縛可處嚴科、猷嘯聚暴動之萌見候はゞ、不得止當縣出張鎮臺兵を以て一掃可致候。今日は正邪の處分生死の取定、一同能々令勘辨一心決意、明日限り否の旨申立、右期限遷延候ば拒命可爲同罪候條此旨布達候也。

十一月小澤留兵衛、島田富士郎は騒擾の主唱者として斬罪に、以下區長戸長まで數千名罪科に問はれ、漸く落着した。縣人が信玄の崇拜頑迷固陋——などを現はし得た騒動である。

〔甲金〕その起源もその種類も明確でない。併し武田氏の頃から徳川氏の頃まで行はれたもので、その制度もをり／＼改正されてゐる。従つてその種類も多く、大體百三十六種ばかりある。その中元祿以前のものを「古金」といつて、碁石金、板金、大判、太鼓判、細字金、延金、

繩目などがある。何れも品質が純良である。中でも太鼓判は信玄の時の鑄造で、種類に一分と十匁などがある。圓形で表面に桐の紋と周圍に幾つかの星がある。また元祿以後の分を「新金」ととなへ、甲安金、中金、甲重金、甲定金などがある。古金に比べて品質が粗悪である。その中甲重金は享保六年柳澤氏の時の鑄造で、壹分、貳朱、壹朱、朱中などがある。壹分金は金壹兩の四分の一で今の貳拾五錢に當り、目方一匁、貳朱は五分、壹朱は貳分、朱中は壹分貳厘五毛ある。甲定金は享保十二年の鑄造で、その制は甲重金と違はない。只裏面の刻印に重と定との差別がある計りだ。金座には志村、野中、山下、松木の四家があつて代る／＼その役を勤めた。中でも松木家は武田氏以來代々この役を勤めたので、甲金には松木の刻印をしたのが最も多い。徳川氏の時武田の遺臣大久保長安が金山奉行となり、佐渡から數多の金工を召し、今の甲府の佐渡町で盛に甲金を鑄造した。然るにその後長安の懸事が露はれてから、松木家が再び金座役をつとめることになつた。

甲金は國中山梨、八代、巨摩の三郡に通用し、都留郡には通用しなかつた。然るに當國は銀に乏しかつたので、徳川氏の世他國との商業が開けるにつれ、金壹兩を銀四拾八匁に、金壹分

を銀貳拾匁の割合に換へて使用した。それ故甲金は次第に他國へ流出することになつた。

當國は昔時銀に乏しかつた代り、金には富んでゐた。黒川山、芳山、黒桂山、槻代山、金山嶺、五座石など、武田時代からの遺抗と傳へられてゐる。中にも黒川山は産額が最も多く、武田氏の頃には金山衆を置いて採掘のことを司らせた。その工夫は技能に長け、當時全國一の定評さへあつて、餘程盛んであつた。

〔甲州榊〕 信玄の制定とも稱へられ、鐵判、端子榊、半榊、小半榊などがあつた。鐵判は大榊と、なへ、方七寸五分深三寸四分五厘七毫餘で、京榊の三升に當り、端子榊は「四つ入」とも稱へ、方四寸五分深二寸四分零一で、京榊七合五勺入、即ち一升榊の四半に當る。半榊はその二分の一に當り、方三寸六分深一寸八分七厘五毫で、京榊の二合七勺五才、小半榊は半榊の二分の一で、方二寸八分深一寸五分五厘餘、京榊の一合八勺七才に當つてゐる。甲府工町の榊屋傳之丞が免許を得て製造し、外に鍛冶町の齊木助三郎がその金具を製造した。

その他糠斗桶米斗桶の制がある。糠斗桶は直經一尺深一尺外部の總高一尺二寸で、甲州榊の三升六合六勺六才六六入——京榊の一斗一升入に當り六桶を一俵としてゐる。米斗桶は直經一尺

二寸深一尺二寸外部の總高一尺三寸で、甲州櫛の四升即ち京櫛の一斗二升に當り、三桶を一俵と定めてゐる。甲府桶屋町の勝村清兵衛が製造を免許され、齊木助三郎が矢張金具の用をつとめた。

尤も郡内は櫛法が別で、大櫛、壹杯櫛、斗櫛の三種があつた。大櫛は一升で、京櫛二升五合（甲州櫛の八合三勺三才三）に當り、方七寸二分深三寸一分五厘、壹杯櫛は四ツ入で、方四寸二分高二寸三分五厘、斗櫛は壹斗入で、方九寸一分四、高七寸八分半、領主秋元氏の頃まで行はれた。櫛座には谷村下町の棟梁大工渡邊平左衛門が免許されてゐた。

遺物

- 楯無の鎧
- 日の丸の旗
- 孫子の旗
- 諏訪神號旗
- 不動像
- 信虎の畫像
- 夫人大井氏の畫像
- 渡唐天神像
- 武田家古文書
- 信玄の刀
- 信玄の畫像

〔楯無の鎧〕 東山梨郡鹽山町鹽山驛の西二丁菅田天神社の所藏國寶で、その由緒に就ては様々の説がある。一説に神功皇后が三韓征伐の時着用されたもので、代々神殿に納められて置いたが後冷泉天皇の御時、源賴義が勅を奉じ陸奥の安倍賴時を征伐するにあたり、御旗一旒と、もに賜はつたもので、それが三男義光に傳はり、義光から代々その子孫武田家に傳はつたものだといひ傳へられてゐる。保元物語に「爲義云、過る夜の夢に重代相傳仕り候月數、日數、源太が産衣、八龍、澤潟、薄金、楯無、膝丸と申八領の鎧候が、辻風に吹れて四方へ散ると見て侍る云々」とありて、楯無の鎧は正しく源家重代相傳の鎧である。然るに又一説に、それを義朝が

給はりて着用したが、平治の亂に義朝は戦に負けて東國へ落行く途中大雪に逢ひ、鎧物具の重さに堪へかねて、降りつむ雪の中に脱ぎすて、落延びたのを、伊澤信景が拾ひとりて武田家へ傳へたといふことだ。伊勢貞丈の説に「義光は源家嫡流に非らず、楯無の鎧傳ふべからず。平治の軍に義朝楯無を着用せし事あれば、義光に傳らざる證なり。武田家の楯無は嫡家相傳の鎧を模作せしものにて、是も楯無の名を呼ぶならん」とある。その他義朝の着用したは黒絲絨の鎧に鉄形打たる甲で楯無ではない。嫡家相傳の膝丸の鎧らしいといふ説もあつて、諸説が區々である。併し彼是れ考へ合せて見ると、武田家傳來の楯無の鎧は源家重大相傳の八領中のものではないらしい。伊勢貞丈の説のやうに模作したものかも知れぬ。

併しこの鎧はその形式——鐵の鉢金に大きな鉄のついてゐる風といひ、鉄形の恰好といひ、鞣革製の胴丸に獅子の繪模様についてゐる工合といひ、小櫻絨の大袖の恰好といひ、少なくとも源平以前のものらしく、最も珍重すべきものだ。東京美術學校教授小堀柄音氏の説に「菅田神社の楯無は白河樂翁公の集古十種にも模本によつて所載の由で同圖が出てゐるが、如何にも山緒の通り時代のものたることは疑を存すべきではなく、またその製作の大略は十分窺ひ知るこ

とが出来ゝ。殊に袖冠の如きは古繪卷物中屈指の光長筆年中行事や、伴大納言草紙などに散見する所のものに對して、古制徴すべき現物としては、この社の楯無の外には何れにも觀る事の出来ぬ珍品である。その革處の繪革も他に見ることの出来ぬ古物で、最も珍重すべきものである云々」と。

この鎧は御旗と、もに武田家相傳の重寶で、代々軍神として崇祀された。同家の誓盟に、「御旗楯無も照覽あれ」といふ言葉さへ古格として傳はつてゐる程だ。寛正中武田信昌が守護代跡部景家を夕狩澤に誅した時、景家はこの鎧を盗み出して着用してゐたが、信昌の矢に中りて瘡れた。然るに信昌はその鎧の矢疵を見て、わが家重代の鎧に矢のたしは家運の傾く兆ならんと、歸陣の後自らその鎧を着て家臣に射させた。然るにその矢は皆刎返つて一本も通らなかつたので、一同その神威に感じ合つたといふことだ。史蹟の部々。また菅田天神社は自分の郷里の氏神で、自分も子供の時分から折々この鎧を拜觀することが出来たが、氏子中の尊崇は格別のものだ。今から四十五年前村内に天然痘が流行した。この時神社では村民を集め、この鎧を戴かせその神威によりて病難を豫防したことさへある。

天正十年三月武田氏滅亡の時、この鎧は田野の戰場から當地に運ばれ、一時鹽山の杉の樹の下に埋めて置かれた。然るに後取出して當社に奉納されたものだ。その後神威に恐れて誰一人櫃を開くものもなかつたが、元文中青木文藏が當地へ來て國內の故事を調査する時はじめて開き、これから間々拜觀するものもあつた。その後盜賊の爲に金具など取離され太く破損したので、寛政中江戸へ出し、明珍家に就て修繕を加へた。

〔日の丸の旗〕 東山梨郡神金村雲峰寺の所藏である。白の絹地の中央へ赤で日の丸を染出し、四縁は萌黄の絲で縫つてある。長さ六尺、横に四枚の布をついで出來てゐる。所藏一旒で、中田憲信氏の説に「武田氏の世日章旗を崇重し併せてその法を研精し、御楯無（一作楯成）、射法相傳と稱して一家惣領相傳と、もにこれを授承せり云々」とありて、楯無、射禮と、もに重寶として崇敬された御旗であるといふことだ。

〔孫子の旗〕 同寺の所藏で九旒ある。信玄の軍旗で、生絹紺地に金文字で孫子軍爭篇中の妙語「疾如風、徐如林、侵掠如火、不動如山」の十四字を二行に大書してある。惠林寺の快川國師の書と傳へられてゐる。長一丈二尺二寸五分幅二尺四寸八分、信玄が孫子に學んだ

一端を見ることが出来る。



（藏所寺峰雲）旗の子孫

〔諏訪神號旗〕 同寺の所藏で、信玄が旗本の標證としたものだ。生絹朱地へ金字で一行に「南無諏訪南宮法性上下大明神」と大書したのが十六旒（長一丈二尺九寸二分五厘幅一尺三寸四分）と、外に「諏訪南宮上下大明神

」と一行に大書し、天地左右に梵字六十三字を書いたのが一旒（長九尺四寸幅一尺五寸）ある。その他絹赤地に黒紋の花菱三つを染出した長六尺幅三尺で二布の旗一旒ある。矢張軍旗である。之等は武田家滅亡の時、或者が同寺に隠したのだと傳へられてゐるが、並山日記には「武

田家分限帳といふものにも裂石山雲峰寺、禪宗、御屋形御出陣の時は右寺にて御祈禱有之大合戦御歸陣の後、旗一旋づ、御奉納ありと見えたり。これにて由緒もよく知れたりとある。

〔不動像〕 東山梨郡松里村惠林寺信玄の廟内に安置されてゐる。信玄在世の時、京都から康清といふ佛工を招き、對面に自分の像を刻ませた。その顔貌が不動明王に似てゐたので、螺髮結跏し劍と索を執らせ、信玄の頭髮を漆に焼き混ぜ、それをぬりて色を着け、造り上げたもの。その後金迦羅、誓多迦の二童子を造りて前に立たせた。併し他の不動尊とは幾分その恰好が違つてゐる。一説にこの像は信玄が萬一を慮り、自分の像が敵手に辱められぬやう、態々不動像に紛らせて造らせたとも云つてゐる。天正十年四月當寺が織田氏の兵に焼かれた時、この像は本尊釋迦拈華像と共に厄災を免れた。その廟所を武田不動堂となへ、背後に信玄の墳墓がある。

〔信虎の畫像〕 甲府市岩窪町大泉寺の所蔵である。信玄の弟逍遙軒の筆で、長禪寺の僧春國の讚辭がある。

竊以庵主者、新羅三郎後裔也、原夫清和天皇之胎厥、八幡太郎之弟有義光公、公雲孫瓜瓞綿々至庵主

庵主之子葉繁茂、雖多端以法性主宰、爲梅花、以逍遙主宰、爲山響、矣、庵主之壽考不惑頃、一朝分袂、而成胡成、越終不遁、鱗鴻、徒想像者何乎、河陽滿縣之桃花、襯衣者片々、洛陽左街之梅花、襲襟者芬々、〇〇〇三十有餘年之後、不意聽還鄉一曲、是烏鉢華乎、合浦珠乎、鬼神無測矣、至三家村裏之黔首、唱萬歲、賀太平、嗚呼命矣夫、斯人也、而有斯疾也、今茲春之末、訃音忽至感慨之餘、韻鶯亦叫鵲亦啼、人亦慟、而淚雨不晴者連日也、況孝子之哀慕乎、粵逍遙主宰手寫庵主之真容、而被露、露意厚矣、加之令山僧述一偈、而要打破苦城羅籠、橫拈團扇、振威雄、八極清風掌握中、日月星辰一雙眼、靈光直射十虛空、天正二甲戌端午春國畫讚、

〔信虎夫人畫像〕 甲府市愛宕町長禪寺の所蔵、逍遙軒の筆で、上部に「春は花秋は紅葉の色々に日數つもりてちらばそのまゝ」と、自詠の和歌一首が記されてゐる。また大泉寺の僧前永平安の讚がある。

分明描出是酬恩、彈力高聲喚慶言、老拙點開半邊眼、有無點破盡乾坤、干茲有新羅後裔信廉、自描慈母之容貌、需之於贊、不能辭、卒綴一章、以應其求云、天文二十年五月二日前永平安之叟贊、

〔渡唐天神像〕 甲府市太田町一蓮寺の所蔵、武田信重所蔵の渡唐天神畫、洛下諸老の讚詩ある

ものを信玄が臨寫したものと稱へられ、當代の高僧鐵山の讚辭がある。

六〇

這是前甲州太守武田信玄公所圖之昔君也、于時武庫有兆殿司筆蹟、洛下諸老被贊之、公花月之餘、自臨以作同邦一蓮精舍之家什也、住持法阿具五鳳年、再修駕瓦之日、就山僧、勝賦讚詩、不獲辭漫認之、春蠶秋蛇、鳥焉質唐、取咲於後乘耳、嗚呼累歲夜深一片虛欄月、寫出梅花面目真、維慶長二強梧作重二月廿五、林濟稗桑門鐵山懶齋誌、



（藏所寺蓮一）（筆玄信）像神天唐渡

之後、而觀此寫畫、塞丹青猶未渝、太守渡標、亦是依然、在眼目者也、看々

〔武田家古文書〕 武田家の古文書は縣下到る處に存在し、甲斐國志所載のもの計りでも數百通

に達してゐる。中にも信玄は最も偉大で、武田家最盛の時代を造つた人物だけ、その數も最も多いが、同時に國人から最も敬慕されてゐただけその偽物も多い。この風は世間往々あり勝ちのことで最も注意すべきことだ。尙武田家の古文書に就ては明治廿二年星野博士の探訪にかゝるものがある。これは勿論全部ではないが正確のもの計りである。附録に載せてあるから就いて見られたい。

この外隣縣から近畿方面へかけては、信玄の文書が到處に所藏されてゐる。中でも信州戸隠神社所藏の晴信祈願狀（永祿元年戊子八月）、信州下諏訪神社所藏の信玄祈願書（永祿二年秋九月一日）、近江多賀神社所藏の晴信の願文（天文十四歲）、京都曼珠院所藏の絹本着色猿猴圖信玄添狀七月十九日）伊豆菰山堀江榮太郎氏所藏の九月廿三日今川義元から甲府へ送つた書狀などは重なる二三である。

〔信玄の刀〕 信玄の刀と稱へて傳はるものが今日各地にある。その中名高いものを數種擧げて見ると、甲斐の惠林寺に來國長刀（長二尺六寸二分）、と、倫光の刀（長五寸五分）とがある。共に國寶である。甲斐國志に「國長刀——鞘金梨子地、目貫花菱三つ連る、鐔は金花菱縁頭同

六一

じ鮫は錦なり。倫光刀——身に久利迦羅不動を彫れり、柄は赤銅燕子の鐔あり」とある。逸品である。また土屋子爵家に三日月正宗の刀がある。之れは信玄の墓後家康の手に歸し、後水戸家に傳はり、水戸侯登城の差料となつてゐたが、明治元年中納言慶篤卿薨去の時、遺物として同家に贈られたものだ。なほ駿河の大宮淺間神社に景光の刀（二尺五寸許）がある。信玄が伊豆征伐の途、當社へ奉納したものであると。その他豊臣家に郷義弘の刀が傳へられてゐた。今は所在か明白でないが、この刀は天正十年三月勝頼一族が天目山で戦死の後織田氏の手に歸して次で太閤に傳はつた名刀である。

〔信玄の畫像〕 紀州高野山成慶院の所藏である。信玄の弟道遙軒信廉の筆である。信玄の墓後勝頼が當寺へ寄附したもので、その寄附狀（五月十六日）と共に當寺に現存してゐる。信玄の壽像は今日到處にあるが、この畫像は今日最も信憑されてゐる。

遺 風

□朱印と花押

□信玄の遺墨

□信玄の詩歌

□甲州流

〔朱印と花押〕 今日國中に傳はつてゐる武田家の古文書は甚だ多い。それによると代々の朱印や花押などを窺ふことも出来るが、またこれによりてその人の性格も知られて誠に面白い。左に繁雜を避け、信虎、信玄、勝頼三代の朱印と花押とを掲げて參考に供しやう。寅歳の信虎が「虎」の朱印で——強暴、巳歳の信玄が「龍」の朱印で——沈勇昇天の慨あつたこと、午歳の勝頼は「獅子」の朱印で——血氣にはやり盲進であつたことなど、思ひ合せて見ると趣味あるものだ。わけても信玄の丸龍の朱印は信玄が勢を得るごとに、龍の頭が上つてゐるなどは餘程面白い事柄だ。

〔信玄の遺墨〕 信玄は書畫に巧であつた。書は尊嶺親王の流をうけ結構であつた。今日國中

々信玄の書と稱へて傳へられてゐるものがあるが、眞蹟は甚だ尠ない。一の宮淺間神社所蔵—
信玄奉納の後奈良天皇の御宸翰の包紙の文字と、信玄が同社へ詠進した「移し植うる初瀬の花
のしらゆふをかけてぞ祈る神のまに〜」の短冊は、ともに眞蹟と稱へられてゐる。また一蓮

寺所蔵の渡唐天神像（寺前）は
繪畫の代表作で精巧であ
る。



(藏所社神間淺) 冊短の玄信

たといふことが、甲陽軍鑑に出てゐるが、その頃の作といふが同書の中に數種載せられてゐる
これを見るとその頃の作とは見えぬ位傑作である。また和歌も百首以上傳はつてゐる優しみの
ある歌で、その風雅も窺はれる。

〔信玄の詩歌〕 信玄は詩

歌に秀でゝゐた。十九歳
の時詩作に耽り、家臣板
垣（板垣）信形に強諫されて止め

○新正口號

淑氣未融春尚遲、霜辛雪苦豈言詩、此情愧被東風吹、吟斷江南梅一枝。

風送鶯寒一意氣加、梅邊吟履月橫斜、因思香雪齋前夜、春若有情吾約花。

○鳥語花中管絃

飛入繁花奏管絃、提壺勸酒共留連、新翻一曲芳春調、敬囑黃鸝古寺前。

○春山如笑

簷外風光分外新、捲簾山色惱吟身、犀顏亦有娥眉趣、一笑靄然如美人。

○古寺看花

紺藍無處不深紅、花下吟遊勝會中、身上從教詩破戒、舉盃盃終日醉春風。

○惜落花

檐外紅殘三四峯、蜂狂蝶醉景猶濃、遊人亦借漁翁手、網住飛花至晚鐘。

○新綠

春去夏來新樹邊、綠陰深處此留連、尋常性癖耽閑談、不愛黃鸝聽杜鵑。

○書 徽

庭下留春曉露濃、淺紅染出又深紅、清香疑自昆明國、吹送薔薇院落風。

滿院薔薇香露新、雨餘紅色別留春、風流謝傳今猶在、花似東山縹緲人。

○旅館聽鵲

空山綠樹雨晴辰、殘月杜鵑呼夢類、旅館一聲歸思切、天城瞻望蜀城春。

○閨 月 花

妖艷紅花出壽安、風光閨月與猶殘、騷人要見三十一葉、未在三姚家黃牡丹。

○便面蘆間有流

山色水光烟接天、漁翁江上棹蘆邊、丹青若寫得勝景、萬里風波一釣船。

○便面而有雁

水綠山青欲雨初、數行鴻雁度長虛、天涯高處要通信、定可蘇卿胡地書。

○便面水仙梅花

風送清香寂寞濱、諸公携酒又逡巡、與梅故有弟兄約、黃玉花開一標春。

○便面牛月照梅花

昏月橫斜欲夜時、梅花秀色似臙脂、湖山疎影茂陵藁、涼水風標元祐枝。

○便面蘆間白鷺

蘆葦清風垂頂絲、窺魚白鷺水生葦、江南記得昔遊夕、似見梨花院落時。

○寄 澧 州 僧

氣似岐陽九月寒、三冬六出酒朱欄、多情尙遇風流客、共對三士峯吟雪看。

早春山 今も猶雪氣ながらにみよしの、山にや春の立ちはしめけん。

海 霞 見せばやな海つら遠くかすみ行く難波のみ津の春の曙。

朝 鶯 待わひし山の軒端の吳竹に鳴きためよけさの鶯。

田若菜 霜ふりし去年のふる葉もそれながら緑にかへる小田の七草。

殘雪 春ながら眺めにまがふ我宿の花の梢の雪のむらきえ。
 梅風 尋ねつる梅のたち枝はしられども袖こそ匂へ軒の春風。
 岸柳 河そひの岸の春風ふくからに梢波よる青柳のいさ。
 春月 雲はらふ四方の春風ふくなべに朝よりさきの月の夕影。
 歸雁 友さそふ雁のかへるさ春くれてひこりこし路の月になくらん。
 待花 さかぬまも春の夕をみよし野の山の白雪花さ知れさや。
 見花 見るからに花やいつれさ白雲のたなびく山の春の夕暮。
 夕花 あかなくも猶木のもとのゆふはへに月影やさせ花も色そふ。
 山家花 思はずよ春にさはれし山里の花こそ今日のしるべなりけれ。
 落花 尋ねばや散る葉をしほの山櫻さそふ嵐に花や残るを。
 苗代 山河をまかせてみれば春きぬさ苗代小田になくなり。
 雲雀 霞より心もゆらく春の日に野邊に雲雀も雲になくなり。
 野薑 薑さく野分の袖におく露をばらふもよしや春の名残に。

暮春 まれにあふ彌生の空もけふくれぬあすやかた見の花の衣手。
 更衣 花の色になれし袂もけさよりや縁にかふる蟬の羽衣。
 卯花 板間よりもらぬばかりそ故郷の卯の花月夜影のさやけさ。
 夜郭公 らちつけてそれさもきかじ郭公人まつ山の夜牛の一聲。
 杜郭公 ほさきす今一聲を尋ねきて我さへ宿る杜の下蔭。
 早苗 雨すくる門山のたこのぬれ衣ほさてやけふも早苗さるらし。
 池菖蒲 あやめおふる池の汀の草しけみいつれをそれさわきてひかなん。
 花桶匂 袖の香を花桶にうつしきて風の便や故郷の友。
 五月雨 五月雨に庭のやり水瀬を深み淺茅かすまは波よするなり。
 水鷄 たのますよまた夜をこめて横の戸をたたく水鷄に夢も結はず。
 夏草 我宿の軒の下くさ夏ふけてたれわけよさや生茂るらん。
 夏月 端居して山のはかこつ夏の夜は月見るからにあくる東雲。
 瞿麥 かつみても猶色ふかし常夏のいやはつ花のけふの夕はえ。

鶴川 そこそなく眺めもつゝくますらをか夜川にうつす篝火の影。
 夕立 吹はらふ遠の外山のゆふ立にまた雨のこす嶺の叢雲
 納涼 夕涼み岩井の水の底きよみまたきに秋の風かよふらし。
 初秋露 秋きぬさ軒の憑に風^{じのぶ}冴えて袖にしられぬ庭の朝露。
 七夕雲 七夕の雲の衣をしきたへの枕さためぬ朝の川風。
 庭萩 萩の葉に身にしむ秋の風そへてさらに物思ふ庭の面かな。
 野虫 きかしたゝ淺茅か小野の虫の聲なほ唯ならぬ秋の寢覺に。
 初雁 秋きての心つくしの夕暮の雲のはたての初雁の聲。
 原鹿 さもをなみ眞葛^{まきず}か原に假寝してさひしさそふるさを鹿の聲。
 秋田風 小山田の稻葉おしなみ吹風に月影うつす露の白玉。
 秋雨 秋の夜は窓うつ雨のそほちつ枕に近き軒の玉水。
 河霧 明るさもえこそは見えぬ川霧にあさたち隠すうぢの芝舟。
 山月 よな〜にれられぬものを秋の夜は思ひいるさの山のはの月。

池月 雲もなき空の眺めを廣澤の池よりおちの月のさやけさ。
 浦月 波まくら宿るや床の浦風にうきれたためぬ秋の夜の月。
 古寺月 思ひこしよらの寺の秋の月おなし眺めも心すむやと。
 殘月 見るまゝに夜はふけぬらし月残る西こそ秋の一しほの空。
 掃衣 待夜半もさほ里をのゝ秋風にまさほの衣今やうつらん。
 野分 朝またき野分の風の吹からに庭も籬^{まが}も草むら。
 垣葛 賤のをか垣根の葛の浦風はうらみても猶さふ人もなし。
 水邊菊 我宿の籬の菊のいく世へてたましく露や庭のやり水。
 峰紅葉 そめてけりまなく時雨^{しぐれ}の降まに色つく木々の峯の紅葉。
 殘秋 長月の空にや秋のかへらん遠さかり行く夜半の虫の音。
 落葉 冬きぬさけしきの杜の木枯にいつしかつもる落葉なるらん。
 時雨 ふりそふる袖の涙に夕時雨さらてもさひし冬の寢覺は。
 野霜 野邊はみな霜おき迷ふ村すゝきほに出し秋の名残さへなし。

江寒蘆 難波江の蘆のはわけの風あれてよるみつしほの音の寒けさ。
 池水 池水に軒の松風吹わけて衣手寒しこほる霜夜は。
 冬月 さえさゆる夜牛の嵐に雲消えて雪は光りを残す月影。
 千鳥 小夜ふけて川風さむく鳴千鳥友よふ聲に月の傾く。
 水鳥 あし鴨のうは毛にふれる朝霜をばらふ羽風も凍る頃哉。
 篠叢 さふ人もあらしふけ行く冬の夜は篠のはしのき叢ふるなり。
 山雪 踏わけてけさ行く人の跡みれば雪そ山路のしるへなりける。
 松雪 嶺の松も雪にそなひく冬の日は埋もれぬらん夜牛の木枯。
 鷹狩 御狩するかた野の雪の朝明にいつれしらふの鷹としらん。
 炭竈 小野山にやく炭竈の夕煙たえぬ雪けの雲かあらぬか。
 爐火 夜をさむみ衣かたしく獨居のまことに思ひを起す埋火。
 歲暮 くれにけり今年も今はすきのこの明る間をしき鐘の聲かな。
 忍戀 かく思ふ心の底の夢ならば覺てもえやは人に語らん。

不遇戀 おのづから逢ふをかきりの年月をふるは涙のひまあらはこそ。
 後朝戀 さ夜衣なれにし人の面影をうつしてこめよ庭の朝露。
 恨戀 恨みあひあはれ幾夜か横の戸を明るまでこや獨りすむらん。
 久戀 君こふる涙の数はさ夜衣かさぬる袖もけふはくちなん。
 絶戀 さりこもさ待こし月も更ぬれば思ひたえても夜をあかす哉。
 窓竹 風吹けはおこつれそめて我宿の友こそ思ふ窓の吳竹。
 曉鶏 うきものを寢覺の床の曙に涙ほしあへぬ鳥の聲かな。
 名竹關 清見鴻みせはや袖の波の月かけ吹きさめよ關の秋風。
 羈中野 篠原やならはぬ野邊の假枕もなふ月も雲かくれして。
 山家 山里は月を心の松風の聲よりほかのしるへあらしな。
 田家 いなは分て家居しをればおのづから身にしむ夜牛の秋の初風。
 秋夜夢 秋の夜のなき思ひに猶そへて夢の中にもしたふ古へ。
 眺望 朝あけの霞の間より見渡せばそこはかさなき遠近の山。

梅路 更るさも今宵はこゝに明石潟たゆたふ浪にうつる月影。

述懐 忘れぬ昔なられば古へを忍ふ涙のかわくまもなし。

神祇 いはさ山縁も深き柳葉をさしてそ祈る君が代のため。

釋教 思ひいる山の端もなしささる身の心の内にすめる月影。

社頭祝 君を祈る賀茂の社のゆふたすきかけて幾代か我もつかへん。

〔甲州流〕 慶長の頃小幡景憲が信玄の家臣高坂弾正の名を藉り、甲斐の人早川幸豊、廣瀬景房

等について武田家の兵法を諮ひ、虚構妄斷、甲州流の軍學を起した。その假託になる甲陽軍鑑

は、誣妄の甚しいものと稱へられてゐる。併し諸大名以下門人二千餘人に達し、後世軍學の範

を垂れた。北條流の軍學者北條氏長、山鹿流の山鹿素行などは皆その門人である。

史蹟

- | | | |
|-----------|------------|------------|
| (一) 甲府 | (九) 要害城址 | (七) 向嶽寺 |
| (二) 武田神社 | (一〇) 飯田河原 | (八) 惠林寺 |
| (三) 一蓮寺 | (一一) 勝頼の墓 | (九) 天目山 |
| (四) 甲府五山 | (一二) 信玄堤 | (一〇) 武田家館址 |
| (五) 善光寺 | (一三) 新府城址 | (一一) 烽火臺址 |
| (六) 大泉寺 | (一四) 武田八幡宮 | (一二) 川中島 |
| (七) 信玄の墓 | (一五) 夕狩澤 | (一三) 三方ヶ原 |
| (八) 武田古城址 | (一六) 淺間神社 | (一四) 長篠 |



府 甲

- | | | |
|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 都會の發生 | <input type="checkbox"/> 地勢 | <input type="checkbox"/> 一條氏の館地 |
| <input type="checkbox"/> 甲府の創始 | <input type="checkbox"/> 信玄勝頼の代 | <input type="checkbox"/> 甲府城の起工 |
| <input type="checkbox"/> 城下町の發達 | <input type="checkbox"/> 甲府の状況 | <input type="checkbox"/> 山梨縣の治 |
| <input type="checkbox"/> 交通の發達 | <input type="checkbox"/> 甲府の繁榮 | |

〔都會の發生〕 都會の發生にはさまざまの原因があるが、世の中がまだ充分開けない封建時代などには、世人が一般に殺伐であつたから、一國の領主などが防禦上適當の地を選んで、其處に住んだものだが、またその領民などでも生命や財産の安全を期し、或は需要供給の爲、自然その城下へ集中するものもあつた。それが後には次第に發達して立派な市街を造り、領主などの政策で商工業などが盛んになつたものもある。東京が太田道灌に遠因し、大阪が豊臣氏により周防の山口が大内氏により、相模の小田原が北條氏によりて開かれたなどは皆この類である。甲府も同様に領主武田氏によりて開かれた都會である。之等の都會は何れも防禦的原因によりて發生したもので、平原地とか、海濱とか、山地とか、兎に角防禦にも侵略にも便利な所に開

かれたものだ。従て商業上の目的で開かれた——横濱や長崎などに比して、地理上の不自然は免れない。甲府が初め水にも不便だし、交通にも不便な甲府平原の一隅に開けたのは、防禦的原因として誠に意味あるものだ。

〔地勢〕 甲府の地勢は、甲府城の天主臺へ登つて見ればよくわかる。殷富な甲府の街を隔て、甲府平原は一眺めに見渡され、數多の村落や幾筋かの川などがその間に横はつて、平原のすつと向ふの果はびし／＼、高い山脈で限られてゐる。その山を一々見渡すと、東南の隅には御坂山脈、南には富士山、西には南アルプ系の白根山脈や駒嶽鳳凰の山々などが、嚴めしい姿で立並んでゐる。また北の方には積翠寺の山やら愛宕山などが、手にとるやうに接近し、要害堅固一夫險に當れば萬卒も進み兼ねるほどの所だ。武田氏が代々この天險に據り遠近に武威を轟かしたのも、また古英雄機山公がこの地を以て自然の大城郭とし、大城の無用をとなへたのも、また徳川氏が江戸城の掩護地としたのも偶然のことでない。甲府は實にこの天險のうちに防禦的原因により發生した都會だ。

〔一條氏の館地〕 往古の甲府の地は記録の據るものもないので詳かでない。青沼郷、小山など

の地名に就て考へて見ると、その昔は人煙稀れな邊鄙の處であつたらしい。それが歴史上の舞臺として初めて現はれたのは、今から七百六十年ばかり前、治承、元暦の頃のことだ、源義光の祖 五代の孫一條次郎忠頼が、一條の庄小山の地、即ち今の甲府城址の地へ館を構へて住んだのが初めだ。

忠頼は智勇兼備の良將で、常に源頼朝に屬し、父の武田信義に従つて屢々戦功をたてたが、後頼朝に忌まれ、元暦元年六月鎌倉の營中で殺された。その時國元の夫人は髪を剃りて尼となり、居館を一條の道場と稱へて亡き夫の冥福を祈つた。今の太田町の一蓮寺は後これを移したものだ。

忠頼の誅後は弟の有義や信光——など、子孫代々甲斐の領主となつたが、一條の館地は忠頼以後全く廢館の處となり、小石和や千野や川田や躰躰ヶ崎や新府など、各自思ひ／＼に館地を移して國中に覇をとなへた。従て一條の地は自然歴史上から遠ざかることになつた。

〔甲府の創始〕 その後室町の末忠頼十數代の孫武田信虎の時、信虎は石和の館にゐる遠近に武威を轟した。併しこの地は要害はわるし水害地でもあつて、防禦にも國治にも不適當の處だ。

仍て信虎は今の古城の地を相して館を構へることになった。永正十六年六月この地は北には積翠寺の

要害を負ひ、東には躑躅ヶ崎を控え、南には甲府平原を望み、土地高燥、要害もよければ國治にもよい。其處で普請も落成して引移つたのが其十二月で、今から四百二十年ばかり前の事だ。

當時國衙は廢れ、國中の政權は全く武田氏の手に歸してゐたので自然躑躅ヶ崎の地は一國政治上の中心地ともなり、城下には市坊も開かれ、諸將士の邸宅をはじめ、諸社寺なども置かれ首都「甲府」の源が開かれた。

〔信玄勝頼の代〕 信玄の世にも躑躅ヶ崎の館にゐて四方に武威を轟した。併し當代は武田家の最も隆盛な時代だけに、また信玄が民政に長け、商業などをも保護したゞけ、甲府も前代に比して餘程發達し、城下には免許を得て御用をつとめた諸職人の居所——紺屋小路、工小路、鍛冶小路をはじめ、三日市場、八日市場の市場も開かれて繁盛となつた。

然るに勝頼の時、長篠以來武田家の旗風は次第に衰へて來て、四隣の群雄は日に日に甲州を窺ふことになつたので、父の信玄には充分であつた躑躅ヶ崎の館も、最早狭小で萬々の備へにならぬことになつた。仍て勝頼は逸見の要害を相して此處に新城を築き、祖父信虎以來六十三

年の居城をすて、天正九年十二月廿四日其處に引移つた。これからその地を新府、この地を古府といふことになつた。これがため政治上の中心地は一時新府に移つた譯だが、その後一月ばかりで、信州方面から織田氏の大軍に攻立てられ、天正十年三月、まだ甲府の繁榮をも吸収する段にならぬ先に新府は落城し、勝頼は天目山で滅びて了つた。

〔甲府城の企工〕 次で甲斐は一時織田氏の領となり、その臣川尻鎮吉は古府にゐて暴政を施したが、その六月織田氏は滅びたので、徳川氏が代つて當國を領し、その臣平岩親吉は古府に置いて國事を執らせた。

併しこの地は僻陬であるし、それにこの頃は築城術が進歩して天主閣などを備へた大城が造られるやうになつたので、躑躅ヶ崎の館では到底戰の役に立たぬ。仍て地を少し、南へ移し元の一條氏の館地であつた小山の地に新城を築かうと、いよく其處に繩張をはじめた。時は天正十三年で、忠頼の歿後四百年ばかり後のことだ。今の甲府の下町はこれが發生の動機となつたのだ。然るに同十八年家康は關東に封ぜられ、豊臣氏が代つて當國を管することになり、築城のことも一頓挫を來した。

同十九年豊臣氏の臣加藤光泰が當國に封ぜられてその工を繼ぎ、地内の一蓮寺を今の太田町に移して經營をはじめたが、まだ竣工しない中に光泰は朝鮮の役に出陣して戦死した。

〔城下町の發達〕 文祿三年淺野長政が受封の時、その工を繼いで略ぼ完成し、城下に市坊を開き、古府の民家諸社寺などを城下に移して國事を行つた。今の甲府の下町が淋しげながらも町の體裁を具へたのはこの時である。併しまだ全部落成してなかつたので、慶長三年徳川氏が再領の後も、平岩親吉が城代の時やら徳川綱重が受封の時など、多少の修築を加へた。併し全く落成したのは寶永二年柳澤吉保が封ぜられた後のことだ。この時は城櫓も城壁も備り、郭内や郭外の區劃も定められた。同時に古府の改正も行はれ、古城を御屋形跡、古府中を府中、古柳町、古連雀町などを、元柳町、元連雀町などに改め、甲府の面目を一新した。吉保の後、享保九年六月調の甲府の町數戸口を見ると、上府中は町數二十六、戸數七百九十五、内明屋敷、下府中は町數二十三、戸數千七百七十四、内明屋敷、總計町數四十九、戸數千九百六十九、内明屋敷、外に人口九千二百九十である。これで見ると上府中は下府中に比して町數の多い割に戸數の少ないのはその繁華が下府中に吸収されつゝある適例である。永正十六年信處が躰躰ケ崎の館に移つ

てから約二百年で、兎に角これ程の繁華を示すことになつた。

〔幕府の直轄〕 吉保は寶永六年六月その子吉里に後を譲つて退隱したが、吉里は享保九年大和の郡山に封を移された。之れから當國は慶應の末年まで、百四十四年間御料所といつて幕府の直轄地となり、甲府城には追手と山の手に勤番支配一人宛を置き、その下に各組頭二人、番士百人、與力十騎、同心五十人、以下それ／＼役人を置いて城内外の守衛に任じた。

〔甲府の狀況〕 維新前の甲府は一國の政廳甲府城が中心となつて發達したのだから、町の區劃も今と違つて郭内と郭外に分けられ、郭内は武家屋敷、郭外は町家と定められてあつた。郭内外の境には高さ一丈ばかりの土手を築き、その下には濠を繞らしてゐた。土手には各所に見附を設けて、郭内外と交通した。見附には境町口、近習町口、山田町口、八日町口、三日町口、連雀町口、片羽町口、穴切口、青沼町口、相川町口、横澤口、元三日町口、堅町口、元連雀町口、元城屋町口、の十五箇見附があつた。その中八日町口、堅町口、横澤口などは晝夜交通を許し、常に組同心が張番して出入を嚴にした。また與力以下の屋敷は組屋敷といつて、郭外の御崎明神附近、増山町、長禪寺前、古城附近、連雀町、深町、廿人町、横澤などにあつた。

町勢も柳澤氏の頃から次第に江戸風に泌みて追々繁華となり、士民は一般に贅澤で、各商店は小板葺の軒を列ねて町を飾り、立派な服飾品が用ひられたり、珍味佳肴が食膳に備へられたりするやうになつた。同時に道祖神祭や、干蘭盆繪や、五節句や、祭禮など意をつくして祝はれたが、當時人情も次第に浮薄に、人心も益々粗暴に流れ、道祖神祭に町の若衆が吉事ある家に押しかけて鳥目をねたり、口論喧嘩に及ぶなど間々亂暴を極めることもあつた。併し干蘭盆會に若い男女が入交りて「葛西の船は女も漕ぐに……」と唄ひながら盆踊を踊るなど誠に優美の點もあつた。

〔山梨縣の治〕 慶應の末年徳川幕府が倒れて明治の御代となると、元年三月幕臣近藤勇の軍が甲府を乗取らうと進軍して來たが、江戸城に進軍中の官軍方の東山道軍の參謀板垣退助の一族と、勝沼の先の柏尾で衝突し、兩軍大戰の結果賊軍は敗走し、甲府は確實に官軍の手に歸し、同十二日東海道軍の參謀海江田武治が甲府に入り、國事を代理した。これが山梨縣治のはじめだ。六月城代を廢して鎮撫府を置き、八月三部代官を更めて三部知事とし、次で鎮撫府を廢して甲斐府を置き、二年甲斐を改めて甲府縣とし、四年甲府縣を廢して山梨縣を置き、十年十一

月今の錦町の地に縣廳を新築し、此處で縣治をとることになつた。

爾來國內諸般の改革行はれ、甲府も大いに面目を改めて來たが、明治廿二年市制の實施により、甲府は一市として發達し、次で卅六年には中央線——八王子甲府間開通し、甲府市の發達上一新紀元を劃することになつた。

〔交通の發達〕 從來甲府は山國の都會であつただけ交通が甚だ不便であつた。信虎以前の時代は今の鎌倉海道即ち御坂路が要路であつたが、信玄勝頼の時代には信相駿遠等の經營が多忙となつたので、信濃路や、右左口路が重要となつた。下つて徳川氏の頃には江戸との聯絡上甲州街道が要路となり、また江戸へ回漕米等の便をはかり、京都の人角倉光好により富士川に通航も開かれ、慶長十、七年交通上觀るべきものもあつた。次で明治となり、青梅街道をはじめ、道路の新開或は改修もあつて、交通上多大の發達を促した。併し山國の通路だけあつて、他縣に比し國內外の交通はまだ、不便であつた。従て甲府の發達にも尠なからの影響を及ぼしてゐた。然るに中央線の開通はこの不便を除き、甲府市に急激な發達を齎し、現に戸數二萬餘人口十萬餘の都會として榮え、享保時代に比し、戸口に於て約十倍の増加を見ることになつた。

〔甲府の繁榮〕 要するに甲府は自然的に起きた都でなく、武田氏のため人為的に起きた都で、而も山中の都會である。従て人文上不自然の發達は免れない。併しそれがよく今日の發達を遂げたのは、一は徳川幕府の直轄地であつたと、一は近年交通の便が開けたためと、また一は縣民が夙に實業心に富んでゐたからとである。昔は英雄機山公を生んで「武の甲州」を形造つた甲府が、今は數多の實業家を生出して「實業の甲州」を形造つてゐる。時勢上とはいへその對照が面白い「甲府繁榮策」の聲は常に聞く處だ。勿論その方策はさまざまあらう。併し吾人は過去を鑑みて將來を計るも一策と考へる。

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字が並ぶ。これは複製の際の文字のぼれや、あるいは原稿の消しや、あるいは印刷の誤りによるものと思われる。）

武田神社

- 創建と鎮座祭
- 協賛會の事業
- 神輿の渡御
- 神社の尊崇

〔創建と鎮座祭〕 甲府市古府中町躑躅ヶ崎館址にある。信玄が戰國時代の大立物としてよく天下に勇飛し、列強を震駭しんがいさせると共に、一面よく甲斐郷土を統治し、一國獨特の發達を促し、今日の基を形造つた功績は今更贅ぜいするまでもない。その功により大正四年十一月十日贈從三位の恩典に浴したことは、公及び本縣人の太く光榮とする所である。縣民は長きこの御沙汰に感佩の餘り、公を以て當國の中心人物と崇め益々崇敬の道を開き、以て聖恩の萬分の一に對こたへ奉らねばならぬ考へから、翌五年縣下官民の有志協力して武田神社奉建會を設立し、着々その經營を進めた。先づ古府中町の躑躅ヶ崎の館址をトして社殿の造營を定め、翌六年四月地鎮祭ちぢんさいを行ひ、七年五月工事に着手し、八年四月漸く御本殿が落成したので、同十一月一日莊嚴な鎮座祭を

行ひて公の英靈を祀り、同時に縣社に列せられた。次で翌十二日公の命日を以て大祭を行ひ、以後毎年當日に例祭が行はれて今日に至つた。

〔協賛會の事業〕 鎮座祭に際しては一方に協賛會けいざんかいが設けられ、各種の事業が行はれて誠に盛大であつた。中にも機山公記念展覽會と同頌德講演會とは最も主要なものであつた。展覽會は數日間山梨縣會議事堂内に開かれ、公を中心として武田氏の古文書こもんじよ、古器物、遺品、遺墨等縣内外より出陳せられ總數五百點に達し、公の偉大を偲ぶ上にもまた公の事蹟を研究する上にも多大な參考となつた。斯様な大展覽會は之迄見なかつたが恐らく今後も容易に見ることが出來ぬことと思はれる。左に出陳の主要なもの數點を掲げて參考の一端に供しやう。

一、後奈良天皇御宸翰（國寶）

東八代郡一宮村 國幣中社淺間神社

一、武田晴信自筆包紙（國寶）

同

一、武田信玄和歌短冊

同

一、永祿九年五月吉日武田信玄花押祈願書 南都留郡勝山村 御室淺間神社

一、永祿三年九月一日武田信玄祈願書 長野縣南佐久郡北牧村 松原神社

一、九月廿三日今川義元書狀 靜岡縣田方郡菰山村 堀江榮太郎

一、武田晴信祈願書 滋賀縣犬山郡多賀村 多賀神社

一、武田信虎畫像（逍遙軒筆 春國讚辭） 國寶 甲府市 岩窪町 大泉寺

一、信玄肖像（國寶） 和歌山縣高野山 成慶院

一、武田家孫子旗 東山梨郡神金村 雲峯寺

一、武田信玄筆渡唐天神畫像 甲府市太田町 一蓮寺

一、櫛無鏡(國寶)

東山梨郡塩山町 菅田天神社

一、大井夫人畫像(國寶)

甲府市 愛宕町 長禪寺

頌徳講演會は甲府城内機山館で二日間に跨りて開かれた。講師は東京帝國大學教授兼史料編纂官黑板勝美、同渡邊世祐、京都大學教授三浦周行の三博士であつた。黑板博士は「機山公と武士道」渡邊博士は「信玄公の文藝と争覇の計畫」三浦博士は「法律家としての晴信公」等の演題のもとに各數時間に涉り蘊蓄を傾けて剴博懇切なる講演があり、學界上裨益する所が多であつた。

〔神輿渡御〕 鎮座祭には午後一時を期し市内太田町稻積神社迄莊嚴なる神輿渡御の儀が行はれ以後毎年の例となつた。途中縣社八幡社と山梨縣廳へ寄る例であつたが、後甲府の南住吉神社まで渡御し、稻積神社へ御泊の上翌日還御のことに改められた。行列の後尾には武田廿四將に扮した騎馬武者が扈從し、威風堂々誠に莊觀である。沿道には遠近より群集相集ひて神靈を拜し雜查する。蓋し湯村の厄地藏、甲府の正の木稻荷、一の宮の御幸祭等と共に縣下の名祭である。

る。

〔神社の尊崇〕 その後日を追うて神社の崇敬加はると共に、拜殿、神苑、社道、神橋等も次第に整備し、常に参拜者の絶えぬことは誠に尊いことである。吾人は公が甲斐郷土の中心人物として縣民の尊崇を昂めつゝあることは、人心教化の上より見ても誠に喜ぶべきことであるが、同時に更に一步進んで別格官幣社に御昇格の程こそ希しい所である。

神 寶

□太刀(國寶、黄金造備前一文字正眞)

□鏡(金小寶)

□兜(金推の實形)

□武田信玄書狀

□後奈良天皇論旨

□足利義昭御内書

□信玄花押掛軸

□信玄筆消息文掛軸

□北條氏政書

□八宮良純やうじゆん法親王御親筆掛軸

其他數十點ある

一蓮寺

□一條庄

□一條忠頼

□一蓮寺の草創

□信玄觀櫻の宴

□築城と遷寺

□現

狀

□正の木稻荷

〔一條庄〕 天正十三年徳川家康が小山の地に甲府城起工の繩張なまげりをはじめる四百年ばかり前に、其處に一條次郎忠頼の居館があつた。この地はもと愛宕山に續いた山脚で、巨摩郡青沼郷あそぬまがうの地内であつたが、後山梨郡に屬し、一條の庄と稱へられ、景勝の地であつた。
〔一條忠頼〕 忠頼は武田の氏祖武田信義の長男で、智勇兼備の良將であつた。武田氏は源氏と同族であるから、鎌倉創業の時、武田の族中には鎌倉方について、治承元暦の諸役に功をたて諸國の國守や守護職に任ぜられたものも多い。併し頼朝は嫉妬深い性質であつたから、弟の範頼義經をはじめ、老功の家臣などでもその忌憚おそたんに觸れて、非命に殞れたものもある。忠頼もまたその一人であつた。

壽永三年正月木曾義仲は平氏を破つた功で、京都で亂暴をはたらき、後白河法皇に迫りて頼朝追討の院宣を請ひ、更に征夷大將軍となりて頼朝に手向つたので、頼朝は範頼義經に命じて六萬の兵を二手に分け、之れを討たせた。この時忠頼も一族の頭となり、甲信の兵を率ゐて出陣し、近江の栗津に於て義仲を誅し、次で平氏の軍を破りて大功をたて、大いに威名をたかめた。然るに軍功のあまり頼朝に憚られ、濫世の志を挾むとの嫌疑を蒙り、六月十六日の夕刻、兼ねて謀つて置いた宴に招かれ、その隙に乗じて誅せられた。この時忠頼の家臣新平太、同甥武藤與一、山村小太郎など、地下より主君の伏死をながめ、殿中に斬込んで奮戦したが、鎌倉方の重成、重朝、遠景などのために討取られて了つた。

〔一蓮寺の草創〕 この時忠頼の夫人は國元の一條の館にゐたが、忠頼の變報をうけ、髪を剃りて尼となり、館を道場とし、専ら亡き夫の冥福を祈つた。之れが一蓮寺のはじめだ。その後武田六郎信長一條氏をつぎ、正和中信長の孫一條源八時信が甲斐の守護職であつた頃、遊行二祖他阿上人が當國へ來化し、時信の歸衣を得て當寺に住むことになつた。その時時信の弟が上人の弟子となり、後法阿朝日上人と稱へて當寺の開山となつた。文安中武田信重の頃客殿など造

營され、寺運も次第に榮え、天文永祿の頃には門前に一條町一蓮寺小路などの門前町も開かれ東方は八日市場、西北方は三日市場などに續き、商賈繁昌の地となつた。

〔信玄觀櫻の宴〕 當時の諸堂宇は今の城址——天守曲輪から鍛冶曲輪邊へかけてあつたもので春秋の眺めに勝れてゐた。永祿九年の春、信玄此處に觀櫻の宴を催し、詠歌數番あつた。

この時御相伴衆として小笠原慶安、板垣法印、長遠寺一花堂、岡田堅桃、寺島甫庵、長坂釣閑など、都合十二人と、次の座には逍遙軒、典厩、勝頼、穴山梅雪、武田兵庫、一條右衛門などの面々が控へ、椽には猿樂師の大藏太夫、同彦右衛門、配膳には土屋平八郎、給仕に曾根孫二郎、眞田源五郎、三枝宗二郎以下廿一人のもの定められ、更に寺中の警戒、四隣の見廻り役人まで萬端調へられ、誠に嚴かであつた。それに當時京都から下向滯在中であつた——菊亭大納言の臨席もありて一層盛會であつた。眞に信玄の得意時代も想像されるのだ。當日の詠歌に

松間の花

信玄

たちならふかひ、そなけれ櫻花松に千歳の色はならはて。

水上落花

保田紅青齋

木の間より落くる瀧の緑さくら花と波きはほふにそしる。

山花埋道

さきたつも心ありてや行きつらん花の山路はふむ跡もなし。

岡田堅桃齋

〔築城と遷寺〕 天正十三年家康の領國中、この地を見たて、新城造營の工を起したが、十八年關東に封ぜられたので中止となつた。次で當國は豊臣氏の領となり、その臣加藤光泰の時その工を繼ぎ、當寺は今の太田町の地に移された。その後甲府城の築城は代々の繼續事業となり、文祿三年淺野長政の時略ぼ落成し、長政は城下に新たに市坊を開いたので、此處にはじめて甲府の下町を起した。

〔現状〕 當寺は山號を稻久山といひ、時宗^{じしゆ}で、その後藤澤の遊行寺の隱居所となり莊麗であつたが、文化中火災にかゝり、後修造したが、明治九年境内一萬七百九十坪を割いて公園を開かれてから、大いに舊觀を損した。現寺域二千五百七十五坪餘。寺寶には武田家に關係のものによる

寺寶

- 渡唐天神畫信支隨寫 遺物の
寫本 一幅
- 文安三年三月日沙彌花押 一通
- 寺領目錄 武田一徳の
中より寄進 一軸
- 永正十四丁丑四月三日信直寄進狀 一通
- 永祿九年丙寅八月晦日朱印 一通
- 天正二年二月廿八日勝頼花押禁制 一通
- 同四年三月十六日朱印 一通
- 同五年閏七月十五日勝頼花押法度書 一通

その他代々の朱印黒印禁制など十數通ある

〔正の木稻荷〕 當寺の東數十歩にある。稻積神社^{いなづみじんじや}と、なへ宇氣母智命^{うきもちのみこと}を祀られてある。元一蓮寺に屬し、甲府城の地にあつたが、後當寺と共に今の地に移り、明治元年全く分離した。毎年五月三日の大祭には賽者^{さいしや}が遠近から集り、非常に雜沓する。

甲府
五山

- 禪宗諸寺
- 長禪寺
- 東光寺
- 法泉寺
- 円光院
- 能成寺

〔禪宗諸寺〕 鎌倉時代わが國には日蓮宗や禪宗などの新宗派が現はれて、佛教は益々榮えた。當國でも信虎や信玄の頃には、兩主は特に禪法を尊び、佛道に歸依したので、當時禪僧にも學徳の勝れたものが續々現はれ、同時に禪宗の寺々で或は修造され、或は寺領を寄せられ、或は城下に移されて榮えたものも多い。中にも甲府には臨濟宗妙心寺の末寺として「甲府五山」なども起りて、佛教は隆盛となつた。

〔長禪寺〕 甲府市愛宕町 寺域二千坪餘 夢窓國師の開基で、もと今の中巨摩郡大井村鮎澤の地にあつたのを、天文廿年信玄の時、岐秀和尚を准開山として此處に移し、信玄はこれについて禪法を學び、髮を落して法諱をうけた。岐秀の嗣席に春國、その後席に高山などの名僧があつた。軍鑑に「長

禪寺春國の下にては高山、鐵笮、大綱、睡庵、玉堂、嶺南勝れたる長老なり」とありて、妙心寺派の名僧の集りくるものが多かつた。春國は快川、速天の師家で、最も信玄に重んじられ、

高山は壬午の四月惠林寺で快川と、もに織田氏の兵燹に入定した。天文廿二年五月七日信玄の母大井氏が逝去してこの寺に葬られた。

大井氏は西郡上野城主大井上野介信達の長女で、晴信、信繁、信廉、信通



夫大人井氏 (寶國) (長禪寺所藏)

の生母である。天文十年六月十四日信虎が駿河へ退隠した後、躑躅ヶ崎の館にゐる餘生を送つた。御隠居曲輪はその居址である。諡號は長禪寺殿心月珠泉大姉、その墓所を御北の墓と、な

へ、寺の西にある。寺寶には武田道遠軒の筆大井夫人の畫像がある。その上に「春は花秋は紅葉の色々も日かずつもりてちらばそのまゝ」と自詠の贊がある。遺物の部参照

寺寶

- 天文十五年丙午三月廿七日晴信書簡 一章
- 永祿七年甲子十二月七日信玄花押 一章
- 八月廿一日信玄書簡 一通
- 天正十九年辛卯卯月五日光泰花押禁制 一通
- 卯六月十六日平岩主計頭禁制 一通
- 同年三月初日四奉行證文 一章
- 巖石の彌陀像 一幅
- 渡唐天神自畫贊道通軒筆 一幅
- 一休梅花自畫贊 一幅
- 外數點 (以上甲斐國志)

〔東光寺〕 甲府市東光寺町寺城 二千四百八十五坪 文永中大覺禪師の開いた寺だ。禪師は宋僧道隆で、寛元四年わが國に歸化し、鎌倉に建長寺を建てた名僧である。然るに流言にあひて當國に入り、當寺を開いたが、後再び鎌倉に歸り、弘安元年七月廿四日寂した。後武田太郎義信が准開基となり、寺運が益々榮えた。天正の頃當寺の住僧に玉堂、藍田などの高僧があつた。玉堂は長禪寺の住職春國の下特に勝れた長老で藍田は天正十年四月織田氏のために惠林寺で快川など、焚死した名僧である。

境内に諏方水といふがある。一説に建寺の時水がなかつたので、開山禪師が諏方明神に祈願してはじめて得たものであると、また坐禪石、鏡石、雨請石、安産水、地藏温泉 東光寺 などがあつた。東光寺温泉は甲府近在の名湯として知られ、四季浴客が絶えない。稻積國母地藏堂 舊寺域内にある。當寺の兼帯で、金剛山日輪法城寺となへてゐる。元正天皇の養老二年僧行基當國に遊化し、治水を計つた時、地藏大工の像を刻んで篠原岡 中巨摩郡龍に祀り、法城寺と稱へた。治曆中新羅三郎義光の時上條 中巨摩郡に移し、永祿中信玄の時古府中に移し、後東光寺住僧玉堂の頃今の地に移した。軍鑑に「甲州上古は湖なりと聞く。上條地

藏菩薩の御誓にて南の山を切りて一國の水悉く富士川へ落つるにより、國中平地となりて今如件くたんのごとし。さるに因り上條地藏堂とは申せ、其寺號をば法城寺と申す。此文字は水去りて土と成ると云ふ儀なり。法城寺破れば甲州は衰微なり。末代までも甲州を持つ將は、此寺上條法城寺を建立有るべし云々とある。又慶長二年淺野長政の文書に「上條地藏堂へ糶拾五俵六角堂へ五俵令寄附云々才藏主へ」とありて、代々の領主から保護されたものだ。

〔法泉寺〕 甲府市和田町 勝頼の墓參照
寺城二千六十坪

〔圓光院〕 甲府市岩窪町寺城 もと逸見清光源義
一千九百八十坪

孫の草創で、清光院と稱へ、小石和にあつ



(院光圓)墓の氏條三人夫

たが、武田信守の時再修して父信重の牌寺とし、名を成就院せうじゆいんと改めた。永祿中 信玄今の地に移し、圓光院と稱へて説三和尚せつさんわうを住持とし又開山とした。元龜元年七月廿八日信玄の夫人三條氏を葬り、九輪の石塔を建てた。今に存してゐる。謚號は圓光院殿梅岑宗蔦大禪定尼おんこういんどうんばいしんきよる だいぜんていに、夫人は本願寺門主三條左大臣公頼さんじょうだいにんこうりの第二女で、太郎義信と龍寶の生母である。

寺 寶

- 信玄軍陣の守本尊刀八咫沙門びしやもん
- 同勝軍地藏
- 信玄の短刀 一握
- 信玄手澤の茶釜 一口
- 同茶碗 四個
- 元龜元年十二月朔信玄寄附狀 一章
- 天正十九年辛卯卯月五日光泰禁制 一章
- 文祿三年二月五日淺野右近大輔忠吉印書あさののこじんたけよし

□同年十二月廿四日左京大夫禁制

一章

□慶長八年癸卯三月朔日四奉行證文

□武田系圖其他數點（以上甲斐國志）

〔能成寺〕

甲府市東光寺町 寺域八百五十坪 業海本淨禪師の開基で、もと北八代にあつた。同村清道院の東南二

町ばかりの地に能成寺塚といふがある。その舊址である。信玄の時西青沼に移し、後今のところに移した。土地高燥眺望に勝れてゐる。

善光寺

- 建 立 □信州善光寺 □本尊如來 □燈籠佛
- 寺 寶 □光泰の墓

〔建立〕 善光寺は定額山と號し、甲府市善光寺町にある淨土宗智恩院の末寺で、寺域四千四百九十八坪、永祿元年武田信玄が信州善光寺の彌陀如來並に諸什物を遷して新に建てたものだ。甲州記によれば、信玄は初め中郡後屋村に假屋を設け、一先づ此處へ移し、翌二年二月十五日更に板垣の假屋へ移したとのことだ。寺記に山本勘介普請奉行となり、元年十月三日板垣村に工を起し、同六年四月四日柱立、七年三月廿二日上梁八年三月廿七日入佛供養とありて、伽藍が宏大であつた。然るに寶曆四年二月七日火災にかゝりて全部焼失せ、天明二年再築した。今の金堂と三門はその時のもので、金堂は高さ九丈六尺、間口十六間、奥行廿五間、内陣には廿二本の金塗の柱がたてられ、誠に壯麗である。

〔信州善光寺〕 今から千三百四十年計り前、推古天皇の十年、信州の本田善光といふが、三國傳來の佛像を本尊として創めたものだ。當寺はその頃伊奈郡麻績郷宇沼の地にあつたが、その後四十年計りたつて、皇極天皇の御代今の長野の地に遷したのだ。後數度の火災で何回も寺を建てかへたが、弘治元年甲越の兩軍が川中島で合戦の時、たまく／＼兵火のために焼失せた幸ひ本尊やその他の佛像は無難であつたから、信玄はこれを自國の甲州へ遷し、一寺を創めた。それ故これを「新善光寺」とも稱へてゐる。

〔本尊如來〕 信玄が遷した本尊は、即ち推古の朝本田善光の迎へた佛像で、印度から支那三韓を経て、欽明天皇の十三年創めてわが國に傳來した金銅佛だとのことだ。神皇正統記に「むかし佛在世に天竺の月蓋長者鑄たてまつりし彌陀三尊の金像を傳へ渡し奉りける。難波の堀江におくられたりしを、善光といふものとりたてまつりて、信濃國に安置しける。今の善光寺之なり」奇區一覽に「善光寺本尊は緣紀に百濟國聖明王より奉れる彌陀三尊なりと説く。元祿五年の御改開帳の時、龕の棟札に應安三年と記し、中に釋迦佛あり、重さ六貫三百匁、觀音勢至は各八百七十匁、と傳ふ云々」とある。然るに慶長二年豊臣氏の命で、五百人の人足と二百三

十六匹の傳馬を使役し、路次諸大夫に轉送を命じ、七月十八日京都の方廣寺へ遷され、後信州へ歸座したとのことだ。併しその行方に就ては様々の傳説がある。

今の本尊は建久六年尾州の釋定尊が鑄た紫金銅の立像三尊で中尊如來は丈四尺五寸計り、右手を上げ左手を下げてゐる。左右の觀音勢至は各々三尺五寸計りで、總計の重量は五貫目もあるさうだ。普通開帳佛と稱へて内陣の龕の中に安置されてゐる。

〔燈籠佛〕 また内陣の西の龕の中に燈籠佛とて、一寸八分の立像の彌陀の金佛が奉安されてゐる。智恩院の宮世々の秘封佛として妄りに開封が出来ぬことになつてゐる。明治卅九年七月内務省の古社寺保存會で寶物調査として出張の際、久振りて開封したといふことだ。

燈籠佛の由來 押當山に安置仕給ふ燈籠佛、是は生身の如來一體分化にして、御丈一寸六分、一光三尊開浮檀金の如來、昔往元龜三壬申年十日伊豆國の濱海中より上らせ給ふ。赤澤茂左衛門と云者の所へ年久敷安置仕奉る所に、不思議の告有て當寺中に西本坊と云僧、如來の飛により、即元和中鐵燈籠に入れ奉り、守り移し奉るなり。彼佛勅として一切衆生の願望を佛體の輕重を以て窺ひますべきの教有之今に至るまで佛意に任せ、輕重に二世の願望を窺ふに、一つとして違ふ事なし。(中略)あるひは一子

を求むるに得べきや否、男子女子を窺ひ、或は出世賣買事または公事沙汰の願事速に輕重を以て示し給ふ云々。(甲斐舊記)

寺 寶

- 阿彌陀佛日光月光。座像七尺、日光月光尊は立像五尺 (國寶)
- 阿彌陀佛日光月光。座像七尺五寸、日光月光尊は立像六尺 (國寶)
- 觀世音の像
- 闍覽大王像
- 源賴朝像
- 同賴家像
- 圓光大師像
- 信玄像
- 家康像
- 聖徳太子像

- 月蓋長者夫婦の像
- 本田善光夫婦の像
- 光格天皇皇后の御眞筆
- 良純治親王詩歌集
- 御乘輿(天明八年華頂御殿より御下賜)
- 古代寶劍
- 三池の鐘(加藤光泰使用)
- 觀世音の軸(英一蝶筆)
- 大勢至の軸(張思恭筆)
- 釋尊寒山拾得の軸(狩野探幽筆)
- 永祿十一年跡部大炊介文書
- 天文十四年小山田備中守禁制
- 秀吉善光寺如來驛傳朱印狀寫

一軸

一振

一軸

一軸

三幅對

一通

〔光泰の墓〕 本堂東北の隅に加藤光泰の墓がある。法益曹溪院殿剛園騰公大居士。銘に「公爲甲斐國守朝鮮之役將兵在釜山浦以病卒。文祿二年癸巳八月廿九日也。群臣奉柩歸甲斐國善光寺境内公諱光泰封遠江守佛益曹溪院剛園騰公」とある。

大泉寺

- 草創と傳説
- 代々の保護
- 安置佛と寺寶

〔草創と傳説〕 甲府市岩窪町に大泉寺といふ寺がある。寺域五千四百四十五坪、萬年山と號し曹洞宗である。大永中武田信虎が天桂禪長を開山として建てたものだ。寺記に、「大永元年福島某亂入の時、信虎親登夢山頂候敵に頻りに催し睡暫く松下に憩ふ。有夢異人來り告げて曰、即今所産一男子乃ち會我五郎の再誕、嘗て於富士麓所告是なりと見て覺めぬ。時に報婦人誕一男於城内、容貌魁偉其軍亦大有利因名兒云勝千代。而勝千代握右手不閉こと數日なり、信虎患て謀天桂和尚、和尚愕然云、前行脚日過富士麓卒爾暮故假寢草中、夢に一武夫あり、我は會我の十郎なり、弟五郎者有積善功德、今將誕甲斐府君之子、以金龍目貫證とすべしと、以一隻託比丘、一隻は當在誕子右手中、伊藤什代の物なり、我は業

罪未^レ滅^レ鑊湯の苦を免れ難し、願くは讀^ニ誦^ニ法華一萬部^ニ玉はれかしと云き。城東の池水にて宜^レ洗^ニ小兒手^ニと也。乃洗^レ之得^ニ金龍目貫一隻^ニ果して天桂所持一隻と符合せり。信虎奇異の思に堪へず、祈願所密宗大川寺^{（だいせんじ）}を改^ニ大泉寺^ニ請^ニ天桂^ニ住せしむ。乃ち爲^ニ導師^ニ三七日修^ニ萬部法會^ニと云。地名は大泉又富士見池とも云。時ありて士峯寮影所^{（しんがく）}寫なり。故に下流を富士川と呼べり。夢山の名も亦是れより出づと云」と。天桂は信虎時代の高僧で、龍王慈照寺の開山眞翁宗見^{（しんぐんそうけん）}はその嗣法である。大永四年九月廿九日入寂し、二世吸江英心^{（きゅうけいゑいしん）}がその後を嗣いだ。英心は信虎の弟で信玄には叔父である。天文中甲信二州の僧録をつとめた人だ。

〔代々の保護〕 永祿七年三月三日、五世甲天の時火災にかゝりて焼失せ、甲天は信州の高遠へ逃れた。信玄これを迎へて十年殿堂を再建し、絹三十匹、鏹五百貫を賜ひてその復興をはかつた。天正二年三月五日信虎が信州で歿した時、その遺骸を國元に送り、當時に埋葬した。法諡は大泉寺殿泰雲康公庵主^{（たいうんこうあんしゅ）}。その年の夏追薦^{（つゐせん）}のため五百僧を集めて結制を行つた。同十年家康領國の時、六世孝國を引見し、寺領四十七貫三百六十文と、山林境内門前屋敷諸末寺まで賜り、舊例により御祈禱を命ぜられた。文祿中淺野長政領國の時、菩提所^{（ぼだいじょ）}とし、元古城の向にあつた

のを今の地に遷し、朝鮮の役に戦死した廿一人のために一七日の法會を行ひ、供養塔一基をたてた。次で徳川氏再領の後、祈禱所として銀米を寄せられ崇敬された。

〔安置佛と寺寶〕 法堂に本尊正觀音、右に法性不動、左に信虎寄附の辨財天十五童子を安置してある。法性不動は天文中寺域に毎夜虹のやうな光りを放つものがあるので、信玄がこれを掘らせて得た像で、冑の前立にしたものだ。今其處を虹池または不動瀧と名づけてゐる。また靈屋には信虎、信玄、勝頼の木像が安置されてゐる。その他寺寶に左の十數點がある。



(寺泉大) 墓の虎信田武

寺寶

- 信虎畫像（逍遙軒筆春國讚辭）（國寶） 一軸
- 信虎信玄の笈 二個
- 茶磨（信玄寄贈と云） 一個
- 紺紙金泥法華經（信玄の寄贈と云） 一通
- 永祿元年戊閏六月十日晴信朱印 一通
- 戊辰四月十五日武田家朱印 一通
- 元龜元年庚午十二月朔日信玄花押 一通
- 天正四丙子年三月六日勝頼花押 二通
- 同六年戊寅五月三日勝頼花押 一通
- 同七年二月二十一日勝頼分國曹洞門法度追加 一通
- 同十八年十二月三日秀勝花押 一通
- 文祿三年二月五日淺野右近大輔忠吉黒印 一通

- 文祿四年正月二十八日左京大夫禁制 一通
- 大泉寺末寺書付 一通
- 慶長六年大泉寺繩打帳 一冊
- 八宮良純親王狀 一軸

信玄
の墓

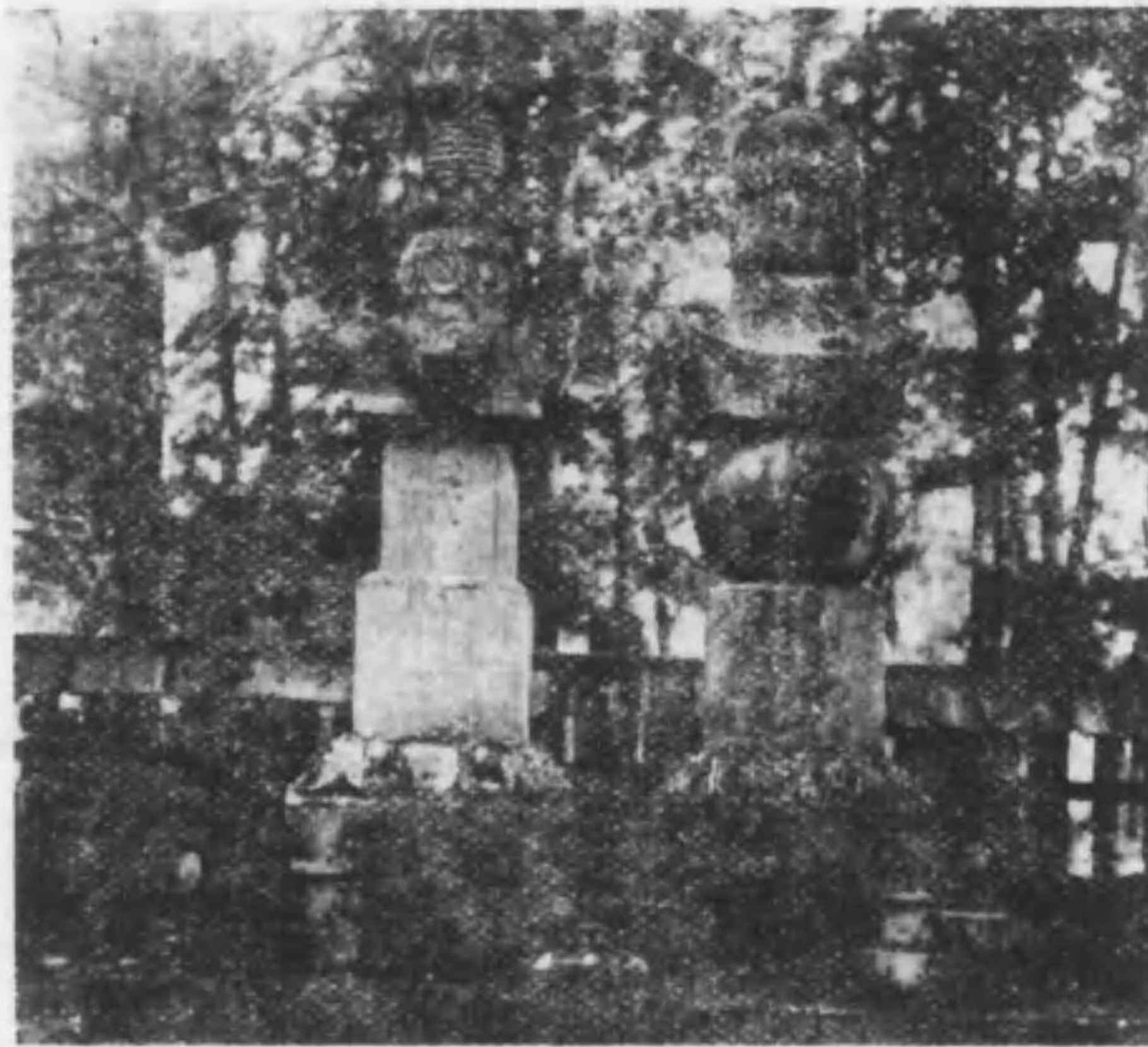
□信玄の薨去

□岩窪の墓

〔信玄の薨去〕 信玄は元龜三年十月西上の大軍を發し、十二月三方ヶ原に徳川織田の軍を破り進んで三河に入り、翌天正元年二月野田城を攻略して、西上の宿志も日ならず達せらるゝばかりになつた。然るにこの時不幸にも病氣にかゝり、十六日家臣山縣昌景を其處に止め、自らは鳳來寺に移りて靜養し、一先づ歸國しやうとした。この時將軍義昭は信長に苦しめられ、頻りに信玄の西上を促した。三月信玄は病氣も稍々輕快になつたので、勝頼に命じて徳川氏に備へさせ、自ら一萬五千を率ゐて進軍した。然るに途中又々病氣が發した。仍て詮方なく甲州へ引揚げやうと、信州の駒場まで來ると急に病氣が重れて薨せられた。時に四月十二日、五十三歳であつた。家臣等遺骸を甲州へ送り土屋右衛門尉の邸中に荼毘し、遺命により三年の喪を秘し同四年四月十六日惠林寺に葬禮を行つた

〔惠林寺の部〕信玄の墓の項参照

〔岩窪の墓〕 甲府市岩窪町にある。信玄の墓と稱へられ、老松二三株の下、鐵柵の中に高さ一丈餘の碑石がある。表面に「法性院機山信玄之墓」と刻してある。この地は土屋右衛門尉の邸址で、信玄茶毘の所と稱へられてゐる。元高さ一尺九寸、横約一尺二寸の龜朴な古碑が建てられてゐた。表面に「法性院機山信玄公大居士神儀、天正元癸酉四月十二日病死矣右三年之間隱密爲諸方敵國也、乙亥年四月十二日於此處有御訪」と。里人は此處を火葬場又は魔縁塚と稱へ、犯すものは必ず祟りがあるとて誰も近づかな



信玄の墓(惠林寺)

かつた。然るに安永八年代官中井清太夫試みにこれを發掘して土中から石棺を得た。銘に「法性院機山信玄大居士、天正元年四月十二日薨」と刻してあつた。仍て古碑と、もに元のやうに埋め、幕府に申稟してこの地を信玄の墓と定め、碑石を建て、これを表した。今の碑石はこの時のもので、その裏面に左の銘が刻してある。

公姓源、名晴信、武田其氏也。頃壯下髪稱機山信玄。天正元季癸酉四月十二日薨。權葬、三年乙亥四月、火浴于此地、以分骨云。今茲亥春、重民某等戮力新造碑、蓋徵羊祐之隨淚碑、聊伸景仰之誠也。一日掘地、得灰與骨、然則其衣新之迹明矣。古碑曰、三年不發、哀爲有敵國。其文雖不完、今又藏壙中、請後人徵之矣。

安永八年龍集屠維大淵獻孟夏上浣日

住瑞嵩山圓光禪院嗣祖沙門默愚應謹誌

信玄の墓に就ては、從來福田寺河、諏訪湖、惠林寺、龍雲寺、岩窪の五説がある。秘喪三年のことやら、惠林寺の不動像の傳説などに思ひ合せて見ると、外患の萬一を恐れ、埋葬地を秘密にした結果とも見るべく、却て公の偉大を推せねばならぬ。

武田
古城址

- 躑躅ヶ崎館址
- 信虎の創築
- 廢
- 館
- 御屋形跡
- 規
- 模
- 條
- 坊
- 諸將士の宅跡
- 自然的大城郭

〔躑躅ヶ崎館址〕 古城址は別に躑躅ヶ崎の館址とも稱へ、武田信虎から信玄勝頼の三代に至る六十三年間の館址で、甲府市古府中町にある。

〔信虎の創築〕 武田氏の館は、從來逸見や小石和や千野や石和などにあつて、信虎の頃には石和の館に館してゐた館址の部参照。然るに此の頃は世が亂れてゐて、已に國衙も廢れ、石和は自然一國政廳の地であつた。併しこの地は要害も悪るければ水害地でもあつて、國廳の地としては誠に不適當であつた。仍て信虎は永正十六年六月二日躑躅ヶ崎の地を相して築城の工を創め、十二月その落成を俟つて引移つた。これは今から約四百廿年ばかり前のことで、之れから躑躅ヶ崎の地は一國の中心地となり、戸口も増加すれば商工業も榮え、こゝに「甲府」の都を開くこと

になつた。

〔廢館〕 信玄に至りその後を承けて此處に館し、天下に雄飛してよく武名を走らせた。然るに勝頼の時常に無謀の兵を發して勢力を消耗し、次第に列強に乗ぜられた。乃て勝頼は逸見の要害を相して築城の工を起し、天正九年十二月廿四日其處に引移つた。これを新府城といひ、七里岩の上に位し、釜無、鹽川の兩川を瞰下し、要害堅固の處だ。これから躑躅ヶ崎は全く廢館となり、古府または古城などと稱へられた。然るに僅か二ヶ月で——天正十年三月新府は織田氏のために落城し、武田氏は天目山で滅亡した。

〔御屋形跡〕 その後、甲斐はつきくに織田、徳川、豊臣の領國となり、織田氏も徳川氏も古府で治を行つたが、徳川氏の時代からは、代々甲府城版築の工も行はれ、文祿三年豊臣氏の臣淺野長政が受封の時、甲府城は竣工し、甲府の下町は開かれた。次で徳川氏の再領後——寶永中柳澤吉保の時、甲府城の完成、下町の劃正とともに、躑躅ヶ崎の館址を「御屋形跡」、古府中を府中、古何町を元何町と改稱した。

〔規模〕 館址は今も殘壘石壁を存し、轉た當年を追想させるのだ。今その規模を見ると、

面積東西百五十六間、南北百六間、高さ一丈許りの土手で繞らされ、その周圍には一重の塹がある。その區域内を更に三郭に分けてある。

□東曲輪 東西廿四間、南北六十間、東に正門を通じ、一條の道路を隔て、躑躅ヶ崎に對してゐる。館の名の所因である。

□中曲輪 東西廿二間、南北六十六間、居館の址で南には數枚の庭石が残つてゐる。築山の跡でもあらうか。すつと南には臺所曲輪とて庖厨所の址らしい所がある。西北の隅には一段高い處がある。毘沙門堂跡で軍神を祀り、廟算を決した處だ。この曲輪は今の武田神社の社殿のある處に當る。

□西曲輪 中曲輪の西に當り、壘塹を隔てゐる。夫人衆姫の居所で、また人質曲輪とも稱へ、人質の婦女子を置いた處でもあらう。

この外尙二郭ある。一は西曲輪の北に通ずる味噌庫、一は東曲輪の北に通じて御隠居曲輪といふがある。御北様、御裏様、御西様などいふ婦人の居所でもあつたらう、何れも壘塹を隔てゐる。また南に外塹を隔て、梅翁曲輪といふ一郭がある。藏前衆の廳所と稱へられてゐる

この三郭は今も畠となりてゐる。

1110

〔條坊〕 古府中の域内、東は岩窪から西は塚原まで五百三十間、南は元柳町から北は下積翠寺まで九百二間、その間四方へ數條の道路が通じてゐる。最も東に大泉寺小路、その西に鍛冶小路、元城屋町通り（正門前）、その西に元柳町通り（南曲輪の門、その西に増山町通り）、館の西、その西に御厩小路、六方小路（元八幡、一條小路・館の南に二つ屋横手）、峯本より圓光院前（に至る東西の通路）などがある。〔諸將士の宅跡〕 之等條坊の間に諸將士の邸宅があつた。元城屋町通りの東に眞田彈正、甘利備前守、山縣三郎兵衛、城織部、その西元柳町通りとの間に高坂彈正、穴山梅雪、馬場美濃守、曾根下野守、小山田備中守、諸角豊後守、その西増山町通りとの間に内藤修理亮、板垣駿河守、三枝勘解由、多田淡路守、武田典厩、天照大神の社地、傳奏屋敷、その西一條小路との間に小山田大學、土屋右衛門、八幡社古地、蘆田下野守、原加賀守、長坂釣閑、大熊備前守、その西に山本勘介、初鹿源五郎、跡部大炊介、今澤石見、少幡尾張守、下條民部、栗原左衛門、保科彈正、一條右衛門、館の東北隅に横田備中守、またその西に離れて館の北側に武田逍遙軒等の邸宅があつた。併し今は殆んど田畑となりて、その面影を残してゐない。

〔自然的大城郭〕 その規模は極めて狭小で、英雄巖山公の居址としては餘りに小さ過ぎる。併し北には積翠寺、帶那の要害を負ひ、東には大笠、夢山、深草、板垣の諸山起伏し、西には湯村の山を控へて要害堅固である。加之要害山には城砦を構へてこれを掩護し、此處彼處の峯々には烽火臺を設けて變事に備へ、更に圓光院、大泉寺、東光寺、能成寺、長禪寺、法泉寺、惠雲院、及び八幡社など弧線を劃して各封境を鎖し、館を擁護してゐる。これを擴大すれば甲州の天地は自然の大城郭をなし、天嶮無比である。その上信玄の英武はよく民政を整へて内を治め、また常に攻勢をとりて外敵を國內に入れしめなかつた。甲陽軍鑑に「高坂彈正嘗てたとへを取て申すに、數萬の人数甲州へ働入候に、能々當方の御運つき、五十六十の人数ならば是非に不及候。五百ほどの人数これあらば、御館つゝしが崎迄來る敵を相違なく引取らせ可申候。又信玄公御一代の内甲州四郡の内に城郭を構へず、堀一重の御館に御座候云々」とあるも、また信玄の詠歌として傳はる「人は城人は石垣人は堀なさはは味方あだは敵なり」との歌は、よくこの意を盡してゐる。それ故幾ら狭小でも信玄には之れで十分であつた。いやこの狭小こそ却て武田家の全盛、信玄の偉大を物語るのだ。〔要害城址〕の項中「信玄と城郭」の部参照

要害
城址

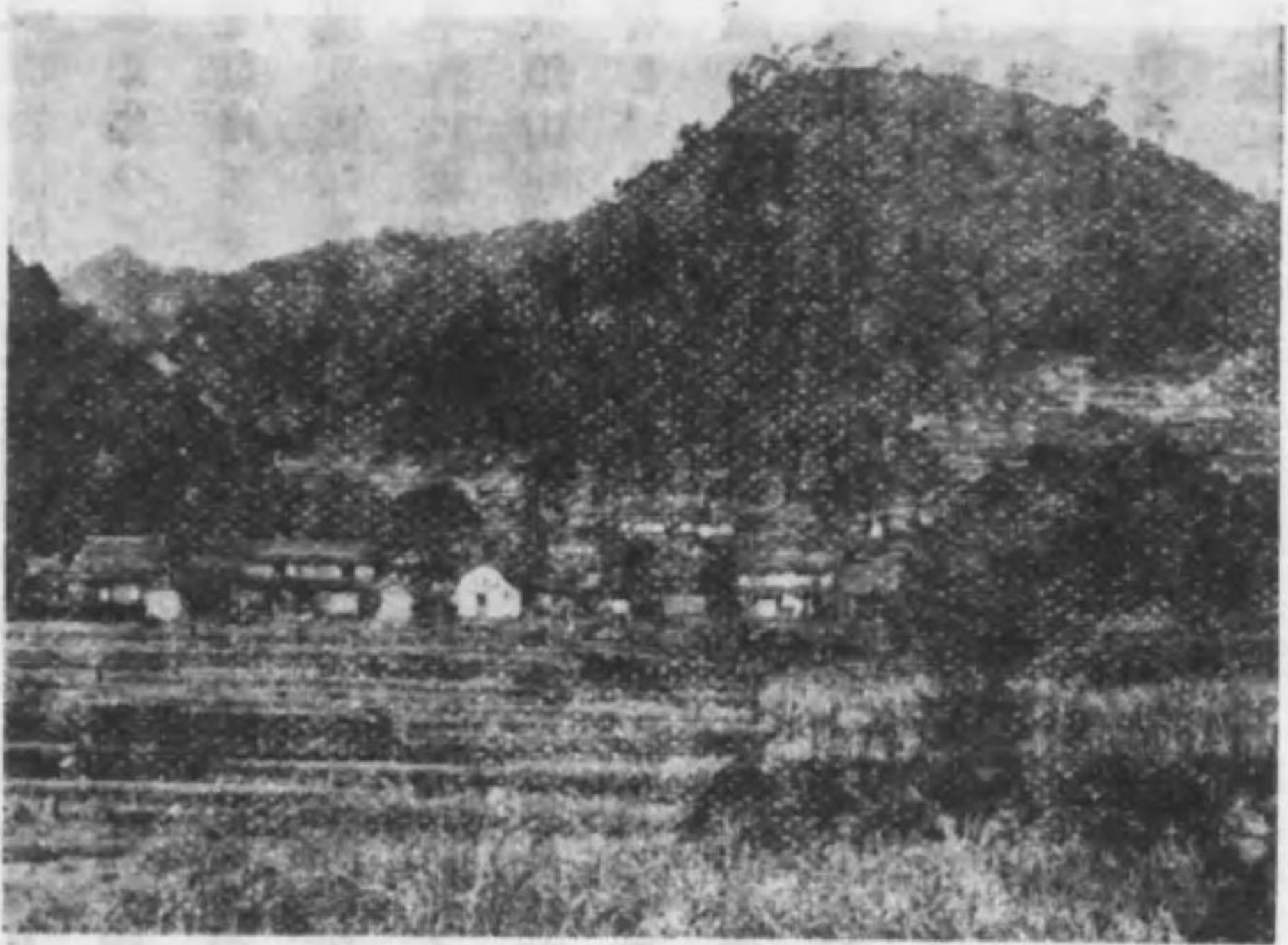
- 信玄の誕生
- 城址
- 信玄と城郭

〔信玄の誕生〕 永正十七年遠州の土福島正成が甲州へ亂入した。この時武田信虎は夫人大井氏をはじめ侍婢達を此處へ避難させ、福島勢と館の西南數十町の飯田河原に戦つた。合戦はその年十一月信虎の大捷で終りを告げた。然るに信虎の夫人は尙其處に止りて歸館しない。年を越えて元年一男子を出産した。信虎は戦捷の吉事に因み勝千代と命名した。これが後の信玄である。斯様にこの地は信玄の誕生地として知られてゐるが、また館の掩護地として名高い處だ。

〔城址〕 古城址の北廿町甲府市積翠寺町にある山城址である。甲陽茗話にも「古へよりのかばひ處」とありて、躑躅ヶ崎の館の要害に備へたものだ。それ故躑躅ヶ崎と相俟つて重要な處で武田氏から徳川氏へかけて常に定番が置いて守らせた。これを石水寺定番と稱へ、武田氏の時には駒井次郎左衛門、徳川氏の時には日向玄東齋、同平兵衛父子が任ぜられた。文祿中豊臣氏

の時には加藤光泰がこれに修理を加へたが、その後甲府城が築かれてからは、この城の必要もなくなつたと見えて、慶長五年の後取壊された。今は壘壁も崩れ、荆棘などに路も塞がれ誠に荒れはてゝゐるが、西南の方から曲り曲つた坂路を攀ち登ると、腰曲輪、帶曲輪などが段々に重り更に長さ三十七間、廣さ十九間の本丸やら、また二の丸の址などもある。頂上には堀切跡中腹には支村洞などいふ所もある。また多羅加坂とて西保方面へ出る路もあれば、深草山や坂垣山を経て東郡方面へ行く道もある。頂上からは躑躅ヶ崎の館を一眺めに瞰下すことも出来るし、また左右の山々は突出して、その溪水は相合うて流れ、相川の名を起したと稱へられ、誠に要害形勝の地である。併し築城の當初山上には水がなかつたので、諏訪明神に祈り一掬の水を得た。これを諏訪の水とてなへ、誠に清麗で城中の用に足りたそうだ。一説に石水寺の名は寺域の大石から泉が湧出したので、寺名としたのが村名となり、それが何時の頃にか積翠となつたのだと。

〔信玄と城郭〕 この城はかばひ處でありながら、古城址のやうにその規模も簡單である。甲陽軍鑑に「御館二十町ばかりかさに石水寺の要害とて山城あり、昔のごとく屏もかけず候へども



要 害 城 址

先づ本城の様なるものなり、さるに付信玄公御前にての取沙汰を石水寺物語とかき申候。此石水寺も御普請なくてはこもられ候事でなし、さる程に城は一つもなく候。是れ敵に用心なき故なり云々」と、規模の狭小が察せられる。甲斐國志に「保元平治の擾亂起り、元弘建武以來兵革彌々盛んになり、英雄割據吞レ小兼レ弱に及びて築城關寨守攻の備へ專なりと雖も、本州は天府の要害以レ國爲レ城未だ外寇の憂ありしことを聞ず。況や武田氏の保レ國こと幾んど四五百年來世美の徳に據る。至ニ是時一城壁の設け如レ斯甚だ龜略なり。他の居址と雖も山川の險により要害と名くるのみ、壘壁の屹立したる處は無し、

常に住居する處は便宜の地に就て構へたり」と。即ち信玄は國を以て城とし、城を以て城とせず、専ら孫子五事の「道」を以て國を治め、地の利を以て敵に備へたからだ。徂徠が「千万世之下孫吳司馬生于吾東方云々」と賛したのも誠に偶然でない。これで見ても信玄の偉大を察することが出来る。「武田古城址」の項中「自然的大城郭」の部参照

武田 要 害 城 址

飯田
河原

- 福島勢亂入
- 武田勢の奇計
- 信虎の大捷
- 戦蹟

〔福島勢亂入〕 信虎は信繩の後をついで當國を治め、武田家隆盛の端を開いたが、その間大小幾多の合戦に勝ち、經營の歩を進めた苦心は一通りでなかつた。中にも飯田河原の合戦は信虎一代の快戦であつた。

永正十七年二月十六日駿河の今川義元の老臣で遠州高天神たけてんじんの城主福島正成が、叔父山縣淡路守を先陣とし、嫡子常陸介と、もに駿遠の兵一萬五千騎を従へ、下山南巨摩郡方面から十日市場中巨摩郡を経て國中に攻入り、龍地に陣して甲府を窺つた。當時武田家は信虎の悪行甚しく家中不和合の折とて、信虎の召に應ずるものも尠なかつた。十月信虎は纔に二千餘を出して千塚に打出で、數日の間敵と對陣した。併し武田勢は寡勢で何時勝負を果すとも見えなかつた。

〔武田勢の奇計〕 この時武田家の家臣に荻原常陸介昌勝といふがあつた。智勇兼備の良將で、

信虎の軍術師範役として特に兵法に勝れてゐた。今味方の不利を見て信虎と評議を重ね、甲府の町人をはじめ國中の百姓共に命じ、東は長禪寺山から西は片山かたやままで一帯に據旗芭蓮ばれんをたて、岩石の尖りに笠を被せて偽兵を設け、夜は篝火を燒かせて虚勢を示し、更に作勢伏兵などの備を旗の割符を以て彩り、川を渡つて敵陣に突進した。敵も一騎當千の面々、我先にと鎗を入れて争ひ、こゝを先途せんてと戦つたが、荻原の奇計に敵しかね、敗れて退陣した。

〔信虎の大捷〕 やがて和睦の議起り、敵も心を緩めてゐると、十一月廿三日武田勢は不意に乗じて敵を上條かみじり島上島上に攻めた。敵の先隊山形淡路士卒を下知して奮戦し、身は疲れ矢疵さへ蒙る處を、武田方の小幡山城守と引組んで戦死した。次で敵の勇將三田崎、奈良川、土肥、熊井、佐田、神原など悉く討たれ、敵の氣勢は次第に衰へて來た。それに引換へ武田勢は益々勢を得飯富虎昌かみこら、原虎胤など勝に乗じて本陣に攻入り、敵將正成と引組みその首を討取つた。從兵の面々膽をつぶして敗走するを、追かけ討取り、合戦は午後の四時頃から夜にかけてすつかり終つた。武田勢の大捷、信虎の得意、さぞ何んなであつたらう。之等の大捷で信虎の武名は次第にたかまり武田家隆盛の端は着々と開かれて來た。

〔戦蹟〕 飯田河原は古城址の西南十數町、今の西山梨郡千塚村、中巨摩郡池田村、甲府市飯田町にわたり、荒川の兩岸に瀕する地域である。北には片山、西には龍地臺とて穂坂の曠原がある。此地は今の北巨摩郡登美村地内で、福島陣所と傳へられ、北は茅嶽、西南は鹽川、釜無川の險岸によつてゐる。主將正成の討取られた島上條はその東の松島村にある。斯様に正成が遠州から國中深く——躑躅ヶ崎近くまで——驀進に亂入して來たのを見ても、當時信虎の威令——一國の統一が充分でなかつたことが推せられる。

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字が並ぶ。これは複製時の文字の劣化や、元の写本が非常に淡く書かれたためと思われる。）

勝頼の墓

- 法泉寺
- 勝頼の墓
- 勝頼の首級

〔法泉寺〕 甲府市和田町に法泉寺といふ寺がある。山號を金剛福聚山と號し、寺域二千六十坪。臨濟宗甲府五山の一で、今から六百十餘年前、後醍醐天皇の元徳二年信玄の祖武田信武が、月舟禪師と協力し、京都の名僧夢窓國師を開山として建てたものだ。信玄深く當寺を崇め朱印を給ひ、勝頼また寺領を寄せた。當時の住僧を快岩禪師といひ、壬午の時亂を避け、寺の北方帶那村西山梨郡千塚村穴口の犬馬籠に隠れ、柴庵を構へて此處にゐた。七月家康の命を奉じ、武川衆及び武田家有縁の士に諭し、迦葉坂に駕を迎へ本領安堵の命を賜はつた。九月五日家康の入寺に際し朱印禁制を賜はり、爾來代々の保護をうけた。禪師は慶長廿年八月廿一日寂した。當時大圓鏡知和尙尙と稱へたが、入寂後二百年の後——文化十年三月四日禪師號を贈られた。當時中興の祖である。併し當寺で注意すべきは勝頼の墓のあることだ。

〔勝頼の首級〕 天正十年三月、勝頼の一族が田野で戦死すると、瀧川の軍は勝頼の首級を討取りて甲府へ持歸り、善光寺で織田信忠の實檢に供し、次で信州にゐた信長、市川にゐた家康などの實檢を了へ、後京都へ送りて三條河原で梟した。

この時、京都の妙心寺に南化和尚といふ名僧があつた。和尚は嘗て甲州に遊び、甲州とも武田氏とも關係がある。仍てその首級を請ひうけ、これを寺内に葬り厚く供養を行つた。今當寺の開山堂の傍にその塔がある。

〔勝頼の墓〕 その時法泉寺の住僧で、當寺にありて適々この事に出會したものがあつた。仍てその齒髪を貰ひ受け、歸山の上これを寺域に葬つた。これが「勝頼の墓」である。

墓は寺の經藏の西にある。苔むしたばく／＼した石の上に、擬寶珠のやうな恰好をした石が載せられ、その傍に二株の櫻樹が植ゑられてある。この外勝頼の墓は景德院の境内にもある。共に探るも有益のことだ。

信玄堤

- 釜無の氾濫
- 大御幸の起源
- 信玄の築堤
- 孫子の應用
- 其他の堤防

〔釜無の氾濫〕 甲州は山國で急流に富み、殊に中央の盆地甲府平原は、諸川の會流地として昔から屢々水害を被つた。それ故治水のことが早くから行はれ、延喜式に「甲斐國堤防料二萬束」と定められた程だ。淳和天皇の天長二年白根山が崩れ、釜無、御勅使の兩川が氾濫して國中一大湖水となり、その被害が甚だしかった。

〔大御幸の起源〕 この時國司文屋秋津はこれを朝廷に奏上した。朝廷からは勅使を淺間神社一の、美和神社二の、玉諸神社三の、の三社に下し、三社を赤坂山の麓龍王村にて釜無川の東岸に勸請して宮祠をたて、神輿行幸の行在所とし、毎年四月第二の亥の日を卜して水難防除の祭典を行はせた。これが「大御幸」で、その後屢々規制には變更もあつたが、今も國中の大祭として行はれてゐる。〔淺間神社〕の項中「大御幸」の部参照



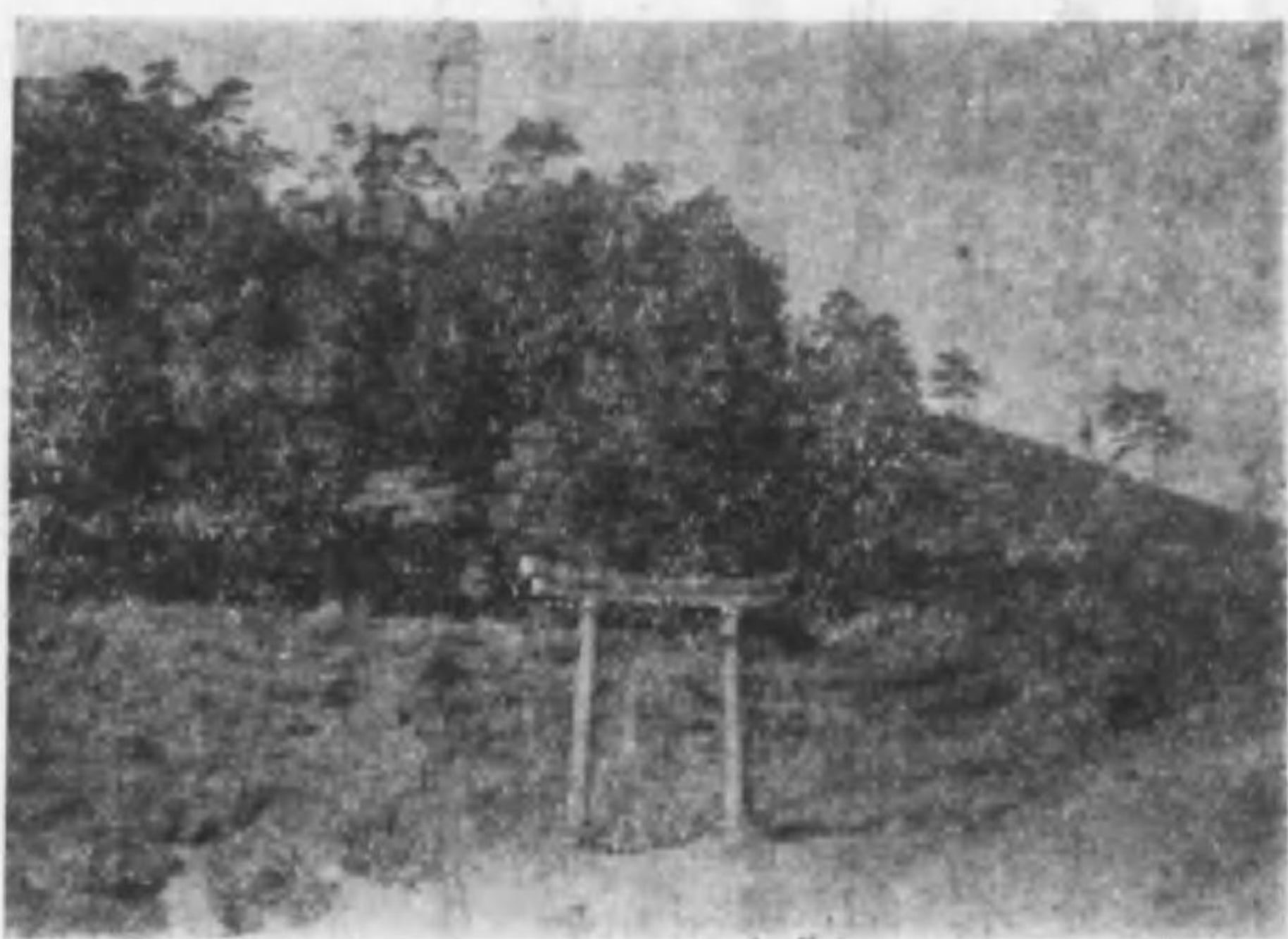
釜無川の信玄堤

「信玄の築堤」その後、兩川は屢々氾濫し、分けて龍王の地帯は常に決潰の所となり、國中の被害が絶えなかつた。従てこの地帯に堅固な堤防を築くと否とは、甲府平原の運命に拘はるの
で、信玄の時大いに土工を起し、信玄自ら工事を監督し、釜無川の東岸に沿ひて西北鹽崎村の境から西南玉幡村の境まで、千餘間の間に堅固な堤防を築き、竹木を植付け、人民を移住させて防水に任じ、また大御幸の行列を盛大にして自然的に堤防の地堅めをさせるなど、さまざまの方法を講じて堤防を堅め、水災の防除をはかつた。これを「信玄堤」と稱へてゐる。

徳川氏の頃、堤防の筒を採り、また正月の松

を伐ることなど、嚴禁してよく保護を加へられたので、今も依然として水防の用をなしてゐる
〔孫子の應用〕その築堤上最も注意すべきは孫子の兵法を應用したことで、有野に堅固な石堤を築いて御勅使川の水を東北に走らせ六科の西方でその水勢を分ち、龍王堤の安全を計つたとやら、また將基頭といふ石堤を川の中央に築き、その一派を支流とし、他の一派を本流として龍岡の東岸に向はせ、十六石で水勢を混亂させたなどは、孫子虛實編の「我專爲一、敵分爲十、是以十攻其一一也、則我衆而敵寡」。『夫兵形象水、水之形避高而趨下、兵之形避實而擊虛、水因地利而流、兵因敵而制勝、故兵無常勢、水無常形、能因敵變化、而取勝者謂之神』などの意をくんだもので、その畫策の偶然でないことが判る。

〔其他の堤防〕その他、信玄は國內各所に堤防を築いて治水をはかつた。西山梨郡清田村と同郡住吉村の間にある堤防長五百六十間中五間は、信玄が濁川と笛吹川の水防に備へたものだ。また同郡山城村と住吉村の間にある堤防長百九も、また信玄の築いたもので、共に「信玄堤」と稱へ、龍王の信玄堤とともに今も國中に多大の餘澤を與へてゐる。その他差出磯の下、笛吹川の西岸に沿うて堤防を築き水災に備へた。今の萬力林はそれで、今日この地が治水のみならず、縣下



新府城址

に鹽川西に釜無の激流を瞰下し、要害の處である併し土地偏狭、且つ敵に乗ぜられ易く、躑躅ヶ崎に比すれば地形劣等の處である。勝頼が彼處を棄て、態々此處に築くとはよく／＼である。

工事は天正九年七月はじまり、同年十二月廿四日大體の落成を俟つて引移つた。

躑躅ヶ崎の地から新府までは道程凡そ五里、その間家具や貨財を運ぶ車馬が陸續として絶えなかつた勝頼の夫人北條氏が玉の輿に召し、數多の上萬達にかしづかれて行く有様は、随分人目をも美ませた。併し間もなく之れが涙の種とは、誰も知らなかつたであらう。

〔列強の甲州入〕 間もなく九年も明けて十年の

春となつた。この時信玄の女むすめ木曾義昌が勝頼の不慈を怨み、織田信長に通じ甲州入りの手引をすることになつた。仍て信長は甲州征伐の令を發し、二月十二日以後各軍部署を定め、親らは伊奈口より、信忠は木曾口より、金森長近は飛騨口より、徳川家康は駿河口より、北條氏政は武駿口より甲州に進軍した。總勢十八萬八千、中でも信州方面の織田勢が最も有勢であつた沿道の諸城もその精銳に敵し兼ねてドシ／＼落城の始末新府の運命も刻一刻と迫つて來た。

勝頼は初め義昌の叛を怒り、兵を出して之れを鳥居峠に攻めさせたが敗れたので、二月二日親ら大兵を率ゐて新府を發し、諏訪に陣して義昌に備へてゐた。然るに形勢が急變し、且つ股肱こたてとたのむ穴山梅雪も俄に叛去つたので、太く驚き、周章諏訪の陣を撤して新府へ退いた。

〔新府の評議〕 新府ではその敗報が頻りに來るので氣が氣でない。武田の運命も最早風前の燈火となつたので、從來二心を懐いてゐた家臣は、日に日に動搖し初めて來た。

折しも三月三日高遠落城の報が新府に達した。この城は勝頼が力と恃むでゐただけ、新府の狼狽は一通りでなかつた。勝頼は諸將士を召して軍議を行つた。この時家臣さまた眞田昌幸はその城邑上州吾妻への退去を上言し、小山田信茂は都留の岩殿城へ退去を勧めた。勝頼は小山田の言

に従ひ直に岩殿へ退くことに定め、用意の爲小山田を先に立たせた。勝頼が小山田の叛心をも知らずその言に従つたのは、惘然と謂はねばならぬ。

〔新府退去〕 折角たてた新府城に火を放ち、夫人侍婢達廿餘人をあやしき駄馬に寄せ、主従僅に五百餘名で岩殿さして退いた。時は三月三日、躑躅ヶ崎から移つて僅か二ヶ月計り、それがもうこの始末とは如何にも夢のやうなので、勝頼の夫人は「現ともおもへがたきこのところあだにさめぬる春の夜の夢」の述懐を遣し、焔々たる火光を後に、躍躑躅原、泣山の地も涙ながらに過ぎ、躑躅ヶ崎、柏尾を経て駒飼の里へつき、小山田の出迎へを待構へてゐた。

〔武田家滅亡〕 この時小山田はその質とした母をも窃に盗去ることが出来たので、笹子峠に陣を張り、郡内へは一步も入れじと勝頼に手向つた。勝頼も初めてその欺かれたを悟り、太く立腹したが及ばない。今は家臣も大方離叛して残り僅か四十一名、己むなく道を左に田野へ行くと、織田氏の先鋒瀧川勢が手近く攻寄せて來た。一同今を最期と花々しく奮戦したが及ばない。仍て勝頼をはじめ主従大方自殺を遂げた。時は三月十一日、勝頼は三十七、夫人北條氏は十九、信勝は十六、流石名門の武田家も廿八代約五百年で全く滅亡した。

〔城址〕 今葦崎から一里ばかり北して中田村へ行くと、道の左側に峻嶒な松山がある。正面に數百級の石段があつて、松の樹蔭から赤い鳥居が見える。此處が新府城址で、その石段を登りつくすと正面に稻荷の社がある。もと城内の鎮守で今藤武神社と稱へてゐる。此處は元の稻荷郭の址で、その附近には腰郭、帶郭の址がある。稻荷社の裏の一級高い處は牙城の址である。東西五十間、南北六十二間、東南の礎石の多い處は倉庫の址で、今も焼け焦げた米などが土中から掘り出される。門口四所西位長位、乾位坤位、尙他に卯位もあつたやうだが分明でない。また片山口は城の大手である。その他郭の内外に澤山の壘湟の址を存し、訪ふ人をして懐古の情に堪へざらしめるのだ。自著「歴史地理」の甲斐による

武田
八幡宮

- 信義の館地
- 武田の庄
- 八幡宮
- 勝頼夫人の祈願
- 神寶

〔信義の館地〕 武田氏は源義光以來代々當國を根據地として國中に勢威を振つたが、義光の孫清光には數多の男子があつて、それが皆國內に分居し、各その地名をとりて氏號とし、遠近に武威を轟した。中でも長男信義は仁安三年父の後をついで領主となり、逸見の「武田の庄」に館して國內を視た。

〔武田の庄〕 この地は今の北巨摩郡神山村の地で、崇神天皇の御代四道將軍の武渟川別命のた所だ。今日この邊を武川といつてゐるのは、渟川の轉訛したのだ。次で景行の朝、命の孫大臣命須波國造となり、この地に封ぜられて竹田の臣を姓とし、更に日本武尊の御子武田王もまた此處に封ぜられ、薨じてこの地に葬られた。今其處に鰐塚といふ塚がある。鰐の恰好をしてゐるからで、これが王の墓だと稱へられてゐる。

〔八幡宮〕 その後祠廟を村内「櫻の御所」に建てられたが、弘仁十三年二月、勅命により今の宮地へ移され、宇佐八幡を配祀し、武田八幡宮と稱へられた。清和天皇の御代更に石清水八幡を社中に勧請し、神田八拾束を寄附された。甲斐守源頼信以來代々尊崇され、信義の時には特に崇敬されて氏神と仰がれ、またその地名をとりて武田を氏とし、その地一圓を寄附された。これが武田の氏號のはじめである。これから特に武田家の崇敬を得、信玄の時には正殿の造營も行はれた。また天正十年二月勝頼の夫人北條氏は外敵打攘ひの祈願文さへ奉つた。その願文は現に當社の所藏となつてゐる。

勝頼夫人北條氏祈願文

やまつて申

きくわんの事

南無きみやうちやうち八まん大ぼさつ、此國のほんしゆさして竹たの太郎さかうせしより此かた、世々まもり給ふ、こゝにふりよのけき新出きたつて國家をなやます、よつて勝頼うんを天さうにまかせ、命をかろんして、てきちんにむかふ、しかりさいへとも、しそつりをえさるあいた、そのこゝろまちくたりなんそきそよし政そくはくの神りよをむなしくし、あはれ身のふほをすて、てきへいをおこす、こ

れみつからは、をかいするなり、なかんつくかつ頼るいたいとおんのもから、けき新と心をひきつに
 して、たちまちに、つかへさんとするはんみんのなうらん、佛はうのさまたけならすや、そもくかつ
 よりいかてか、あくしんなからんや、思ひのほのを天にかりしんいなをふかゝらん、我もこゝにして
 あひさもにかなしむ、涙又らんかんだり、しんりよ天めいまことあらは、五きやく十きやくたるたくひ
 しょ天かりそめにもかこあらし、此時にいたつて、神くわんわたくしなく、かつかうきもにめいす、か
 なしきかな、しんりよまことあらは、うんめい此さきにいたることも、ねかはくはれいしんちからをあ
 はせて、かつ事をかつ頼一しにつけしめたまひ、あたをよもにしりそけん、ひやうらんかへむてめいを
 ひらき、じゆめらしやうおん、しそんはんしやうの事、
 みきの大きくわん、ちやうしゆならば、かつ頼我ともに、しやたんみかきたて、くわいろうこんりふの事、
 うやまつて申す、

天正十ねん二月十九日

みなもさかつ頼うち

當社は毎年八月十四日が祭典で、往古は鹽川の東岸中山へ神幸を行ひ、武田氏の頃には流鏑
 馬があつたと。徳川氏の時には二月初め卯の日の祭、六月十五日御田祭、十一月九日から同十

五日までの宮籠の神事などがあつた。

神 寶

- 武田王所持頭槌こづつるけん 長二尺 五寸計
- 源義家奉納神馬鏡ぼくつわ
- 新田義貞奉納鏡
- 信玄奉納大薙刀おほなながた 備前長船 鎌元作
- 勝頼夫人北條氏祈願書
- 天正十一年癸未四月十八日朱印
- 同十八年庚寅正月十四日伊奈熊藏黒印
- 慶長八年癸卯三月朔日四奉行黒印

その他古文書數通

夕狩澤

□ 武田家の危禍 □ 景家の敗亡

□ 楯無の威靈 □ 遺、蹟

〔武田家の危禍〕 夕狩澤は一に木棉刈にも作り、東山梨郡平等村の地内で、武田信昌が家臣の跡部景家を討滅ぼした處である。

武田氏は源義光以來二十八代五百年の間榮えた名家であるが、その間天折や廢立や權臣の跋扈など、さまざまの變事に出あひ、幾度か家門の危いことがあつた。中にも跡部上野介景家父子の跋扈は誠に恐るべきものであつた。

〔景家の敗亡〕 跡部父子は、武田伊豆千代丸の頃から守護代として私曲を擅にしてゐたが、武田信守の歿してからは、幼主信昌を蔑にして益々暴行をはたらき、武田家の存亡にもかゝはるやうになつた。信昌も常にこれを悪んでゐたが、寛正六年十九歳の時、家臣板垣三郎、下山五郎などを先陣として、景家父子を夕狩澤に攻めた。この時景家は武田家の重寶楯無鎧を着け、

數千騎を率ゐて勢盛んであつた。武田方では示し合せて退軍し、景家の軍を導いた。景家は勢に乗じ、真先に進んで駆ける處を、信昌只一騎樹蔭に身を潜め、心中に祈念して矢を放てばその矢は愆たず景家に中りてこれを殪した。

〔楯無の威靈〕 然るにその矢疵がありくと鎧に残つてゐたので、信昌歎じて「わが家重代の鎧に矢の立ちしこと家運の傾く兆ならん、われ楯無の神威を試みん」とて、歸陣の後親らその鎧を着て中庭に出で、善射の家臣——武藤五郎七郎、小山田十郎、三枝式部の三人を選出して左右から射させた。然るに不思議にもその矢は刎ね返つて一つも立たなかつたので、「さては楯無の靈は殿に神護あり」とて、一同感歎した。

これから武田家は斯様な大禍もなく、信繩を経て信虎の代となり家運隆盛の端を開き、信玄となり未曾有の強盛を極めることになつた。

〔遺蹟〕 今夕狩澤の地に深淵といふ處がある。景家敗亡の處と傳へられ、嘗て矢の根、金具の類など發掘された。また附近には寄口、矢坪、勝負澤などいふ處もある。併し一説には景家敗亡の地は西保小田山の地とも傳へられてゐる。王代記に「寛正六年乙酉跡部上野介西保小田

野城にて切腹」とある。甲斐國志に「其頃は跡部景家此墟に據りしならん。里人相傳ふ。景家夕狩澤の戰敗れ、八幡入より山越しに引きとり此城に保つ。今地名に呼所切差とは斬刺すなり赤芝は血流れて染之、隱家、膝立、生捕、自害澤など皆これ亂戰の有様を以て名づくる所なりと云へり」とある。

野城にて切腹」とある。甲斐國志に「其頃は跡部景家此墟に據りしならん。里人相傳ふ。景家夕狩澤の戰敗れ、八幡入より山越しに引きとり此城に保つ。今地名に呼所切差とは斬刺すなり赤芝は血流れて染之、隱家、膝立、生捕、自害澤など皆これ亂戰の有様を以て名づくる所なりと云へり」とある。

淺間神社

- 勸請
- 信玄の崇敬
- 後奈良天皇の御立願
- 大御幸
- 國幣中社
- 寶物

〔勸請〕 當社は一の宮といひ國幣中社で、社地二千八百四十七坪五合、社道七百九十二坪、東八代郡一宮村にある社だ。木花開耶姫命（このはなひらくやひめのみこと）を祀り、垂仁天皇の八年正月はじめて神山の麓山宮の地（東廿町）に勸請されたものだ。貞觀七年十二月今の地に遷され、その後朝廷をはじめ奉り、公家や鎌倉將軍家や武田家や徳川家の尊信をうけ、社領の寄進やら造營修理を加へられた。

〔信玄の崇敬〕 わけて信玄は敬虔に富み、深く神佛を崇めたので、國內の諸社寺で厚き保護を加へられ復舊を計られたものが多い。中にも當社などその一つで「社檀造營之儀疎略無く専ら之を相勤む可き事云々」とありて、時々造營寄進を行つたり、又は大和の初瀬櫻を移植して、「うつし植うる初瀬の花のしらゆふをかけてぞ祈る神のまにく」の和歌を詠進したこともある。その古文書や自筆の短冊（たんぷく）が今も當社に所藏されてゐる。



一宮浅間神社

〔後奈良天皇の御立願〕 當時戦國の世とて群雄は各地に起りて互に併呑し、世は亂麻のやうに亂れて萬民はその堵に安んじない、皇室さへ太く御衰微の折柄にも拘はせられず、天皇には深くこれを惱ませられ、御手づから心經を書寫して全國の諸社寺に奉納せられ、天下の安泰を御立願あらせられた。併し戦亂のため道路塞りて中には到達せなかつたものもあるが、當國へは送下を果され、天文十九年卯月二十日國主信玄の手を経て當社へ奉納せられ、御立願の聖旨を達せられた。

この心經は紺紙金泥の軸で、奥書に「國土安穩萬民和樂」とある。包紙には信玄の自筆で「勅

筆奉納神前般若心經一卷、天文十九庚卯月廿日大膳大夫晴信」及び「人皇百五代後柏原天皇第一王子今上皇帝宸筆」の文字と、信玄の花押とがある。今に當社の重寶で、明治三十八年四月國寶に指定せられ、次で大正六年七月十一日 先帝陛下東京帝國大學卒業式へ御臨幸の際、同校内で天覽に供し奉り、田中博士が御説明を申上げた。これで見ても皇室と當社との關係が拜察される。

〔大御幸〕 その後徳川氏に入りてもまた保護を加へられ、天正十年十月二十二日神領二百貫文の寄附を得、更に家光の時にもまた神領の寄進があり、柳澤氏以後も代々崇敬をうけ、社祭など盛大に執行はれた。

祭典は毎年四月第二の亥の日に行はれた。當日は今の中巨摩郡龍王村まで七里の間を神幸の儀がある。これを「大御幸」または「川除祭」となへ、參拜者が路傍に群集して随分雑沓する。その由來は、淳和天皇の天長二年、白根山が崩壊して釜無御勅使の二川が氾濫し、今の龍王村から東南へかけて、甲府平原一帯に水災を蒙つた。その時當國司文屋秋津がこれを朝廷に奏上した。朝廷では當社と同郡錦村の美和神社二の と今の西山梨郡國里村の玉諸神社三の に勅

使を下し、火災祈禱のため、三社を今の龍王村赤坂山の麓（釜無川の東岸に勸請し、宮祠をたて、神輿行幸の行在所とし、毎年その祭典を行はせた。これが大御幸のはじめだ。信玄の時一層盛大ならしめ、水難の祈禱を行ひ、同時に行幸によりて衆庶に軍容の盛儀を縦覧させた。徳川氏の時祭式を改め、官から左の武器兵杖を給與された。その品目は、

旗持	六人	旗四本	童子	二人	成童を用ふ麻袴を着し刀を帯ぶ
警固	六人	羽織六枚	長柄持	廿人	長柄
弓ノ者	十人	弓把十把	鐵炮持	十人	鐵炮十挺
挾箱持	四人	挾箱四挺	臺笠持	二人	臺笠二蓋
立笠持	二人	立笠二張	立弓持	二人	立弓二張
刀筒持	二人	刀筒二筒	若黨	廿人	
鎗持	二人	鎗二柄	馬ノ口附	四人	
香籠持	二人	香籠二挺	草履取	二人	

乗馬 二匹 鞍皆具

外神主の供 郡中より支辨

若黨 一人

香籠持 一人 香籠一挺

賄人足 十二人

馬口附 二人

乗馬 一匹 鞍皆具

駄馬 二匹

享保九年祭祀料の制を改め、その費用は府城衛士の祿高に割りあて、また國中に課した。明治に入り祭日を四月十五日に改め、官祭を畢へて後、古例によりて神幸の儀が行はれる。當日は一櫻、國立、清野、御代咲、相興、祝、石廩（いしくら）など氏子の人民が奇装して馬を驅り、神威をかりて虚勢をはり、時々喧嘩をして數多の負傷者を出したが、近年は漸くその弊を革めた。淺間神社誌にその模様を記して「此の日小荷駄（こにだ）と稱して毎年百頭以上の馬を出す。是の馬一頭につき十數人宛の壯夫各花笠を冠り、櫻の花の模様を染めぬきたる揃の衣服を着して付添ひ、甲斐國幣社といふ小旗を一頭毎に立て（此の旗は社務所より番號を付して渡す）往復十里の道を事

ともせず聲勇ましく囃したて、供奉する様一奇觀と云ふべし。全國各神社の神幸式多しと云へども、恐らく如斯は他に類例なからん。此日甲斐國中人民業を休み、赤飯を蒸して祝ひ、遠近より賽する者引きも切らず、州中七里の間群聚せり」と、その盛況も察せられる。

〔國幣中社〕 明治四年五月國幣中社に列せられ、同時に二の宮、三の宮の神幸は廢されて大御幸に合併された。次で冬御幸、山宮御幸なども廢され、祈年、新嘗、例祭の三祭を行はれる。その節は縣から奉幣使参向、奉幣の儀を行はせられる。

寶物

- 後奈良天皇御宸筆經卷 (國寶) 一軸
- 信玄の短冊 一葉
- 三十六歌仙 (庭田大納言重條書土佐派伊久間階求書) 一振
- 武田晴信奉納國次作太刀 一通
- 天文廿辛亥歲二月二日武田晴信寄進狀 一通
- 弘治二年丙辰正月三日晴信寄進狀 一通

- 同三年十二月二日三箇條目 一通
- 元龜三壬申三月五日原隼人佐寄進狀 一通
- 天正九年辛巳六月十二日普請役赦免狀 一通
- 同十年午年十月廿二日家康花押 一通
- 同十七己丑年伊奈熊藏黒印 一通
- 慶長十一年丙午十月十九日四奉行黒印 一通
- 其他寛永から安政までの社領朱印狀 九通

向嶽寺

- 草創と來歴
- 南帝勅願禪窟
- 赤松乙姫と覺庵
- 信玄の保護
- 向嶽寺派大本山

〔草創と來歴〕 當寺は臨濟宗向嶽寺派大本山で東山梨郡鹽山町にある名刹である。甲斐國志等によれば今から約五百六十年前長慶天皇の天授六年當國の太守武田信成が拔隊和尚を開山として建てた寺である。拔隊は姓を藤原名を得勝と稱へ、嘉曆二年十月六日相模國中村に生れた。二十九歳の時剃髮して得瓊侍者に謁し、三十二歳の二月鎌倉に出で骨山和尚の弟子となつた。後出雲の雲樹寺に往き孤峯和尚に參禪し拔隊と號した。天授四年當國に入り高森（今の東山梨郡玉宮村字竹森）に住み子弟に法を教へた。ある日學徒昌秀（今の東山梨郡諏訪村窪平寶珠寺の住持）が師に語つて、この地僻遠學徒往來に苦しむ南方鹽山に居を遷しては如何との勧めにより、遂にその議を容れ太守武田信成の力を得て其處に庵をたてた。實に天授六年正月二十日である。翌年佛殿僧堂成り、信成は坐像の釋迦佛を安置して本尊とし向嶽庵と稱へた。之れは

和尚が江州にゐた頃夢に富士山に向つて法を問うた瑞相により命名したのである。和尚は元中四年八月二十日六十一歳で寂した。天文十六年當國主武田信玄の奏請により惠光大圓禪師の號を賜つた。拔隊語録和泥合水、假名法語等の名著がある。



向嶽寺



八年の後歸朝し、各所に法を説き六十二歳の時當寺を開創した。後間もなく拔隊和尚に後事を附屬せしめ、遠江國奥山に遷り、其地に方廣寺を創建せられた。向嶽元中禪寺とは一山の總號で、佛殿、法堂、山門、藥師堂等は元中禪寺と號し、方丈庫裡等は向嶽庵と稱へた。後略して向嶽寺と稱するに至つた。今山門前の石標に「南帝勅願禪窟」の六字が刻されてあるのは斯かる由緒に基くのである。由來當地は吉野朝に關係深く、現に楠、赤松等の姓を名乗るものもあるも因縁のあることであらう。

〔赤松乙姫と覺庵〕 吉野朝時代の挿話として記したきは赤松乙姫のことである。一説に姫は元弘の亂の忠臣であつた赤松則村の女で、その初成田村の楠四郎次郎の妻であつたが故ありて離縁し、鹽山の拔隊和尚の弟子にならうとし、ある日向嶽寺に来て和尚に一首の和歌を呈した。

乗り得ては櫓楫もいらすあま小舟そのうら／＼の風にまかせん

和尚は返歌して、

乗り得ても心ゆるすなあま小舟高瀬の波のあらんかざりは

と、即ち乙姫は入門が叶ふことになつた。然るに和尚は姫の艶麗な容色を見て許さない。姫は

太く失望し附近の鍛冶屋にゆき鐵火をとりて自ら面を焼き髪を斷ち截りて寺へ行き和歌を呈して、

面をばうらみてぞ焼く鹽の山あまの煙と人や見るらん

と、和尚はその志に感じて遂に弟子とし、理庵と稱へしめた。併し當寺は女人禁制であるから別に一字を構へて其處に住ませた。これが覺庵といふ尼寺で現に當寺の西三町位の處にある。

〔武田信玄の保護〕 武田氏に至り信昌、信繩、信虎等代々當寺を信仰し、寺領を寄進して保護を加へたが、信玄に至り崇敬殊に篤く、天文十六年六月奏請して拔隊に慧光大圓禪師の諡號を賜り向嶽寺と改稱した。尙その前月の五月には壁書を定め、寺僧の學文を怠らざること、心地の修業に勵むこと、俗事に心勞せざること、等を戒められた。また天文十七年十一月には、勅により當寺を出世の道場とし、他山の僧侶を混ぜず一系相傳とし、同時に自己の祈願所とし、寺僧に佛道學文を奨勵した。以て公の當寺保護と禪徒に對する態度とを知ることが出来る。この壁書と掟書とは共に當寺に所藏されてゐるが、掟書に於ては文中「奏レ 帝倣_ナ出世之場云々」とありて帝字の上を明けてある。以て公の尊王心に厚き一端をも知るべく、またその末尾に「正

四位下源朝臣晴信みなもとのおすみはるのちかとありて、公が四位たりしことも併せて推考することが出来る。
 「向嶽寺派大本山」武田氏以後當國は一時織田氏の領となり、次で徳川家康に歸した。天正十一年家康入國の時當寺に二泊し、寺領三拾六石三斗餘を賜ひ寺域を劃せられた。その朱引の繪圖が今も當寺に所藏されてゐる。家康以後も代々保護を加へられたが、天明二年火災にかゝりて全部焼失し、後再興し明治廿三年向嶽寺派大本山となり寺運も益々榮えたが、大正十五年四月再び火災にかゝり全く舊狀を損じた。たゞ正面「鹽築地」と稱する土塀だけは最も古い建物の昔榮えた面影を留めてゐる。厚さ約五尺長さ十數間、粘土に砂礫と鹽とを混ぜて塗り固めたものである。往昔防壘の用に供せられたものでもあらう。

寺 寶

- 緋達磨繪 (國寶)
- 三光國師正相 (國寶)
- 開山禪師正相 (國寶)
- 涅槃像彩畫 (兆殿司筆と稱す)

- 塩山地圖七堂伽藍の寺境
- 武田信昌寺領寄進狀
- 武田信昌、同信繩連署花押狀
- 武田信虎朱印禁制
- 同花押朱印文書
- 晴信花押五箇條壁書
- 同花押朱印文書
- 織田信長禁制
- 伊奈能藏寺領證文
- 徳川家康花押寺領證文
- その他數十點

惠林寺

- 草 創
- 快川と信玄
- 信玄の墓
- 織田氏の焼討
- 家康の再興
- 信玄の法會
- 柳澤氏の崇敬
- 惠林 晚鐘
- 明治の火災
- 當寺と信玄
- 寺 寶

〔草創〕 惠林寺は東山梨郡松里村にある臨濟宗の古刹で、寺域八千九百三十九坪、山號を乾徳山といひ、後醍醐天皇の元徳二年北條氏の臣二階堂意蘊が、京都の名僧夢窓國師を開山として建てたものだ。昔時は鎌倉五山派で、寺運もさまで隆盛でなかつたが、武田氏の時、信玄深く當寺に歸依し、永祿七年寺領三百貫を寄附して牌寺とし、古規を改めて關山派とし、快川國師を聘して住職としてからは、益々保護を加へられ、興隆を促した。

〔快川と信玄〕 快川は美濃の崇福寺の僧で、初め同國の領主齋藤氏から厚遇されてゐた。然るにある時齋藤氏のために、治國の要を説て用ひられず、その不敬を怒り、去つて當國へ來り、信玄の請に應じて當寺の住職となつたので、この時勅により大通智勝國師の號を賜はり特に優遇された。

國師は學徳の備はつた高僧であるから、信玄は就て禪法を學び、また兵學をも修めた。公が人格にすぐれ善政を以て國人を化したのも、また孫子の兵法を戰陣に利用してよく武名をなしたのも、國師の教化による處が多い。それ故公は常に國師を敬ひ、機山の號をもつけて貰へばまたその軍旗——孫子の旗の文字「疾如風、徐如林、侵掠如火、不動如山」をも書いて貰つた。この語は孫子軍爭篇中の妙語で、公が軍陣の精神として最も尊んたものだ。それか快川の筆といふを見ても、公が國師を敬つた程が推せられる。この旗は今當時にも雲峰寺東山梨郡にも所藏されてゐる。同時に國師もまた公を敬ひ、ある二月の末頃公が當寺の奥——上求寺神金村の不動へ參詣した時、國師は兩袖の櫻咲き初めた寺庭に一所かまへ、態々使僧をたて、公を招待したことがある。その時公の詠歌に「誘はずばくやしからまし櫻花さねこん頃は雪のふる寺」とあつたことは、甲陽軍鑑に見えてゐる。

斯様に公と國師との關係は親密であつたから、さなくとも公の保護をうけた當寺は、益々その崇敬を得て一層隆盛に向つた。

〔信玄の墓〕 それ故、天正四年四月十六日公の葬儀にも、國師が大導師となり寺内に葬禮を行

つた。その時の状況は、信玄の家臣御宿監物の状に詳である。仍て左にこれを掲録しやう。

同十六日(天正四年四月)辰刻可有御葬禮儀定畢、御供衆御影者仁科五郎盛信、御位牌者葛山十郎信貞公、御龜小山田左衛門大夫、御腰物秋山惣九郎原隼人佐、前龜者道通軒、鴻臚卿、後龜者左典厩左金吾、其外一門之面々奉圍繞貴龍、大守御肩被掛掛縛塞哭泣之爲野奉見之者感御孝養之程、聞之者無不流感涙、門葉之面々始鴻臚卿左典厩其外家僕之旁々萬人烏帽子色衣就中春日彈正忠別而往年之因不淺斤面類惻望申剃髮染衣之姿御供、其外剃髮衆數百人苾芻方者紫衣之東堂七人黑衣之長老二十人總而僧侶千餘人、十宗八宗叢林之體不知其數、以綾羅錦繡飾幡天蓋以金銀珠玉鑲棺槨行道布白絹左右立雙金燭、幡天蓋響雲鼓之聲樂響天、繞繞儀式堂々爲體怡長壽王如來五々菩薩極樂淨利來迎不可知之靈殊勝、見物之道俗男女無不涕淚福傷哀聲盈道路哭聲喧國中。

先七佛寺之次第、掛眞建福寺東谷和尚、起龍圓光院說三和尚、鑽惠東光寺藍田和尚、奠茶開善寺速傳和尚、奠陽長禪寺高山和尚、下火快川國師、念誦圭首座、執骨臨濟鐵山和尚、安骨長院大圓和尚、入寶開善寺速傳和尚、陞座惠林寺快川國師、如斯宿老智尊宿盡一代骨法顯拈花微笑門竿倒却極意諸經教化之聲驚聽衆眼是非阿難羅喉羅爭論其智之淺深乎、(下略)

その盛儀も察せられる。法證は惠林寺殿機山信玄大居士。次で勝頼は當寺に初七日の法會を營み、以後當寺は公の墓所として家臣をはじめ國中から崇敬された。今武田不動堂の裏にその墓がある。高さ二尺五寸計りの臺石の上に二基の墓石があつて、向て右は高さ九尺一寸の五輪の塔で、左は九尺七寸の寶篋印塔である。五輪の塔は天正四年四月十六日に建立のものであるが、天正十年四月織田氏の焼討に際し毀損したので、寛文十二年四月信玄の一百年祭に當り、左方に寶篋印塔を建て、その供養を行つたのだ。

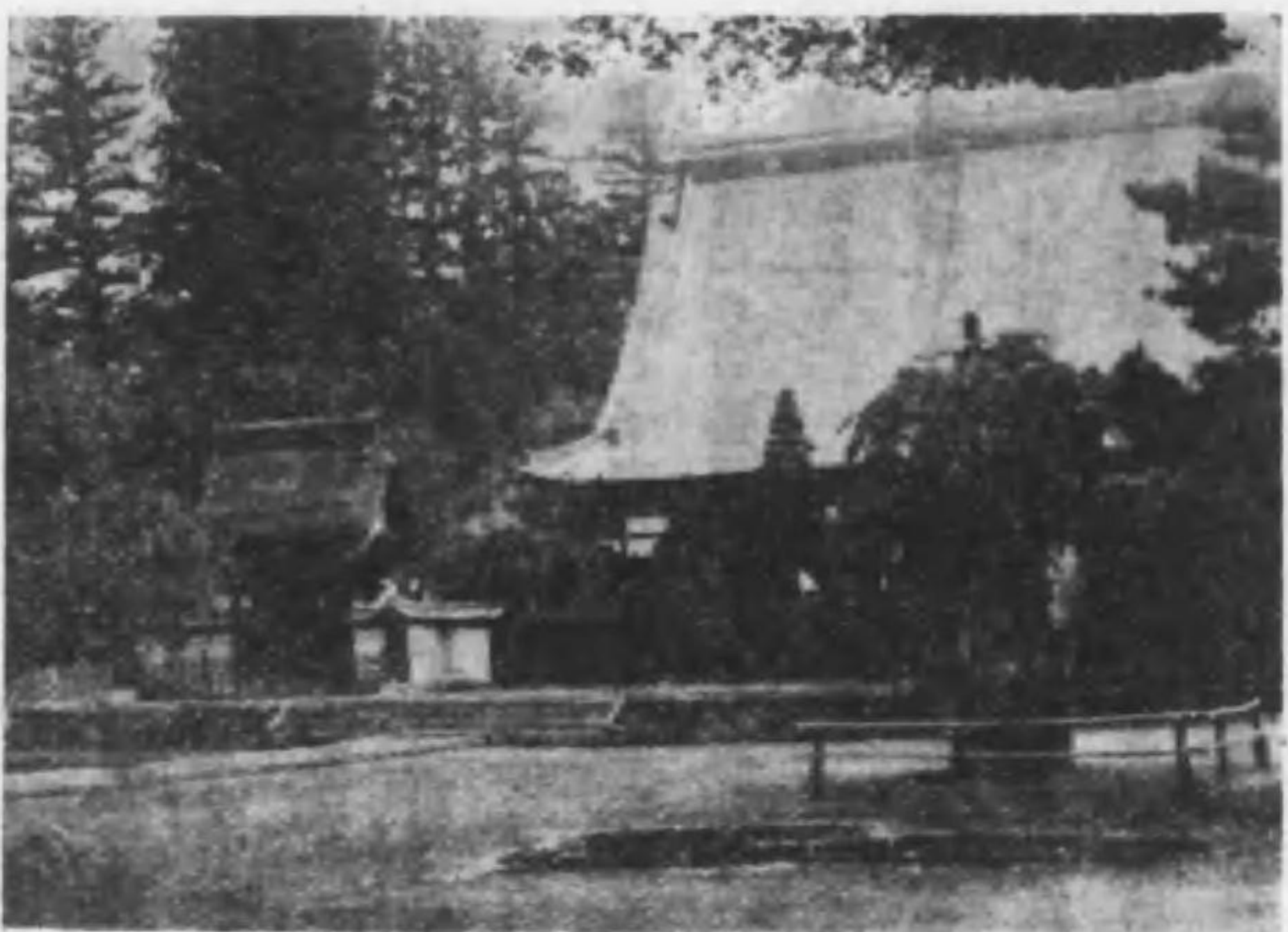
〔織田氏の焼討〕 天正十年三月武田氏は天目山に滅び、當國は織田氏の領となつた。この時織田氏は武田氏を憎む餘り、武田氏の遺臣を搜索して處罰し、また武田氏の尊信した國中の諸社寺を破却し、或は焼却して暴政を施した。

この時江州の浪人佐々木承禎といふが、足利將軍義昭から信長追討の密使として入國し、國內に蟄居してゐた。然るに今度の一亂に武田氏は滅び、頼むべきものもないので、惠林寺へ逃込み快川國師に憐みを求めた。織田氏は早くもこれを知り、河尻鎮吉に命じて承禎を出すやう惠林寺に迫らせた。然るに國師はその事實を否定し、密に案内者をそへて間道から遁してやつ

た。さなくとも當寺は武田氏尊信の寺として織田氏の憎悪は一通りでない。國師を幕下に招致して陳謝させやうとした。然るに國師は應じなかつた。仍て兵を出して當寺に迫らせた。時は四月三日。

この時、國師は信玄の敬信した老宿、大綱、睡菴、長禪寺高山、東光寺藍田、紫衣東堂五人黒衣長老九人をはじめ、以下の僧侶總べて七拾餘人とともに山門の樓上に避難した。寄手は早くも知り、樓下に枯草を積み重ねて、それに火をかけた。初めは息を殺して隠れてゐた寺僧等も、次第に煙に巻かれ炎に身を焦され、聲をあげて叫ぶもあれば、樓上から飛下りて負傷するもあつたが、國師は火焰の中に「安禪不_ニ必須_ニ山水_一、滅_ニ却_ニ心頭_一火自涼」と、徐に偈を唱へて焚死した。この時當寺は開山堂を殘し、堂塔伽藍悉く灰燼に歸した。

〔家康の再興〕 六月信長は本能寺で滅び、當國は家康の領となつた。家康は七月入國し、前代に鑑み、武田氏の遺制を採用し、遺臣を任命し、また織田氏に破却された諸社寺を復興し、また國師の弟子末宗を民間に求めて惠林寺の住職とし、寺領を賜ひて再興をはかつた。末宗は國師火定の時、火中から躍出し、焚死を免れた僧侶である。



惠 林 寺

〔信玄の法會〕 これから漸く寺運も榮え、同時に信玄の禮拜も其度を加へ、毎年四月十二日の命日に例祭を行ふ外、寛文十二年四月十二日の百回忌、寶永二年四月十二日の百三十三回忌、享保七年四月十二日の百五十回忌、安永元年四月十二日の二百回忌、文政五年四月十二日の二百五十回忌、明治五年四月十二日の三百回忌など、寶永の大法會を除き五十年毎に大法會を行はれて來た。當日は武田浪士をはじめ、國中のもの共が參拜する例であつた。中にも寛文の百回忌には公の墓石寶篋印塔をたて、供養を行ひ、寶永の百三十三回忌には柳澤吉保がその塔前に公の靈廟武田不動堂を建て、法要を行つた。尤もこの法會は吉保の宿願が叶

つて當國へ封ぜられた——報告謝恩祭ともいふべきもので、臨時の大祭であつた。

〔柳澤氏の崇敬〕 柳澤氏は武田信光の出で、信勝から信俊まで代々今の北巨摩郡駒城村柳澤の地に居たので、甲州とも武田家とも深い関係がある。それ故吉保が當國への受封は特に懇望したもので、當寺の不動明王へ祈願さへたてた程だ。寶永二年愈々その宿願が叶つて當國へ受封となると、先づ當寺へ參詣し、信玄の墳墓に謁して施政上の誓ひをたて、爾來特に當寺を崇敬した。

享保九年その子吉里が大和の郡山へ轉封の際、永慶寺を取毀ち、吉保の遺骸を當寺に改葬した。寺後にその靈殿と墳墓がある。以後當寺はその墓所として、今に至るまで柳澤家の崇敬をうけてゐる。

〔惠林晚鐘〕 當寺は柳澤氏の時斯様に歸依を得て堂宇を修理され、明治に入りても屢々修築を加へられ、規模莊麗、庭園雅致、惠林十境兩袖樓、橫月梅、惠山水、笛川流、心池月、臥龍松、土嶺雪、兩班杉、松間反機、林梢浮圖など、見るべきものもあつた。殊に「惠林晚鐘」は享保以來甲斐八景の一として知られ、「靜かなる夕べの鐘の聲きゝて見れば心の池もにこらす」外山前中の和歌もあつて、縣下屈指の名刹である。納言光顯

〔明治の火災〕 然るに明治三十八年二月十一日火災にかゝり、信玄の靈殿を残す外、本堂、開山堂、庫裡、吉保の廟所など悉く焼失せた。後篤志家の寄附を得て、本堂と庫裡だけは漸く落成し、昔にも劣らぬ莊觀を飾ることになつた。庭園は幸ひそれ程の損害もなかつたので、春花、秋の紅葉など、賞すべきものが多い。

〔當寺と信玄〕 當寺は信玄の牌寺として、また公の墓所として、信玄との關係は誠に深いが、終りに尙一言附加すべきものがある。公が生前不動尊崇信の餘、京都の佛工康清に命じて自己の像を不動明王に似せて造らせ、之れを當寺に安置するやら（この像は現に武田不動堂に安置されてゐる。一説に信玄が自己の像の萬一にも敵手に辱められてはと、態々不動明王に似せて造らせたものだ）、また牧溪の羅漢畫十六幅（現存二幅）を寄進したといふを見ても、或は吉保が信玄の遺物——武田家重代の左文字の名刀といふもの一振と、信玄の帶劍といふ來國長の刀一振（國寶）を公の靈前に奉納するやら、また江戸時代の甲州流軍學者が續々その著書を獻するやら、或は信玄の自筆といふ百人一首の書冊をはじめ、信玄の弟道逸軒の筆、甲冑不動の畫像や、公の古文書など、公に關係の深い寺寶の數多あるを見ても、また明治五年大小切の騷

動に際し、時の縣知事土肥實匡が當寺に臨み、不動明王の前に萬力栗原兩筋の人民を集めて彼等を叱し、特にその不心得を諭したを見ても、その他武田家の舊臣土屋子爵家(土屋昌恒の裔)では『甲州講』を組織し、毎年三月田野の景德院をはじめ、當寺並に中巨摩郡田野岡村長盛院(昌恒の墓所)に代拜を立てるを見ても、また大正四年十一月先帝陛下の御大禮に際し、畏くも公は贈從三位の御沙汰を賜はり、翌五年四月十二日公の命日を以て、その策命使が當寺の公の墓所へ差遣され、次で當寺に贈位報告大法會の行はれたを見ても、その關係の程が窺はれる。

寺 寶

- 不動像(佛工康清の彫刻) 一板
- 甲冑不動畫像(遺通軒筆) 一板
- 無銘刀(武田家重代左文字の名刀と云) 一振
- 來國長刀(國寶) 一振
- 牧溪羅漢畫 二幅

- 水祿四年五月十日武田家朱印 一通
- 水祿七年十二月朔日信玄寺領判物 一軸
- 七月廿五日晴信狀 一幅
- 十二月十日信玄狀 一幅
- 十二月廿三日信玄狀 一幅
- 六月廿九日勝頼狀 一幅
- 惠林寺領檢地帳 二册
- 惠林寺略由緒舊抄 一册
- 天正玄公佛事法語 一册
- 快川國師眞蹟 一幅

天目山

- 新府退去
- 小山田の叛
- 小宮山の忠節
- 勝頼夫人の最期
- 信勝の覺悟
- 撰甲の禮
- 勝頼父子の最期
- 土屋の忠節
- 勝頼の首級
- 織田徳川の治
- 景徳院
- 遺蹟

〔新府退去〕 長篠以來武田の氣勢は次第に衰へ、天正十年二月勝頼は四隣から敵の壓迫をうけ日々家運の傾く折柄、三月高遠落城に際し、小山田の言に従ひ岩殿へ退去と決し、主從僅に五百餘名で新府を出立した。時は三月三日で、途中古府へ立寄り、その夜柏尾の大善寺へ一泊した。

大善寺は養老二年僧行基が開いた寺で、東山梨郡勝沼町にある眞言宗の古刹である。聖武天皇の御代「鎮護國家大善寺」の勅額と御祈願所の宣旨を賜はり、鎌倉以來代々の將軍家及び武田家の祈願所として、誠に由緒深い寺である。それ故勝頼の夫人北條氏はこの夜通夜して本尊薬師如來に祈願をたて、また「西を出で東へ行きて後の世の宿かしはをとたのむみほとけ」と一首の和歌を詠進して行末を祈つた。

然るにその翌朝出立となると、昨日まで見えた馬も馬丁も已に逃亡して見えないので、詮方なくも侍婢達は跣足で歩いて出かけた。ゆく／＼足を傷めて血を流すなど見るもあはれであつた。

〔小山田の叛〕 やがて駒飼へつき石見某の家に宿して、先に用意のために立たせた小山田の迎へに来るのを待つてゐた。然るに一週間になるも音信がない。不審の餘り使者を出して見ると笹子峠にはもう信茂が柵を構へ烽火臺を設け、勝頼の軍は一步も入れじと固く守つてゐた。勝頼は小山田に騙られたを憤り、直に左右を召して謀らうとしたが、家臣も大方離叛して残るは僅に四十一名、勝頼の無念は一通りでなかつた。

今は之れまでと、駒飼から道を左に日川に沿うて天目山に赴いた。馬丁も逃失せて一人もゐないので、土屋昌恒兄弟、秋山紀伊守など勝頼の馬の口をとり、巖巖を攀ち荆棘を排しながら漸く田野へついた。

〔小宮山の忠節〕 こゝに武田家の舊臣小宮山内膳友晴、嘗て長坂跡部の讒言により勝頼の勘氣を蒙り、追放の身となつてゐたが、今武田家の危急をき、此處まで馳せつけ、土屋の取次で